

## 【加工事業変更許可内容の保安規定への反映確認】

## ●第一条（定義）関連

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
1-1	2	安全設計の目的は、公衆及び従事者を核燃料物質の有害な影響から防護することにより、線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成できる限り放射線被ばくを低減することである。	<p>保安規定関連条項</p> <p><b>赤字斜体</b>：7/26 変更認可申請のうち許可抽出事項反映箇所、<b>赤字</b>：7/26 変更認可申請事項  <b>青字斜体</b>：補正申請のうち許可抽出事項反映箇所、<b>青字</b>：補正申請事項  <b>緑字斜体</b>：既反映事項</p> <p>(定義)  第4条の2  ①原子力安全  適切な運転状態を確保すること、事故の発生を防止すること、あるいは事故の影響を緩和することにより、<b>従業員等、公衆及び環境を放射線による過度の危険性から守ることをいう。</b></p> <p>(線量限度)  第50条 放射線業務従事者の線量限度は、<b>別表第5に定める値とする。</b></p> <p>(被ばくの低減措置)  第52条 各課長は、線量限度を超えないことはもとより、<b>合理的に達成可能な限り放射線被ばくを低減するために、管理区域内で作業を行う場合には、作業による線量及び作業場の放射線環境に応じた作業方法を必要に応じ立案し、作業者の受ける線量を低くするよう努める。</b></p>	<p>関連下部標準等</p> <p><b>青字斜体</b>：反映予定、<b>緑字斜体</b>：既反映事項</p> <p>(SQAM「保安品質保証計画書」)  3. 定義  ①原子力安全  適切な運転状態を確保すること、事故の発生を防止すること、あるいは事故の影響を緩和することにより、<b>従業員等、公衆及び環境を放射線による過度の危険性から守ることをいう。</b></p> <p>(SQAS-07「放射線管理標準」)  6.2.2 線量限度  放射線業務従事者の線量限度は、「保安規定」の別表第5に定める値とする。  6.2.4 被ばくの低減措置  (1) 各課長は、線量限度を超えないことはもとより、<b>合理的に達成可能な限り放射線被ばくを低減するために、管理区域内で作業を行う場合には、作業による線量及び作業場の放射線環境に応じた作業方法を必要に応じ立案し、作業者の受ける線量を低くするよう努める。</b></p> <p>(STD-SC0101「放射線安全作業要領」)  (3) 周辺監視区域  周辺監視区域における放射線管理は、当該区域境界における放射線レベルの測定によって日常の変動をとらえ、<b>一般公衆の被ばくが限度以下に保たれていることを確認するものである。</b></p> <p>9.2 作業上の遵守事項  5) 被ばくの低減等  作業責任者は、<b>各作業員の被ばくができる限り少なくなるよう、また、安全に作業が行えるよう配慮すること。</b></p>

## ●第二条（核燃料物質の臨界防止）関連

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
2-1	3	形状寸法について適切な核的制限値を設けて管理する。それが困難な設備・機器等については質量若しくは幾何学的形状を管理し、又はそれらのいずれかと減速度を組み合わせて管理する。	<p>赤字斜体：7/26 変更認可申請のうち許可抽出事項反映箇所、赤字：7/26 変更認可申請事項  青字斜体：補正申請のうち許可抽出事項反映箇所、青字：補正申請事項  緑字斜体：既反映事項</p> <p>(説明) 核的制限値は、設工認申請書で設定している。  保安規定では、設工認申請書で設定した核的制限値のうち、核燃料物質の臨界安全上の制限値として設備機器の寸法又は容積を制限することが困難なもののソフト管理について規定している。</p> <p>(臨界安全管理)  第35条 各課長は、核燃料物質を取扱う設備機器のうち、核燃料物質の臨界安全上の制限値として設備機器の寸法又は容積を制限することが困難なものについて、取扱う核燃料物質の質量、寸法等が、別表第2に掲げる核的制限値を超えないように下記に掲げる基準を従業員等に遵守させ、十分な対策を講じる。</p>	<p>(SQAS-06「加工施設の操作標準」)  6.1 加工施設の操作管理  (4) 各課長は、核的制限値及び熱的制限値を有する設備の操作にあたっては、下記内容を含んだ要領書を作成し、これを遵守することを操作する者に周知徹底する。</p> <p>(STD-SC0102「臨界安全管理要領」)  4. 臨界安全設計  4.1 基本的な考え方  (3) ウランを収納する設備機器のうち、その形状寸法または容積を制限し得るものについては、その形状寸法または容積について核的制限値を設定する。  (4) 上記(3)を適用することが困難な場合には、取扱うウラン自体の質量、形状寸法、容積または溶液の濃度等について核的制限値を設定する。この場合、誤操作等を考慮しても工程中のウランが核的制限値を超えないよう、十分に対策を講じる。</p>
2-2	添7-2	核的制限値として形状寸法、質量、減速度又はそれらの組み合わせにより管理する。	<p>別表第1-3  ・ロータリーキルン ・ロータリーキルンの温度を500℃以上、1000℃以下にする  ・仮焼炉 ・ウランを600℃以上の仮焼温度で0.5時間以上仮焼する  ・スクラップ仮焼炉(仮焼部) ・ウランを500℃以上の仮焼温度で0.5時間以上仮焼する  ・研削屑乾燥機(工場棟) ・ウランを150℃以上の乾燥温度で1.5時間以上乾燥させる  ・研削屑乾燥機(加工棟) ・ウランを100℃以上の乾燥温度で4時間以上乾燥させる</p>	<p>(STD-SC0102「臨界安全管理要領」)  5. 臨界安全管理上の一般的な注意事項  (4) 減速度制限をしている機器・容器には、減速度制限値を超えて水分および溶剤等を混入してはならない。UF<sub>6</sub>シリンダは、ミルシートにより、H/U=0.088以下(HF含有率にすると0.5%以下)であることを確認する。また、その他の減速度制限している機器・容器に収納するウランは、含水率が減速度制限値(H/U=0.5(含水率1.6%)以下)に比べ十分小さく、且つ、吸湿性のない酸化ウラン(UO<sub>2</sub>, U<sub>3</sub>O<sub>8</sub>)であることを担保できるロータリーキルン、スクラップ仮焼炉(仮焼部)、仮焼炉、研削屑乾燥機により適切な加熱処理<sup>注4)</sup>をされたものでなければならない。</p> <p>注4)  ・ロータリーキルン ・ロータリーキルンの温度を500℃以上、1000℃以下にする  ・仮焼炉 ・ウランを600℃以上の仮焼温度で0.5時間以上仮焼する  ・スクラップ仮焼炉(仮焼部) ・ウランを500℃以上の仮焼温度で0.5時間以上仮焼する  ・研削屑乾燥機(工場棟) ・ウランを150℃以上の乾燥温度で1.5時間以上乾燥させる  ・研削屑乾燥機(加工棟) ・ウランを100℃以上の乾燥温度で4時間以上乾燥させる</p>
2-3	4	容器からウランを取り出す等、形状寸法を維持できない場合は、質量の核的制限値を設定し、管理する。	<p>(臨界安全管理)  第35条  (1) 核的制限値として核燃料物質の質量制限値が設けられている工程では、事前に核燃料物質の秤量等を行い、別表第2の制限値以内であることを確認した後、工程へ装荷すること。ただし、所定の容器に収納される等で、その中に含有されている核燃料物質の質量があらかじめ判明しているものについては、これらの員数により質量制限値以下であることを管理すること。なお、別表第2のうち秤量が必要な作業に関しては、作業実施前後に担当放射線業務従事者以外の放射線業務従事者により、核的制限値が遵守されていることを確認すること。</p>	<p>(SQAS-06「加工施設の操作標準」)  (4) 各課長は、核的制限値及び熱的制限値を有する設備の操作にあたっては、下記内容を含んだ要領書を作成し、これを遵守することを操作する者に周知徹底する。</p> <p>(STD-SC0102「臨界安全管理要領」)  4. 臨界安全設計  (3) ウランを収納する設備機器のうち、その形状寸法または容積を制限し得るものについては、その形状寸法または容積について核的制限値を設定する。  (4) 上記(3)を適用することが困難な場合には、取扱うウラン自体の質量、形状寸法、容積または溶液の濃度等について核的制限値を設定する。この場合、誤操作等を考慮しても工程中のウランが核的制限値を超えないよう、十分に対策を講じる。</p>
2-4	4	最適減速条件の推定臨界下限値を超える量のウランを取り扱う場合は、減速度を組み合わせて管理する。	<p>(臨界安全管理)  第35条 各課長は、核燃料物質を取扱う設備機器のうち、核燃料物質の臨界安全上の制限値として設備機器の寸法又は容積を制限することが困難なものについて、取扱う核燃料物質の質量、寸法等が、別表第2に掲げる核的制限値を超えないように下記に掲げる基準を従業員等に遵守させ、十分な対策を講じる。</p> <p>記載例  別表第2  組成型用プレス 質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下</p>	<p>(SQAS-06「加工施設の操作標準」)  (4) 各課長は、核的制限値及び熱的制限値を有する設備の操作にあたっては、下記内容を含んだ要領書を作成し、これを遵守することを操作する者に周知徹底する。  ・核的制限値として核燃料物質の寸法等の制限値が適用されている工程では、事前に装荷される核燃料物質が「保安規定」別表第2の制限値以内であることを確認した後、工程へ装荷すること。なお、寸法等の制限値が適用されている工程の内、「保安規定」別表第1-3に記載されている機器については、担当放射線業務従事者以外の放射線業務従事者により、核的制限値が遵守されていることを記録により確認すること。</p>
2-5	5	供用開始後は、巡視・点検による異常の有無の確認により維持・管理する。	<p>(巡視)  第30条 各課長は、毎日1回以上、別表第1-2に示す設備等について、第60条の8第3項に定める観点を含めて巡視を行う。</p> <p>(保全の実施)  第60条の8  3. 担当課長は、加工施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、第30条による巡視を定期的に行う。</p>	<p>(SQAS-06「加工施設の操作標準」)  6.2 加工施設の設備管理  (2) 各課長は、毎日1回以上、「保安規定」別表第1-2に示す設備等について巡視を行う。その際、火災発生の有無について確認し、火災の早期発見に努めるとともに、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合には適切に正常な状態に回復させること。なお、巡視方法については、対象設備(「保安規定」別表第1-2に示す設備以外の設備も含む)確認方法、確認基準及び異常時の処置等を明確にした要領書を作成し、巡視する者に周知徹底すること。</p>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
			<p>赤字斜体：7/26 変更認可申請のうち許可抽出事項反映箇所、赤字：7/26 変更認可申請事項  青字斜体：補正申請のうち許可抽出事項反映箇所、青字：補正申請事項  緑字斜体：既反映事項</p>	<p>青字斜体：反映予定、緑字斜体：既反映事項</p>
2-6	5	取り扱うウランの形状寸法について核的制限値を設定する設備・機器は、十分な裕度を持った運転条件で管理し、インターロック機構により、確実に形状寸法を担保できる設計とする。	<p>別表第1-3  乾燥機 ・ウランの厚みを核的制限値以下にする</p>	<p>(SQAS-06「加工施設の操作標準」)  (2) インターロック  異常を検知して事故を未然に防ぐために作動するもの及び所定の操作以外の誤った操作を防止するものをインターロックと呼称する。インターロックの内、「定期事業者検査」(保安規定第64条関係)対象であるインターロック機構をSインターロックと呼称し、他のインターロック機構を総称してPインターロックと呼称する。  Sインターロック機能を有する設備とその設定値を別表1に示す。</p> <p>別表1 定期事業者検査対象であるインターロック(Sインターロック)設定値一覧表  ③乾燥機の核的制限値維持のインターロック  設備運転の制限：厚み制限値 12.3 cm  インターロック設定値：厚み 11cm</p>
2-7	5	<p>ウランの質量による核的制限値の管理については、二重装荷を想定しても未臨界となる質量とし、信頼性の高いインターロック、運転員と監視システムによる確認又は複数の運転員による確認措置を講じる。溶液系でバッチ処理を行う場合は、次工程の質量の核的制限値以下であることが確認されなければ、インターロック機構等により次工程に移動することができない設計とする。</p> <p>質量の核的制限値を設定したバッチ処理の場合、移動するウランについて移動先の単一ユニットの核的制限値を超えないよう管理する。なお、溶液系でバッチ処理を行う場合、資格認定された運転員二人により投入量を確認し、インターロック機構により質量の核的制限値以下であることが確認されなければ次の工程に進めない設計とする。</p>	<p>(臨界安全管理) 第35条  (1) 核的制限値として核燃料物質の質量制限値が設けられている工程では、事前に核燃料物質の秤量等を行い、別表第2の制限値以内であることを確認した後、工程等へ装荷すること。ただし、所定の容器に収納される等で、その中に含有されている核燃料物質の質量があらかじめ判明しているものについては、これらの員数により質量制限値以下であることを管理すること。なお、別表第2のうち秤量が必要な作業に関しては、作業実施前後に担当放射線業務従事者以外の放射線業務従事者により、核的制限値が遵守されていることを確認すること。</p>	<p>(SQAS-06「加工施設の操作標準」)  (4) 各課長は、核的制限値及び熱的制限値を有する設備の操作にあたっては、下記内容を含んだ要領書を作成し、これを遵守することを操作する者に周知徹底する。  ・核的制限値として質量制限値が設けられている工程で、容器に含有されている核燃料物質の質量が明確でなく質量を確定する作業及び<sup>注)</sup>複雑なバッチ区切り管理を要する作業については、事前に核燃料物質の秤量及びバッチ区切り管理を行い、「保安規定」別表第2の制限値以内になることを確認した後、工程等へ装荷すること。なお、作業に際しては、設備等へ装荷する前に担当放射線業務従事者以外の放射線業務従事者が秤量及びバッチ区切り管理に立会い、質量制限値以下であることを確認する。また、設備等への装荷後に担当放射線業務従事者が記録した操作員名、挿入量等の記録及び担当放射線業務従事者以外が立ち会って確認を行った結果を確認する。なお、作業前の確認と作業後の確認は、同一の放射線業務従事者が実施しても良いこととする。</p> <p>注) 複雑なバッチ区切り管理  複数の機器でひとつの質量制限値を有する工程において、当該工程に複数のバッチが入らないように、バッチ管理している作業。  ウラン回収工程の溶解、沈殿作業がこれにあたる。</p> <p>別表1 定期事業者検査対象であるインターロック(Sインターロック)設定値一覧表  ①質量管理のインターロック ウラン回収設備  設備運転の制限：17.5kgU (20.6kgU<sub>3</sub>O<sub>8</sub>)  インターロック設定値：19.5kg</p>
2-8	5	減速度について核的制限値を設定したウランを事業所内に受け入れる場合、受入前に材料証明書(ミルシート)により減速度を確認する。	<p>別表第1-3  ・シリンダミルシートのH/Uは、核燃料物質を受入れる前に確認する。  ・粉末輸送容器に収納された粉末の核燃料物質のH/Uを他社から受入れる前に確認する</p>	<p>(STD-SC0102「臨界安全管理要領」)  5. 臨界安全管理上の一般的注意事項  (4) 減速度制限をしている機器・容器には、減速度制限値を超えて水分および溶剤等を混入してはならない。UF<sub>6</sub>シリンダは、ミルシートにより、H/U=0.088以下(HF含有率にすると0.5%以下)であることを確認し、粉末の核燃料物質は、含水率が減速度制限値(H/U=0.5(含水率1.6%)以下)の酸化ウラン(UO<sub>2</sub>・U<sub>3</sub>O<sub>8</sub>)であることを確認する。</p>
	添7-48	・減速度について核的制限値を設定したウランを事業所内に受け入れる場合、信頼性の高い製品を製造する濃縮施設又は加工施設から受け入れ、受入時に材料証明書によりウランの減速度を確認する		
	添7-49	・信頼性の高い濃縮施設で製造された製品について受入前に材料証明書(ミルシート)で減速度を確認		
2-9	7	固定することが困難な設備・機器の場合は、その周囲に単一ユニット相互間の間隔を維持するための剛構造物を取り付けるか、移動範囲を制限し、管理する設計とする。	<p>(臨界安全管理) 第35条  (3) 別表第2第2項に示す台車及び別表第2第3項に示す電動リフトを使用する場合は、同表に示す所定の使用エリアで使用すること。  別表第2第2項  ウランを移動する場合は、スペーサーを張り出すこと。</p>	<p>(SQAS-06「加工施設の操作標準」)  ・「保安規定」別表第2第2項に示す台車及び別表第2第3項に示す電動リフトを使用する場合は、同表に示す所定の使用エリアで使用すること。</p>
2-10	181	分光分析室の不純物分析設備及び同位体分析設備並びに分析室の不純物分析設備及び物性測定設備については、エリアを定めて、当該エリア内のウランの質量を14.8kgU以下とする。	<p>○保安規定別表での記載箇所  別表第2  (注5) 除染室・分析室 分析室及び工場棟分光分析室の取扱い質量の合計は14.8kg-U以下とする。</p>	<p>(STD-SC0102「臨界安全管理要領」)  除染室・分析室 分析室及び工場棟分光分析室の取扱い質量の合計は14.8kg-U以下とする。</p>

No.	事業許可 記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に 反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
2-11	添 5-13～ 17	単一ユニットの核的制限値に加え、容 器の収納量、ウランの減速度等の制約 が必要な場合、複数ユニットの核的制 限值として管理する。	<p style="text-align: center;">保安規定関連条項</p> <p><b>赤字斜体</b>：7/26 変更認可申請のうち許可抽出事項反映箇所、<b>赤字</b>：7/26 変更認可申請事項  <b>青字斜体</b>：補正申請のうち許可抽出事項反映箇所、<b>青字</b>：補正申請事項  <b>緑字斜体</b>：既反映事項</p> <p>○保安規定別表での記載例(代表例)  別表第 2  <b>中間仕掛品一時貯蔵棚</b> <b>質量(複数ユニット)</b> 16.0kg-U 以下/容器  <b>減速度(複数ユニット)</b> H/U=0.5(含水率 1.6%) 以下</p>	<p style="text-align: center;">関連下部標準等</p> <p><b>青字斜体</b>：反映予定、<b>緑字斜体</b>：既反映事項</p> <p>(STD-SC0102「臨界安全管理要領」)  4. 臨界安全設計  <b>中間仕掛品一時貯蔵棚</b> 容器の直径 <u>25.1</u>cm 以下  <b>質量(複数ユニット)</b> 16.0kg-U 以下/容器  <b>減速度(複数ユニット)</b> H/U=0.5(含水率 1.6%) 以下</p>

●第三条（遮蔽等） 関連

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等																	
3-1	10	遮蔽のための壁、天井の構築物を設ける設計とし、かつ、その他の適切な措置として再生濃縮ウランの貯蔵量、貯蔵位置、貯蔵期間、ビルドアップ期間を管理し、保管廃棄する放射性廃棄物の外表面線量率を管理する措置を講じる等設計とする。	<p><b>赤字斜体</b>：7/26 変更認可申請のうち許可抽出事項反映箇所、<b>赤字</b>：7/26 変更認可申請事項  <b>青字斜体</b>：補正申請のうち許可抽出事項反映箇所、<b>青字</b>：補正申請事項  <b>緑字斜体</b>：既反映事項</p> <p>(核燃料物質の貯蔵)            第 72 条 各課長は、核燃料物質を貯蔵しようとするときは、次の事項を遵守する。            (2) 別表第 13-1 に示す <b>最大貯蔵数量</b> を超えないこと。また、別表第 13-2 に示す <b>ビルドアップ期間及び貯蔵期間を超えないこと</b>。            (3) <b>貯蔵にあたっては、その貯蔵位置を次のとおり限定する。</b>            イ) 工場棟 燃料集合体組立室・燃料集合体貯蔵室 (第 4 図 (1))            ロ) 原料貯蔵所 (第 4 図 (2))            ハ) 容器管理棟 保管室 (第 4 図 (3))            2. 各課長は、貯蔵等の設備内の配置にあたっては、再生濃縮ウラン等の相対的に線量が高いものによる <b>周辺環境への影響が低くなるように管理する</b>。            3. 各課長は、<b>再生濃縮ウランを貯蔵する場合は、その貯蔵位置を次のとおり限定する。</b>            (1) 工場棟 転換加工室 大型粉末容器に係る粉末貯蔵設備 (第 4 図 (4))            (2) 工場棟 燃料棒検査室 燃料棒貯蔵棚 (第 4 図 (5))            (3) 工場棟 燃料集合体貯蔵室 燃料集合体貯蔵架台 (第 4 図 (6))            (4) 第 2 核燃料倉庫 (第 4 図 (7))            (5) 第 3 核燃料倉庫 貯蔵室(1) (第 4 図 (8))            (6) 第 3 核燃料倉庫 貯蔵室(2) (第 4 図 (9))</p> <p>(放射性固体廃棄物)            第 75 条の 2  <b>(4) 廃棄物を保管廃棄するに当たっては、保管廃棄物の最外周の表面線量率が 2 μSv/h 以下となるよう配置すること。</b></p>	<p><b>青字斜体</b>：反映予定、<b>緑字斜体</b>：既反映事項</p> <p>(SQAS-10「放射性廃棄物管理標準」)            6. 3 核燃料物質の貯蔵            (1) 担当課長は、以下の事項を含んだ要領書を作成する。            ① 所定の容器に入れて貯蔵設備に貯蔵すること。            ② <b>「保安規定」別表第 13-1 の内数である本標準書別表 1 に示す最大貯蔵能力を超えないこと。また、別表 2 に示すビルドアップ期間及び貯蔵期間を超えないこと。</b>            (3) 担当課長は、貯蔵等の設備内の配置にあたっては、再生濃縮ウラン等の相対的に線量が高いものによる <b>周辺環境への影響が低くなるように計画する</b>。            (4) 担当課長は、再生濃縮ウランを貯蔵する場合は、その <b>貯蔵位置を次のとおり限定する</b>。</p> <p>(STD-SC0101「放射線安全作業要領」)            付録 2 回収ウラン加工時の取扱と注意事項  <b>「回収ウラン加工時の取扱と注意事項」に記載している。</b></p> <p>(SQAS-10「放射性廃棄物管理標準」)            5. 1 放射性固体廃棄物の管理            (2) 環境保全課長が実施する放射性固体廃棄物（使用施設で発生した濃縮度 5 % 以下の廃棄物を含む）の管理に関する以下の事項  <b>④廃棄物を保管廃棄するに当たっては、保管廃棄物の最外周の表面線量率が 2 μSv/h 以下となるよう配置すること。</b></p>																	
3-2	10	加工施設内の線量について、1.3mSv/3 月間を超えるか、又は超えるおそれのある場所を管理区域として設定し、人の出入りを管理する。	<p>(管理区域)            第 42 条 <b>管理総括者は、加工施設内の線量について、1.3mSv/3 月間を超えるか、又は超えるおそれのある場所を管理区域として設定する。</b></p> <p>(管理区域への出入管理)            第 46 条 安全管理課長は、<b>許可された者以外の者を管理区域に立入らせない</b>。            2. 安全管理課長は、<b>施錠等により管理区域にみだりに人の立入りができないような措置を講じると共に、立入る者に対して次の事項を遵守させる措置を講じる</b>。</p>	<p>(SQAS-07「放射線管理標準」)            6. 1.1 管理区域の設定            (1) <b>管理総括者は、加工施設内の線量について、1.3mSv/3 月間を超えるか、又は超えるおそれのある場所を管理区域として設定する。</b></p> <p>6. 1.6 管理区域への出入管理            (1) 安全管理課長は、<b>許可された者以外の者を管理区域に立入らせない</b>。            なお、放射線業務従事者に指定する際の手続きに関する事項は「放射線安全作業要領」に定める。            (2) 安全管理課長は、<b>施錠等により管理区域にみだりに人の立入りができないような措置を講じると共に、立入る者に対して次の事項を遵守させる措置について「放射線安全作業要領」に定める</b>。</p> <p>(STD-SC0101「放射線安全作業要領」)            3. 1 管理区域等の設定基準  <b>管理区域等の設定に係る基準値を第 1 表に示す。</b></p> <table border="1" data-bbox="1952 1690 2528 1944"> <caption>第 1 表 管理区域等の設定に係る基準値</caption> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>項目</th> <th>法令基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">管理区域</td> <td>外部放射線による線量</td> <td>1.3 mSv/3 月</td> </tr> <tr> <td>空気中の放射性物質の 3 月間についての平均濃度</td> <td>3.0×10<sup>-7</sup> Bq/cm<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>物の表面の放射性物質の密度</td> <td>0.4 Bq/cm<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">周辺監視区域</td> <td>実効線量の線量限度</td> <td>1 mSv/年</td> </tr> <tr> <td>皮膚の等価線量の線量限度</td> <td>50 mSv/年</td> </tr> <tr> <td>眼の水晶体の等価線量の線量限度</td> <td>15 mSv/年</td> </tr> </tbody> </table>	区分	項目	法令基準値	管理区域	外部放射線による線量	1.3 mSv/3 月	空気中の放射性物質の 3 月間についての平均濃度	3.0×10 <sup>-7</sup> Bq/cm <sup>3</sup>	物の表面の放射性物質の密度	0.4 Bq/cm <sup>2</sup>	周辺監視区域	実効線量の線量限度	1 mSv/年	皮膚の等価線量の線量限度	50 mSv/年	眼の水晶体の等価線量の線量限度	15 mSv/年
区分	項目	法令基準値																			
管理区域	外部放射線による線量	1.3 mSv/3 月																			
	空気中の放射性物質の 3 月間についての平均濃度	3.0×10 <sup>-7</sup> Bq/cm <sup>3</sup>																			
	物の表面の放射性物質の密度	0.4 Bq/cm <sup>2</sup>																			
周辺監視区域	実効線量の線量限度	1 mSv/年																			
	皮膚の等価線量の線量限度	50 mSv/年																			
	眼の水晶体の等価線量の線量限度	15 mSv/年																			

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
			<p><b>赤字斜体</b>：7/26 変更認可申請のうち許可抽出事項反映箇所、<b>赤字</b>：7/26 変更認可申請事項  <b>青字斜体</b>：補正申請のうち許可抽出事項反映箇所、<b>青字</b>：補正申請事項  <b>緑字斜体</b>：既反映事項</p>	<p><b>青字斜体</b>：反映予定、<b>緑字斜体</b>：既反映事項</p>
3-3	11	<p>管理区域における外部放射線に係る線量、物の表面の放射性物質の密度及び空気中の放射性物質濃度を監視・管理する。さらに、ウラン受入れ時に材料証明書により核種含有量を受入仕様値以下に管理する。</p>	<p>(線量当量等の測定)  第 54 条 安全管理課長は、<b>管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を別表第 7 及び別表第 8 に定めるところにより測定する。</b></p> <p>(核燃料物質の受入、払出し)  第 70 条  3. 安全管理課長は、<b>核燃料物質を受け入れる場合は、別表第 12 に定める受入仕様値に適合することを確認し、</b> 輸送課長に連絡する。</p>	<p>(SQAS-07「放射線管理標準」)  6.3.1 線量当量等の測定  (1) 安全管理課長は、<b>管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を「保安規定」の別表第 7 及び別表第 8 に定めるところにより測定する。</b></p> <p>(SQAS-09「核燃料物質の管理標準」)  6.1.1 核燃料物質の受入、払出し  (3) 安全管理課長は、<b>核燃料物質を受け入れる場合は、「保安規定」別表第 12 に定める受入仕様値に適合することを確認し、</b> 輸送課長に連絡する。また、安全管理課長は、再生濃縮ウランを受け入れる場合（工場棟において再生濃縮ウランの燃料棒又は燃料集合体を貯蔵する場合）は、「保安規定」別表第 13-</p> <p>(STD-SC0101「放射線安全作業要領」)  5.1 管理区域等の放射線管理基準  当社では、管理区域及び周辺監視区域の線量等について、以下の管理基準値をもって管理し、安全作業の徹底を計る。  (1) <b>表面密度</b>  表面密度の管理は、作業場内の外部放射線による線量当量率を低減させるとともに、室内空気汚染を抑え内部被ばくを防止し、また、持出し物品等による周辺環境への汚染の拡大を防止することを目的とするものである。  表面密度の管理基準値を第 4 表に示す。  (2) <b>空气中放射性物質濃度</b>  作業室内の空气中の放射性物質濃度の管理は、呼吸による放射性物質の吸入摂取を低減させ内部被ばくを防止することを目的とする。  作業室内の空气中の放射性物質濃度の管理基準値を第 5 表に示す。この値は 3 月間の平均値である。  (3) <b>線量当量率</b>  線量当量率の管理は、事業所内外のすべての者の外部被ばくを低減させることを目的とするものであり、核燃料物質等の放射線源の配置を適切に行うことはもとより、必要に応じて遮へい壁、ついたて等を設けることにより、第 6 表に示す管理基準値を超えないようにしなければならない。なお、核燃料物質の貯蔵によって線量当量率が 20 <math>\mu</math>Sv/h を超える貯蔵設備近傍は、壁、フェンス又は標識の掲示により常時立ち入って作業することがないようにすること。</p> <p>10.1.3 核燃料物質等の事業所外運搬における管理  (1) 搬入  2) 安全管理課長は、<b>あらかじめ加工施設に受け入れる核燃料物質のデータ等を入手し、保安規定別表第 12 の受入仕様値に適合していることを確認し記録するとともに、</b> 確認結果を輸送課長に連絡すること。</p>

## ●第四条（閉じ込めの機能）関連

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
4-1	13	粉末状のウランが室内空气中に漏えいした場合に、その漏えいを検知するため、第1種管理区域内の空气中のウランをエアスニファにより捕集し、放射能濃度を測定・監視する設計とするとともに、定期的に運転員が巡視点検することでその漏えいを早期に検知する設計とする。	<p>保安規定関連条項</p> <p><b>赤字斜体</b>：7/26 変更認可申請のうち許可抽出事項反映箇所、<b>赤字</b>：7/26 変更認可申請事項  <b>青字斜体</b>：補正申請のうち許可抽出事項反映箇所、<b>青字</b>：補正申請事項  <b>緑字斜体</b>：既反映事項</p> <p>(線量当量等の測定)  第54条 安全管理課長は、<b>管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を別表第7及び別表第8に定めるところにより測定する。</b>  (巡視)  第30条 各課長は、<b>毎日1回以上、別表第1-2に示す設備等について、第60条の8第3項に定める観点を含めて巡視を行う。</b></p>	<p>関連下部標準等</p> <p><b>青字斜体</b>：反映予定、<b>緑字斜体</b>：既反映事項</p> <p>(SQAS-07「放射線管理標準」)  6.3.1 線量当量等の測定  (1) 安全管理課長は、<b>管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を「保安規定」の別表第7及び別表第8に定めるところにより測定する。</b></p> <p>(STD-SC0101「放射線安全作業要領」)  5.2 放射線測定及び管理  (1) 管理区域  作業環境中の線量当量等は、定期的に測定することによって、異常の早期発見、また、それらの結果に基づいた作業計画の立案等有効に活用することによって放射線防護上の処置に結び付けることができる。  安全管理課が実施する<b>管理区域に係る測定内容を第7表に、測定結果に基づく措置を以下に示す。</b></p> <p>5.4 線量当量等の測定方法  加工施設保安規定に定める安全管理課長が行う<b>線量当量等の測定方法を第9表に示す。</b></p> <p>(TPI-105「巡視要領」(転換課要領))  7.1.2 巡視及び確認方法  ・<b>巡視者は1回/日以上、巡視を実施すること。</b>  ・<b>巡視者は、表1に示す加工施設の巡視及び確認項目/確認基準とともに、核物質防護規定に基づく以下の点検項目・点検基準に従い、巡視を実施すること。</b>なお、巡視場所全般について、火災が発生していないことを合わせて確認すること。</p>
4-2	14	ウラン粉末等の運搬は、飛散又は漏えいがない所定の容器に収納して行うことを管理する設計とする。	<p>(周辺監視区域内の運搬)  第58条 各課長は、<b>核燃料物質等を周辺監視区域内において運搬する場合は、「加工規則第7条の6」に定める運搬に関する措置を講じ、管理区域外の運搬では運搬先の確認を行うと共に標識を取り付ける等の措置を講じ、運搬前にこれらの実施状況を確認する。</b></p>	<p>(SQAS-07「放射線管理標準」)  6.4.3 核燃料物質等の周辺監視区域内の運搬  (1) 各課長は、<b>核燃料物質等を周辺監視区域内において運搬する場合は、「加工規則第7条の6」に定める運搬に関する措置を講じ、管理区域外の運搬では運搬先の確認を行うと共に標識を取り付ける等の措置を講じ、運搬前にこれらの実施状況を確認する。</b></p>
4-3	15	作業環境中の空气中のウラン濃度に異常が発生した場合は、再循環給気を中止し、手動によりワンスルー方式に切り換えることを管理する設計とする。	<p>(線量当量等の測定)  第54条 安全管理課長は、<b>管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を別表第7及び別表第8に定めるところにより測定する。</b>  2. 安全管理課長は、前項の測定により異常が認められた場合は、その原因を調査し、放射線防護上必要な措置を講じる。<b>なお、一部再循環給気を行う排気系統については、作業環境中の空气中のウラン濃度に異常が発生した場合は、設備技術課長は再循環給気を中止し、手動によりワンスルー方式に切り換える。</b></p>	<p>(SQAS-07「放射線管理標準」)  6.3.1 線量当量等の測定  (1) 安全管理課長は、<b>管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を「保安規定」の別表第7及び別表第8に定めるところにより測定する。</b>  (2) 安全管理課長は、(1)項の測定により異常が認められた場合は、その原因を調査し、放射線防護上必要な措置を講じる。<b>線量当量等の測定及び測定により異常が認められた場合の措置について「放射線安全作業要領」に定める。</b></p> <p>(STD-SC0101「放射線安全作業要領」)  5.2 放射線測定及び管理  (1) 管理区域  作業環境中の線量当量等は、定期的に測定することによって、異常の早期発見、また、それらの結果に基づいた作業計画の立案等有効に活用することによって放射線防護上の処置に結び付けることができる。  安全管理課が実施する<b>管理区域に係る測定内容を第7表に、測定結果に基づく措置を以下に示す。</b>  <b>⑤安全管理課長は、一部再循環給気を行う排気系統について、作業環境中の空气中のウラン濃度に異常が発生した場合は、設備技術課長は再循環給気を中止し、手動によりワンスルー方式に切り換える。</b></p>
4-4	234	加工施設は、ウランを密封して取り扱い又は、貯蔵し、汚染の発生のおそれのない区域（第2種管理区域）と非密封のウランを取り扱い又は、貯蔵し、汚染の発生のおそれのある区域（第1種管理区域）とに区分して管理する。	<p>(管理区域の区域区分)  第43条 前条の<b>管理区域は、次の各号に基づき第2図(2)～(8)のとおり区分する。</b>  (1) <b>放射性物質を密封して取扱い又は、貯蔵し、汚染の発生のおそれのない区域（以下「汚染のおそれのない区域」という。）：(第2種管理区域)</b>  (2) <b>汚染のおそれのない区域以外の区域：(第1種管理区域)</b></p>	<p>(SQAS-07「放射線管理標準」)  6.1.2 管理区域の区分  (1) 6.1.1 項の<b>管理区域は、次の各号に基づき 図1～7のとおり区分する。</b>  ① <b>放射性物質を密封して取扱い又は、貯蔵し、汚染の発生のおそれのない区域（以下、「汚染のおそれのない区域」という。）：(第2種管理区域)</b>  ② <b>汚染のおそれのない区域以外の区域：(第1種管理区域)</b></p>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
			<p><b>赤字斜体</b>：7/26 変更認可申請のうち許可抽出事項反映箇所、<b>赤字</b>：7/26 変更認可申請事項</p> <p><b>青字斜体</b>：補正申請のうち許可抽出事項反映箇所、<b>青字</b>：補正申請事項</p> <p><b>緑字斜体</b>：既反映事項</p>	<p><b>青字斜体</b>：反映予定、<b>緑字斜体</b>：既反映事項</p>
	添 6-3	加工施設は、密封したウランを取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生するおそれのない区域（第2種管理区域）と非密封のウランを取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生するおそれのある区域（第1種管理区域）とに区分して管理する。		<p>(STD-SC0101「放射線安全作業要領」)</p> <p>3.2 管理区域区分 当社では管理区域をさらに第1種管理区域、第2種管理区域（以下、単に「管理区域」というときは、第1種及び第2種管理区域の両方をいう。）と、一時管理区域に分ける。</p> <p>(1) <b>第1種管理区域</b> 非密封の核燃料物質等を取り扱い、床及び室内空気等に第1表の値を超える放射性物質による汚染の発生するおそれのある施設の一部もしくは全部を第1種管理区域とする。第1種管理区域の範囲は、加工施設については「加工施設保安規定」の定めにより、使用施設については「使用施設保安規則」の定めによる。</p> <p>(2) <b>第2種管理区域</b> 密封された核燃料物質等及び放射性同位元素を取り扱い放射性物質による汚染のおそれはないが、外部放射線による線量が第1表の値を超えるおそれのある施設の一部もしくは全部を第2種管理区域とする。第2種管理区域の範囲は、「加工施設保安規定」の定めによる。</p>
	添 5-2	汚染拡大防止のため、ウランを取り扱う区域は、ウランを密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生するおそれのない区域（第2種管理区域）と、非密封のウランを取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生するおそれのある区域（第1種管理区域）とに区分する。各建物の管理区域の区分を（添五）-第0-1図～（添五）-第0-6図に示す。		
4-5	234	管理区域における外部放射線に係る線量当量、表面密度及び空気中の放射性物質濃度を定期的に測定し管理する。	<p>(線量当量等の測定)</p> <p>第54条 安全管理課長は、<b>管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を別表第7及び別表第8に定めるところにより測定する。</b></p>	<p>(SQAS-07「放射線管理標準」)</p> <p>6.3.1 線量当量等の測定 (1) 安全管理課長は、<b>管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を「保安規定」の別表第7及び別表第8に定めるところにより測定する。</b></p>
	添 6-3	管理区域における外部放射線に係る線量当量、表面密度及び空気中の放射性物質濃度を定期的に測定し管理する。		<p>(STD-SC0101「放射線安全作業要領」)</p> <p>5.2 放射線測定及び管理 (1) 管理区域 作業環境中の線量当量等は、定期的に測定することによって、異常の早期発見、また、それらの結果に基づいた作業計画の立案等有効に活用することによって放射線防護上の処置に結び付けることができる。 安全管理課が実施する<b>管理区域に係る測定内容を第7表に</b>、測定結果に基づく措置を以下に示す。</p> <p>5.4 線量当量等の測定方法 加工施設保安規定に定める安全管理課長が行う<b>線量当量等の測定方法を第9表に示す。</b></p>
4-6	234	第1種管理区域は、気体廃棄設備によって負圧に維持することにより閉じ込めを管理する。事故時においても、ウランの飛散するおそれのある部屋は、当該区域の室内の圧力を外気に対して負圧に維持するように可能な限り管理する。	<p>(漏えい管理)</p> <p>第36条 各課長は、加工施設を操作する場合は、核燃料物質の漏えいがないように努める。</p> <p>2. 各課長は、加工施設が運転されているときは、<b>第1種管理区域の給排気設備を常時運転し、核燃料物質を大気圧以下の部屋で取扱う。また、事故時においても、ウランの飛散するおそれのある部屋は、当該区域の室内の圧力を外気に対して負圧に維持するように可能な限り管理する。</b></p>	<p>(SQAS-06「加工施設の操作標準」)</p> <p>6.1 加工施設の操作管理 (3) 設備技術課長は加工施設が運転されているときは、<b>第1種管理区域の給排気設備を常時運転し、核燃料物質を取り扱う部屋を大気圧以下とすること。また、各課長は加工施設の運転に際し、運転前に核燃料物質を取り扱う部屋が外気に対して19.6Pa以上の負圧になっていることを確認すること。</b></p>
	添 6-3	第1種管理区域は、換気設備によって負圧に維持することにより閉じ込めを管理する。事故時においても、ウランの飛散するおそれのある部屋は、当該区域の室内の圧力を外気に対して19.6Pa以上の負圧に維持するように可能な限り管理する。		
4-7	234	粉末状のウランを収納する粉末貯蔵容器等からの飛散又はウラン溶液を収納する貯槽等からの漏えいがないように管理する。	<p>(漏えい管理)</p> <p>第36条 各課長は、<b>加工施設を操作する場合は、核燃料物質の漏えいがないように努める。</b></p>	<p>(SQAS-06「加工施設の操作標準」)</p> <p>6.1 加工施設の操作管理 (4) <b>各課長は、粉末状のウランを取り扱う設備・機器に設けるフードボックス等については、</b></p>



No.	事業許可 記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に 反映すべき内容	保安規定関連条項  <i>赤字斜体</i> ：7/26 変更認可申請のうち許可抽出事項反映箇所、 <i>赤字</i> ：7/26 変更認可申請事項 <i>青字斜体</i> ：補正申請のうち許可抽出事項反映箇所、 <i>青字</i> ：補正申請事項 <i>緑字斜体</i> ：既反映事項	関連下部標準等  <i>青字斜体</i> ：反映予定、 <i>緑字斜体</i> ：既反映事項
	添 6-3	粉末状のウランを収納する粉末貯蔵容器等からの飛散、又はウラン溶液を収納する貯槽等からの漏えいがないように管理する。 第1種管理区域の設備・機器のうち、粉末状のウランを取り扱う混合機、プレス、研削装置等に設けるフード等は、内部を排気することにより開口部の風速を0.5m/秒以上とするか、内部を室内に対して9.8Pa以上の負圧となるように管理する。		<i>内部を排気することにより開口部の風速を0.5m/秒以上とするか、機器内部の負圧を室内に対して9.8Pa以上で維持管理する。</i> (6) 各課長は、 <i>加工施設を操作する場合は、核燃料物質の漏えいがないように努め</i> 、操作する者に周知徹底する。

## ●第五条（火災等による損傷防止）関連

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
			<p>赤字斜体：7/26 変更認可申請のうち許可抽出事項反映箇所、赤字：7/26 変更認可申請事項</p> <p>青字斜体：補正申請のうち許可抽出事項反映箇所、青字：補正申請事項</p> <p>緑字斜体：既反映事項</p>	<p>青字斜体：反映予定、緑字斜体：既反映事項</p>
5-1	16	UF <sub>6</sub> を正圧で取り扱う設備・機器は転換工場原料倉庫へ集約するとともに、UF <sub>6</sub> を取り扱う設備・機器の近傍には可能な限り火災源となり得るものを設置しない設計とする。	<p>「添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」</p> <p>1.1 内部火災</p> <p>(4) 標準書の整備</p> <p>②管理総括者は、火災及び爆発発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを標準書に定める。</p> <p>10) UF<sub>6</sub>を取り扱う設備・機器の近傍には、可能な限り火災源となり得るものを設置しない。</p>	<p>(SQAS-24「火災防護活動標準」)</p> <p>7.2 可燃物等の管理</p> <p>(4) <u>UF<sub>6</sub>を取り扱う設備・機器の近傍には、可能な限り火災源となり得るものを設置しない。</u></p>
5-2	17	消火活動を円滑に実施するために、防火服、防護マスク、投光器等の消火活動に必要な資機材を設置する設計とする。	<p>(非常時用器材の整備)</p> <p>第82条 管理総括者は、非常時対策組織に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線計測器、除染用具、可搬式発電機及び投光器等を、別表第20に示すとおりあらかじめ準備し、常に使用可能な状態に整備しておく。</p>	<p>(SQAS-11「非常時の措置標準」)</p> <p>6.1 事前対策</p> <p>(4) 非常時用器材の整備</p> <p>管理総括者は、防災組織に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線計測器、投光器等をあらかじめ準備し、常に使用可能な状態に整備しておく。整備する防災資機材を別表1に示す。また、それらの管理方法については、「防災資機材管理要領」に定める。(別表1更新)</p> <p>(STD-SC1331「防災資機材管理要領」)</p> <p>2. 資機材の種類</p> <p>火災及び爆発、自然災害等及び重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊を含む非常時対応の際、必要となる資機材は以下のとおり。詳細を別表に示す。(別表更新)</p>
	添5-342	表1 防災資機材一覧（火災対応）		
5-3	17	火災の延焼を防止するために、火災区域を設定し、万一の火災を想定しても、十分な耐火性能を備えた防火壁、防火扉等の防火設備を設けることで当該火災区域外への延焼を防止する設計とする。	<p>「添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」</p> <p>1.1 内部火災</p> <p>(4) 標準書の整備</p> <p>①</p> <p>1) <u>加工施設の建物内で火災が発生した場合、建物内の火災の延焼を防止し、ウランの漏えいを防止するための、他の区域と分離した火災区域の設定等に関すること。</u></p>	<p>(SQAS-24「火災防護活動標準」)</p> <p>1. 目的</p> <p>本標準は、加工施設内の火災区域に設置される安全機能を有する構造物、系統及び機器を火災から防護することを目的として、火災防護活動を適切に実施するために規定したものである。</p> <p>4. 定義</p> <p>(11) 「火災区域」：耐火壁によって囲まれ、他の区域と分離されている建屋内の区域をいう。</p> <p>* 上記標準の記載の見直し及び火災区域図を添付する。</p>
5-4	17	火災の延焼を防止するために、可燃物の持込管理及び保管管理（量、熱源からの離隔距離、収納方法）を行う設計とする。	<p>「添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」</p> <p>1.1 内部火災</p> <p>(4) 標準書の整備</p> <p>② 管理総括者は、火災及び爆発発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを標準書に定める。</p> <p>11) 加工施設における火災の発生及び延焼を防止するため、管理区域内への可燃物の持ち込み管理及び保管管理を行う。</p> <p>イ) <u>管理区域内への可燃物の持ち込みについては、必要な数量を超えて持ち込まないように管理する。</u></p> <p>ロ) <u>管理区域内で可燃物を保管する場合は、金属製容器に收容するとともに、收容できない場合には、周囲から発火源（熱源）の除去又は隔離を行う。</u></p>	<p>(SQAS-24「火災防護活動標準」)</p> <p>7.2 可燃物等の管理</p> <p>(1) 各課長は、「STD-SC0406 可燃物管理要領」に従い、管理区域内への可燃物の持ち込み管理及び保管管理（量、熱源からの離隔距離、収納方法）を行う。</p> <p>(2) 管理区域内で可燃物を保管する場合は、金属製の容器に収納する。ただし、収納できない場合には、周囲から発火源の除去又は隔離を行う。</p> <p>(3) 管理区域等に不要な発火性、引火性、爆発性物質等は持ち込ませない。</p>
	添5-49	管理区域内への可燃物の持ち込みについては、必要な数量を超えて持ち込まないように管理する。		<p>(STD-SC0406「可燃物管理要領」)</p> <p>第5条（可燃物の持込管理）</p> <p>作業エリアには、必要以上の可燃物を持ち込まないこと。書類・掲示物等の可燃物については、その配置場所を限定し管理すること。</p> <p>第6条（可燃物の保管管理）</p> <p>日常的に必要な消耗品については使用する量が多いことから原則、量・場所・方法の3原則による管理を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>量：必要以上の在庫を保管しない。保管量は、当該作業場所で使用する1週間分とする。</li> <li>場所：熱源から所定の離隔距離を設けること。 炉：3メートル、その他乾燥器等：1メートル以上</li> <li>方法：可燃物を不燃物もしくは難燃物で覆う等の方法。</li> </ul>
	添5-49	管理区域内で可燃物を保管する場合は、金属製容器に收容するとともに、收容できない場合には、周囲から発火源の除去又は隔離を行う。		<p>第8条（具体的な管理方法例）</p> <p>⑧ 管理区域内では、可燃物を集積するゴミ箱は、金属製の物を用いること。また、処理前の使用済み高性能フィルタは金属板で覆う等の措置を講ずること。</p>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
5-5	17	火災発生時には、設備・機器を安全な状態に維持するために、運転員により同一火災区域内の設備・機器を停止する設計とする。	<p>「添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」</p> <p>1.1 <b>内部火災</b></p> <p>(4) 標準書の整備</p> <p>①</p> <p>1) <u>加工施設の建物内で火災が発生した場合、建物内の火災の延焼を防止するため、他の区域と分離した火災区域の設定に関するすること。</u></p> <p>2) <u>火災発生時には、同一火災区域内の設備・機器を停止する。</u></p>	<p>(SQAS-24「火災防護活動標準」)</p> <p>10.3 初期消火活動</p> <p>(1) <u>火災発生時には、同一火災区域内の設備・機器を停止する。</u></p> <p>(STD-SC1321-02「消火活動手順」)</p> <p>5. 初動対応</p> <p>発災から防災組織が招集されるまでの対応事項を下記に示す。</p> <p>(1) 現場初動対応</p> <p>④ 設備停止</p> <p>発災現場の作業者は、<u>同一エリア内でのウランを取り扱う設備を停止するとともに、ウランをフードボックス内で取り扱っている場合には、当該のウランを容器内へ迅速に収納する。</u>また、焙焼還元炉又は焼結炉を設置しているエリア内で火災が発生し、炉が運転中の場合は、水素の供給を停止する。</p>
5-6	添 5-48	火災防護対象設備を設置している建物に火災区域を設定する。	<p>「添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」</p> <p>1.1 <b>内部火災</b></p> <p>(4) 標準書の整備</p> <p>①</p> <p>1) <u>加工施設の建物内で火災が発生した場合、建物内の火災の延焼を防止するため、他の区域と分離した火災区域の設定等に関するすること。</u></p>	<p>(SQAS-24「火災防護活動標準」)</p> <p>1. 目的</p> <p>本標準は、<u>加工施設内の火災区域に設置される安全機能を有する構造物、系統及び機器を火災から防護することを目的として、火災防護活動を適切に実施するために規定したものである。</u></p> <p>4. 定義</p> <p>(11)「火災区域」：<u>耐火壁によって囲まれ、他の区域と分離されている建屋内の区域をいう。</u></p> <p>(12)「火災区画」：<u>火災区域を細分化したものであって、耐火壁、離隔距離、固定式消火設備等により分離された火災防護上の区画をいう。</u></p> <p>* 上記標準の記載の見直し及び火災区域図を添付する。</p>
5-7	添 5-48	火災発生時に臨界防止、閉じ込め及び遮蔽機能を維持するため、放射性物質等を取り扱う区域は火災区域に設定する。また、当該火災区域に隣接する区域のうち、延焼の可能性がある区域も火災区域に設定する。	<p>「添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」</p> <p>1.1 <b>内部火災</b></p> <p>(4) 標準書の整備</p> <p>①</p> <p>1) <u>加工施設の建物内で火災が発生した場合、建物内の火災の延焼を防止するため、他の区域と分離した火災区域の設定等に関するすること。</u></p> <p>ハ) <u>火災区域に隣接する区域のうち、延焼の可能性がある区域も火災区域に設定する。</u></p>	<p>(SQAS-24「火災防護活動標準」)</p> <p>1. 目的</p> <p>本標準は、<u>加工施設内の火災区域に設置される安全機能を有する構造物、系統及び機器を火災から防護することを目的として、火災防護活動を適切に実施するために規定したものである。</u></p> <p>4. 定義</p> <p>(11)「火災区域」：<u>耐火壁によって囲まれ、他の区域と分離されている建屋内の区域をいう。</u></p> <p>* 上記標準の記載の見直し及び火災区域図を添付する。</p>
5-8	添 5-48、49	<p>①工場棟の成型工場（第1種管理区域）と組立工場（第2種管理区域）は、火災発生時の延焼を防止するために別の火災区域とする。</p> <p>②工場棟の転換工場の原料倉庫と原料倉庫の上階に位置するダクトスペースは、放射性物質を取り扱う区域と気体廃棄設備を処理する区域の違いがあり、また、耐火性能を有する天井で分離していることから、別の火災区域とする。（設工認で変更）</p> <p>③工場棟の転換工場の転換加工室と転換加工室の上階に位置するダクトスペースは、放射性物質を取り扱う区域と気体廃棄設備を処理する区域の違いがあり、また、耐火性能を有する天井で分離していることから、別の火災区域とする。（設工認で変更）</p> <p>④工場棟の成型工場（ペレット加工室、ペレット貯蔵室、燃料棒溶接室、燃料棒補修室）とその上階に位置する成型工場（フィルタ室）は、放射性物質を取り扱う区域と気体廃棄設備を処理する区域の違いがあり、また、耐火性能を有する天井で分離していることから、別の火災区域とする。</p>	<p>「添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」</p> <p>1.1 <b>内部火災</b></p> <p>(4) 標準書の整備</p> <p>①</p> <p>1) <u>加工施設の建物内で火災が発生した場合、建物内の火災の延焼を防止するため、他の区域と分離した火災区域の設定等に関するすること。</u></p> <p>イ) <u>工場棟の成型工場（第1種管理区域）と組立工場（第2種管理区域）は、火災発生時の延焼を防止するために別の火災区域とする。</u></p> <p>ロ) <u>工場棟の成型工場（ペレット加工室、ペレット貯蔵室、燃料棒溶接室、燃料棒補修室）とその上階に位置する成型工場（フィルタ室）は、放射性物質を取り扱う区域と気体廃棄設備を処理する区域の違いがあり、また、耐火性能を有する天井で分離していることから、別の火災区域とする。</u></p>	<p>(SQAS-24「火災防護活動標準」)</p> <p>1. 目的</p> <p>本標準は、<u>加工施設内の火災区域に設置される安全機能を有する構造物、系統及び機器を火災から防護することを目的として、火災防護活動を適切に実施するために規定したものである。</u></p> <p>4. 定義</p> <p>(11)「火災区域」：<u>耐火壁によって囲まれ、他の区域と分離されている建屋内の区域をいう。</u></p> <p>* 上記標準の記載の見直し及び火災区域図を添付する。</p>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
5-9	添 5-51	消火を確実にを行うため、初期消火により消火できなかった場合には、防災組織の対策本部長の指示の下、屋外消火栓設備、可搬消防ポンプを用いて水消火を行う。	<p>「添付 1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」</p> <p>1.1 内部火災</p> <p>(4) 標準書の整備</p> <p>① 管理総括者は、火災防護活動を実施するため、以下の項目を含む火災防護計画を策定する。</p> <p>5) 消火を確実にを行うため、初期消火により消火できなかった場合には、非常時対策組織の対策本部長の指示の下、屋外消火栓設備、可搬消防ポンプを用いて水消火を行う。</p>	<p>(SQAS-24「火災防護活動標準」)</p> <p>10. 火災の影響を軽減する為に必要な措置 火災の影響を軽減するためには、初期消火が重要である。加工施設では臨界を起こさないことが重要であり、初期消火では原則水を使用せず、水以外の消火能力のある消火器を使用する。初期消火にて消火できず火災が進展した場合、非常時対策組織の対策本部長の指示の下、屋外消火栓や可搬消防ポンプを用いた注水による消火活動を行う。</p> <p>(SQAS-11「非常時の措置標準」)</p> <p>6.1 事前対策</p> <p>(1) 防災組織</p> <p>① 火災及び爆発、自然災害等及び重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊を含む非常事態が発生又は非常事態に発展するおそれがある場合に、直ちに非常時対策活動を行えるよう防災組織をあらかじめ定めておく。また、防災組織について、役割分担及び責任者並びに指揮命令系統等を明確に定め、実効性のある連携が行える組織構成とする。</p> <p>(STD-SC1321-02「消火活動手順」)</p> <p>4. 火災発生時の対応方針 火災発生時は、人命を最優先に行動する必要がある。救助が必要な者がいれば、自身の安全を確保しながら、救助を優先して行う。 火災の被害を小さくするには、初期消火が重要である。加工施設では臨界を起こさないことが重要であることを踏まえ、念のため管理区域内の火災に対する消火によるリスクを下げるため、その初期消火にあたっては原則水を使用せず、水以外の消火能力のある消火器を使用する。 初期消火にて消火ができず、火災が進展した場合、非常時対策組織の対策本部長の指示の下、屋外消火栓や可搬消防ポンプを用いた注水による消火活動を行う。ただし、未臨界確保について十分に留意する。</p> <p>(STD-SC1312「防災組織活動要領」)</p> <p>第 8 条 (防災組織内の指示及び情報発信並びに報告) 事故対策即応本部への報告は、対策本部長が適宜口頭等により報告を行う。また、事故対策即応本部から事故対策本部への指示は、対策本部長へ指示し、対策本部長が事故対策本部内に指示を行う。 事故対策本部の指示及び情報の発信は各ラインの上位者より行う。また、その結果等を含めた情報の報告は、事故対策本部の下位者より上位者に報告される。 ただし、危険情報等は、この制限を待たずして、各班、各班員に速やかに伝達する。</p>
	添 5-336, 337	前記(1)及び(2)の初期消火で消火できなかった場合は、一斉招集により出動する防災組織の体制で消火活動にあたる。防災組織の現場活動隊は、火災の状況、設備の損傷状況等を防災組織の対策本部へ報告し、対策本部長が状況を把握し、現場活動隊へ指示を行う。指示を受けた現場活動隊は、屋外消火栓や可搬式消防ポンプを用いて消火活動を実施する。		
		火災源となる可燃物の配置及び量に対して、消火に必要な消火器を適切に配置していることから、初期消火で消火が可能である。万一、初期消火に失敗した場合、状況に応じて防災組織員が屋外消火栓や可搬消防ポンプを用いて水消火を実施する。		
5-10	添 5-51	消火活動を行う防災班及び発災部門班を編成し、定期的に訓練を実施する。また、消火活動に必要な消防服、防護マスク、投光機等の資機材を分散配置し、アクセスルートを確認する。 火災の延焼を防止するために、可燃物の持込管理及び保管管理（量、熱源からの離隔距離、収納方法）を行う設計とする。 火災防護計画を策定し、火災の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減を実施するために必要な手順、機器及び体制を定める。	<p>(非常時対策組織)</p> <p>第 80 条 管理総括者は、設計想定事象及び重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊を含む非常事態が発生した場合に、直ちに非常時対策活動を行えるよう、現場対策を実施する現場活動隊（実施組織）及び実施組織を指示・支援する対策本部、さらに原子力災害対策特別措置法に該当する事故事象の場合に設置する事故対策即応本部で構成する非常時対策組織として第 7 図に示すとおり防災組織をあらかじめ定めておく。また、非常時対策組織について、役割分担及び責任者並びに指揮命令系統等を明確に定め、実効性のある連携が行える組織構成とする。</p> <p>添付 1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備</p> <p>1. 火災及び爆発</p>	<p>(SQAS-13「保安教育・訓練標準」)</p> <p>6.6.1 非常時訓練の計画</p> <p>(1) 管理総括者は、毎年度、非常時訓練の計画（様式 17。以下「訓練計画」とする）を定める。また、非常時訓練には、UF6 の漏えいに対処するための以下の訓練を含み、UF6 漏えいを想定した訓練を年 1 回実施する。</p> <p>(STD-SC1341「防災組織選任及び教育・訓練要領」)</p> <p>第 11 条 (訓練の頻度) 訓練の頻度は次の通りとする。但し、複数の訓練項目を 1 回の訓練で併せて実施できるものとする。</p> <p>① 火災防護活動訓練（初期消火活動訓練を含む）：年 1 回以上</p>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
添 5-337	(4) 消火活動の実効性 安全かつ迅速に消火活動を行うために、次の措置を講じる。 ・図1～図4 に示すとおり、屋外消火栓を利用した消火活動のためのアクセスルート（平常時は安全通路、作業通路）を確保する。 図1…工場棟（転換、成型、組立工場）屋外消火栓からのアクセスルート 図2…加工棟 屋外消火栓からのアクセスルート 図3…シリンダ洗浄棟、第1・2廃棄物処理所 屋外消火栓からのアクセスルート 図4…第3核燃料倉庫 屋外消火栓からのアクセスルート		<p>赤字斜体：7/26 変更認可申請のうち許可抽出事項反映箇所、赤字：7/26 変更認可申請事項 青字斜体：補正申請のうち許可抽出事項反映箇所、青字：補正申請事項 緑字斜体：既反映事項</p> <p>管理総括者は、<u>火災防護活動（初期消火活動を含む火災及び爆発防護活動）のための体制の整備として、加工事業変更許可に記載した安全対策が機能するよう、以下に示す火災防護計画を策定し、火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響を軽減するために必要な手順、機器及び体制を定める。</u></p> <p>1.1 内部火災 (2) 教育・訓練の実施 管理総括者は、該当する要員に対して、火災防護の対応に関する教育・訓練の計画を定め、安全管理課長が定期的に実施する。 (4) 標準書の整備 ① 管理総括者は、火災防護活動を実施するため、以下の項目を含む火災防護計画を策定する。 6) 屋外消火栓による消火活動、救助活動等が円滑に行われるよう、2つ以上のアクセスルートを定め、当該ルートには通行の支障となるものを設置しない。</p>	<p>青字斜体：反映予定、緑字斜体：既反映事項</p> <p>② 自然災害等発生時の保全活動訓練：年1回以上 ③ 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動訓練：年1回以上 ④ UF6 漏えい対応訓練：年1回以上 ⑤ 防災総合訓練：年1回以上 ⑥ 非常招集訓練：年2回以上 ⑦ 通報訓練：年2回以上 ⑧ 緊急作業訓練：年1回以上 ⑨ 個別訓練：年2回以上 ※ ①、②、③、④、⑤を非常時訓練という。（保安規定第22条）</p> <p>(SQAS-24「火災防護活動標準」) 7. 火災及び爆発発生防止対策 8. 火災及び爆発発生時の体制の整備 9. 火災の感知 10. 火災及び爆発の影響を軽減する為に必要な措置</p>
添 5 338~341	屋外消火栓からのアクセスルート		<p>「添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備」</p> <p>1.3 資機材の配備 管理総括者は、UF6漏えいに対処するために必要な資機材、及び火災に対処するために必要な資機材を保安規定別表第20に示すとおり配備する。また、別表第20に示す資機材の保管場所に対する要件及び事故時の活動拠点の要件を考慮して、事故時の活動拠点及び資機材の保管場所を複数整備し、資機材の保管については、必要な機能が同時に損なわれないよう、分散して配備し、転倒・飛散防止対策を講じるとともに、短時間で移動できる場所へ保管する。 なお、UF6漏えいに対処するために必要な資機材等は、対策活動を行う放射線業務従事者への化学的影響を考慮したものとす。</p>	<p>10.4 消火活動 (4) 消火活動及び救助活動等に必要なアクセスルートを予め2つ以上定め、当該ルートには通行の支障となるものを設置しない。</p> <p>(STD-SC1321-02「消火活動手順」) (3) 注水消火 ④ 現場活動管理者は、給水場所、アクセスルート及び消火の優先順位等を現場活動隊に指示する。アクセスルートの選定にあたっては、「消火栓等配置場所」（添付3）及び「屋外消火栓からのアクセスルート図」（添付4）を参考にすること。</p> <p>(SQAS-11「非常時の措置標準」) (4) 非常時用器材の整備 管理総括者は、防災組織に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線計測器、投光器等をあらかじめ準備し、常に使用可能な状態に整備しておくとともに、防災資機材の保管場所を複数整備し、必要な機能が同時に損なわれないよう、指定された場所に分散して配備する。整備する防災資機材を別表1に示す。また、それらの管理方法については、「防災資機材管理要領」に定める。 なお、UF6漏えいに対処するために必要な資機材等は、対策活動を行う放射線業務従事者への化学的影響を考慮したものとす。</p> <p>(STD-SC1331「防災資機材管理要領」) 3. 資機材の配備 資機材の保管については、必要な機能が同時に損なわれないよう、指定された場所に分散して配備し、転倒・飛散防止対策を講じるとともに、短時間で活動場所へ移動できる場所へ保管する。 なお、UF6漏えいに対処するために必要な資機材等は、対策活動を行う放射線業務従事者への化学的影響を考慮したものとす。</p>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
5-11	添 5-52	火災防護計画を策定し、火災の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減を実施するために必要な手順、機器及び体制を定める。	<p>保安規定関連条項</p> <p><b>赤字斜体</b>：7/26 変更認可申請のうち許可抽出事項反映箇所、<b>赤字</b>：7/26 変更認可申請事項  <b>青字斜体</b>：補正申請のうち許可抽出事項反映箇所、<b>青字</b>：補正申請事項  <b>緑字斜体</b>：既反映事項</p> <p>「添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」</p> <p>1. <b>火災及び爆発</b>  管理総括者は、火災防護活動（<b>初期消火活動を含む火災及び爆発防護活動</b>）のための体制の整備として、加工事業変更許可に記載した安全対策が機能するよう、<b>以下に示す火災防護計画を策定し、火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響を軽減するために必要な手順、機器及び体制を定める。</b></p>	<p>関連下部標準等</p> <p><b>青字斜体</b>：反映予定、<b>緑字斜体</b>：既反映事項</p> <p>(SQAS-24「火災防護活動標準」)</p> <p><b>7. 火災発生防止対策</b></p> <p>7.1 消防用設備等の維持管理及び点検・整備  7.2 可燃物等の管理  7.3 爆発防護  7.4 避難施設の維持管理  7.5 火災予防</p> <p><b>8. 火災発生時の体制の整備</b></p> <p>8.1 消火活動のための体制の整備  8.2 防災組織要員の確保</p> <p><b>9. 火災の感知</b></p> <p>9.1 火災感知設備</p> <p><b>10. 火災の影響を軽減する為に必要な措置</b></p>
5-12	添 5-55	ロータリーキルン、連続焼結炉及びバッチ式小型焼結炉は、爆発混合気を形成しないように、水素ガスを供給する前に窒素ガスによる内部残留空気を掃気することを管理する設計とする。	<p>(設計想定事象に係る計画及び実施)</p> <p>第89条 管理総括者は、加工事業変更許可に記載した安全対策が機能するよう、<b>第91条に記載する事項を定めた設計想定事象（火災及び爆発、竜巻などの自然災害、内部溢水をいう。）に係る加工施設の保全に関する標準書を定める。なお、標準書には、添付1の「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」に規定する事項を含む。</b></p> <p>「添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」</p> <p><b>(4) 標準書の整備</b></p> <p><b>(2)</b></p> <p>7) 担当課長は、爆発防護対策として、爆発混合気を形成しないように、<b>ロータリーキルン、連続焼結炉及びバッチ式小型焼結炉に水素ガスを供給する前に窒素ガスにより内部残留空気を掃気する。また、常温から昇温する場合は、運転温度に上昇するまで複数回、ポータブルの水素ガス検知器により周囲で漏えいがないことを確認する。</b></p>	<p>(SQAS-24「火災防護活動標準」)</p> <p>7.3 爆発防護</p> <p><b>(1) 爆発混合気を形成しないように、転換課長はロータリーキルン、成形課長は連続焼結炉及びバッチ式小型焼結炉に、水素ガスを供給する前に窒素ガスにより、内部残留空気を掃気する。</b></p>
5-13	添 5-336	火災を発見した作業者は、周辺の作業者に火災が発生したことを大声で連絡すると共に、現場の作業者は協力して、119番通報、社内緊急連絡、及び初期消火を実施する。	<p>「添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」</p> <p>1.1 <b>内部火災</b></p> <p><b>(4) 標準書の整備</b></p> <p><b>(2)</b></p> <p>1) 火災を発見した作業者は、<b>周辺の作業者に火災が発生したことを大声で連絡すると共に、現場の作業者は協力して、119番通報、社内緊急連絡、及び初期消火活動を実施する。</b></p>	<p>(SQAS-24「火災防護活動標準」)</p> <p>10.1 火災発生時の措置</p> <p><b>火災等を見つけた者は、口頭等適切な方法により周囲に伝達し、直ちに「STD-SC1311 緊急連絡手順」に従い社内緊急連絡、消防機関へ通報（119番通報）すると共に人命救助、初期消火活動等を行わなければならない。また、「STD-SC1311 緊急連絡手順」に従い構内一斉放送及びエマージェンシーコールにより防災組織要員の一時集結を行う。</b></p> <p>(STD-SC1321-02「消火活動手順」)</p> <p>5. 初動対応</p> <p>(1) 現場初動対応</p> <p>① 初期消火</p> <p><b>火災を見つけた発災現場の作業者は、火災が発生したことを大声で周囲の者へ伝えるとともに、消火器による初期消火を試みる。消火器の取扱いにあたっては、「消火器使用時の注意事項」(添付1)に従うこと。なお、初期消火にあたっては原則2名以上とし、発災場所が第1種管理区域の場合、携帯する保護具(※)を着用して行う。また、火災の高さが背丈程度にまで及び、消火器による消火が困難な場合は避難する。</b></p>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
5-14	添 5-336	なお、緊急連絡を受けた者又は指示を受けた者は、構内一斉放送及びエマージェンシーコール（防災組織員が常時携帯する携帯電話に一斉に連絡する機能）により、防災組織員の一斉招集を行う。	<p>「添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」</p> <p>1.1 内部火災</p> <p>(4) 標準書の整備</p> <p>② 2) 社内緊急連絡を受けた者又は指示を受けた者は、構内一斉放送及びエマージェンシーコール（防災組織員が常時携帯する携帯電話に一斉に連絡する機能）により、防災組織員の一斉招集を行う。</p>	<p>(SQAS-24「火災防護活動標準」)</p> <p>10.1 火災発生時の措置</p> <p>火災等を発見した者は、口頭等適切な方法により周囲に伝達し、直ちに「STD-SC1311 緊急連絡手順」に従い社内緊急連絡、消防機関へ通報（119番通報）すると共に人命救助、初期消火活動等を行わなければならない。また、「STD-SC1311 緊急連絡手順」に従い構内一斉放送及びエマージェンシーコールにより防災組織員の一斉招集を行う。</p> <p>(STD-SC1321-02「消火活動手順」)</p> <p>5. 初動対応</p> <p>(1) 現場初動対応</p> <p>② 通報連絡</p> <p>火災を発見した作業員とその周囲の者は、119番及び社内緊急連絡（内線2222）に通報し、火災の状況及び怪我、火傷等を負っている者（以下、「要救助者」という。）の有無等を伝える。緊急連絡を受けた者（安全管理課員又は警備員）は、エマージェンシーコールにより、防災組織員の一斉招集を行う。</p>
5-15	添 5-336	警備員2名のうち1名は常時、警備所に滞在し、警報が発報したことを確認できる状況にある。警備員が警備所内のカメラで火災現場の状況を確認した後、又は、もう1名の警備員が火災現場の状況を現地で確認した後、119番通報、宿直当番者への連絡、及びエマージェンシーコールによる防災組織員の一斉招集を行う。防災組織員には、事業所から約3km圏内に在住するものを優先して任命し、初期消火活動を行う要員として、宿直当番者1名及び警備員1名を含めて合計7名程度を確保できる体制とする。	<p>「添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」</p> <p>1.1 内部火災</p> <p>(1) 要員の配置</p> <p>管理総括者は、火災及び爆発が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、<u>初期消火活動を行う要員として、加工設備本体を運転している場合は、事業所内に常駐する者を7名程度確保する。休日・夜間を含め加工設備本体が停止している場合は、常駐する者を2名以上（夜間・休日当番者及び警備員）、事業所から3km圏内に居住する防災組織員を待機要員として事業所外に5名程度を確保する。初期消火活動を行う要員が火災発生の際に事業所内外から速やかに参集できる体制及びそのための通報連絡体制を整備する。</u></p> <p>「添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備」</p> <p>表-2 火災初動対応における最少必要人数（夜間操業時）</p>	<p>(SQAS-24「火災防護活動標準」)</p> <p>8.2.1 初期消火活動を行う要員の確保</p> <p>(1) 管理総括者は、火災発生時に初期消火活動の要員が速やかに参集できるように、<u>防災組織員は事業所から3km圏内の居住者を優先的に任命する。</u></p> <p>(2) <u>初期消火活動を行う要員として、加工設備本体を運転している場合は、事業所内に常駐する者を7名程度確保する。</u>加工設備本体が停止している場合は、事業所に常駐する者を2名以上、待機要員として事業所外に5名程度を確保する。</p> <p>(STD-SC1341「防災組織選任・教育訓練活動要領」)</p> <p>第4条（防災組織員選任基準）</p> <p>事故対策即応本部長、対策本部長を除く防災組織員は、管理総括者が選任する。なお、<u>防災組織員は、夜間・休日時における初期活動に必要な要員を確保するため、東海本社から3km圏内の居住者を優先的に選任し、防災組織編成名簿で識別する。</u></p> <p>(STD-SC1312「防災組織活動要領」)</p> <p>第47条（初期活動体制）</p> <p>(1) 夜間・休日の初期活動体制</p> <p><u>夜間・休日においては、防災組織の要員が揃うまでの間、事故発生直後の初期防災活動のため、夜間・休日当番者を指揮者とし初期活動体制を設ける。夜間・休日当番者は、警備員、出勤者及び初期招集者5名程度を指揮し、初期活動を行う。</u></p> <p><u>対策本部の設置が宣言された段階で指揮権を対策本部長へ移行する。</u></p> <p>①当番者の役割（夜間・休日当番者：1名、警備員1名）</p> <p>a) 初期活動：夜間・休日当番者、警備員、出勤者及び初期招集者より2名が消火活動等を行う。その他の対応については、緊急時対応要領に従う。</p> <p>b) 通報：警備員の1名が各連絡を行う。</p> <p>c) 夜間・休日当番者：初期防災活動の指示、状況の把握、無線の開局、記録を行う。対策本部員が招集してきた場合、または対策本部が設置された場合は、対策グループへ事象の報告、現在の状況等必要事項の報告を行う。</p>

No.	事業許可 記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に 反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
5-16	添 5-337	消火活動に必要な資機材は、資機材倉庫等の 指定された場所で保管管理する。	<p>「添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」</p> <p>1.1 内部火災</p> <p>(3) 資機材の配備 管理総括者は、消火活動（初期消火活動を含む。）に必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、 電源等の資機材を配備する。</p> <p>「添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備」</p> <p>1.3 資機材の配備 管理総括者は、UF<sub>6</sub>漏えいに対処するために必要な資機材、及び火災に対処するために必要な 資機材を保安規定別表第20に示すとおり配備する。また、別表第20に示す資機材の保管場 所に対する要件及び事故時の活動拠点の要件を考慮して、事故時の活動拠点及び資機材の保管 場所を複数整備し、資機材の保管については、必要な機能が同時に損なわれないよ う、分散して配備し、転倒・飛散防止対策を講じるとともに、短時間で移動できる場所へ保管 する。 なお、UF<sub>6</sub>漏えいに対処するために必要な資機材等は、対策活動を行う放射線業務従事者への化 学的影響を考慮したものとする。</p>	<p>（SQAS-11「非常時の措置標準」）</p> <p>（4）非常時用器材の整備 管理総括者は、防災組織に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線計測器、投光器等をあ らかじめ準備し、常に使用可能な状態に整備しておくとともに、防災資機材の保管場所を複 数整備し、必要な機能が同時に損なわれないよう、指定された場所に分散して配備 する。整備する防災資機材を別表1に示す。また、それらの管理方法については、「防災資 機材管理要領」に定める。 なお、UF<sub>6</sub>漏えいに対処するために必要な資機材等は、対策活動を行う放射線業務従事者へ の化学的影響を考慮したものとする。</p> <p>（STD-SC1331「防災資機材管理要領」）</p> <p>3. 資機材の配備 資機材の保管については、必要な機能が同時に損なわれないよう、指定された場所に分 散して配備し、転倒・飛散防止対策を講じるとともに、短時間で活動場所へ移動できる場所へ保 管する。 なお、UF<sub>6</sub>漏えいに対処するために必要な資機材等は、対策活動を行う放射線業務従事者への 化学的影響を考慮したものとする。</p>



## ●第六条（安全機能を有する施設の地盤）関連

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
—		—	<p><b>赤字斜体</b>：7/26 変更認可申請のうち許可抽出事項反映箇所、<b>赤字</b>：7/26 変更認可申請事項</p> <p><b>青字斜体</b>：補正申請のうち許可抽出事項反映箇所、<b>青字</b>：補正申請事項</p> <p><b>緑字斜体</b>：既反映事項</p>	<p><b>青字斜体</b>：反映予定、<b>緑字斜体</b>：既反映事項</p>

## ●第七条（地震による損傷の防止）関連

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
7-1	添 5-122	耐震重要度分類のない廃棄物ドラム缶については、固縛等の措置を講じる。	<p><b>添付 1 「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」</b></p> <p><b>2.2 地震</b></p> <p><b>(4) 標準書の整備</b></p> <p><b>①</b> 廃棄物管理棟及び第3廃棄物倉庫に保管する<b>放射性固体廃棄物を入れたドラム缶並びに廃棄物管理棟に保管する角形容器は、地震の影響を考慮し固縛の措置を講じる。</b></p>	<p>(SQAS-25「自然災害等発生時の保全活動標準」)</p> <p>6.4 活動に係る要領書の整備</p> <p>(2) 地震</p> <p><b>①環境保全課長は、</b>廃棄物管理棟及び第3廃棄物倉庫に保管する<b>放射性固体廃棄物を入れたドラム缶並びに廃棄物管理棟に保管する角形容器は、地震の影響を考慮し固縛の措置を講じる。</b></p>

## ●第八条（津波による損傷の防止）関連

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
—		—	<p><b>赤字斜体</b>：7/26 変更認可申請のうち許可抽出事項反映箇所、<b>赤字</b>：7/26 変更認可申請事項</p> <p><b>青字斜体</b>：補正申請のうち許可抽出事項反映箇所、<b>青字</b>：補正申請事項</p> <p><b>緑字斜体</b>：既反映事項</p>	<p><b>青字斜体</b>：反映予定、<b>緑字斜体</b>：既反映事項</p>

## ●第九條（外部からの衝撃による損傷の防止）関連

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
9-1	26	(火山) 降下火砕物が加工施設で観測された場合、気中の降下火砕物の状態を踏まえて、除去作業等の措置を講じることとし、必要な保護具や資機材をあらかじめ用意する。	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」 <u>2.1 火山（降灰）及び積雪</u> <u>(4) 標準書の整備</u> <u>① 加工施設で降下火砕物が観測された場合、降下火砕物の除去作業において防護対象施設の実耐力及び火山事象の進展を考慮し措置を講じる。</u> <u>② 降下火砕物の除去作業に必要な保護具や資機材をあらかじめ準備する。</u> <u>③ 降下火砕物により外気取入口の閉塞等による影響を受ける可能性のある設備については、加工施設への影響を考慮し、必要に応じて加工設備本体及び気体廃棄設備を停止する措置を講じる。</u> <u>④ 加工施設における火砕物降下と積雪の組合せは、安全機能を損なうことがないよう、余裕をもって堆積物を取り除く措置を講じる。</u>	青字斜体：反映予定、緑字斜体：既反映事項
	添 5-45	(火山) (1) 加工施設で降下火砕物が観測された場合、気中の降下火砕物の状態を踏まえて、除去等の措置を講じる。また、必要に応じて加工設備本体及び気体廃棄設備を停止し対応する。 (2) 作業においては、防護対象施設の実耐力及び火山事象の進展を考慮し作業を開始することとし、除去作業に必要な保護具、資機材を常備する。		SQAS-25自然災害等発生時の保全活動標準 6.4 活動に係る要領書の整備 (1) 火山活動（降灰）・積雪 <u>①加工施設で降下火砕物が観測された場合、降下火砕物の除去作業において防護対象施設の実耐力及び火山事象の進展を考慮し措置を講じる。</u> <u>②降下火砕物の除去作業に必要な保護具や資機材をあらかじめ準備する。</u> <u>③降下火砕物により外気取入口の閉塞等による影響を受ける可能性のある設備については、加工施設への影響を考慮し、必要に応じて加工設備本体及び気体廃棄設備を停止する措置を講じる。</u> <u>④加工施設における火砕物降下と積雪の組合せは、安全機能を損なうことがないよう、余裕をもって堆積物を取り除く措置を講じる。</u>
	添 5-45	(火山) 建物の健全性維持のため、降下火砕物は降雨及び積雪等により水を吸収し重くなった状態と施設の耐荷重を考慮した上で、加工施設で降灰が観測された場合、気中の降下火砕物の状態を踏まえて、除去作業を開始することとし、必要な保護具や資機材を予め用意する。		STD-SC1321-03 自然災害等発生時の保全活動標準 4.1 降下火砕物の除去 (2) 除去の判断 管理総括者は、建物の実耐力及び事象の進展を考慮し降下火砕物除去の要否を判断する。なお、降下火砕物と積雪の組合せの場合は、加工施設の安全機能を失うことがないよう、余裕をもって降下火砕物を取り除く措置を講じる。 <u>① 建物実耐力</u> 降下火砕物の除去の要否判断にあたっては、各建物の実耐力を考慮すること。建物の実耐力を添付1に示す。 <u>② 事象の進展</u> 降下火砕物の除去の要否判断にあたっては、敷地内の降下火砕物の堆積状況等を考慮すること。また、気象庁から発表される降下火砕物の堆積予想についての情報を注視すること。 (3) 装備と除去用具 以下に、降下火砕物の除去に用いる用具と作業の際に着用する装備を示す。なお、装備及び除去用具は、必要数をあらかじめ準備し、「STD-SC1331 防災資機材管理要領」に従い管理すること。 <u>① 除去用具</u> ハンドホー、スコップ、ブルーシート（雨樋の養生用）、ロープ（命綱用）、竹箒 <u>② 降下火砕物除去装備</u> 防塵マスク、保護めがね、軍手、ヘルメット、安全帯、長靴
	添 5-45	(火山) 降下火砕物により外気取入口の閉塞等による影響を受ける可能性のある設備については、加工施設への影響を考慮し、必要に応じて加工設備本体及び気体廃棄設備を停止する措置を講じるものとする。		4.3 設備の停止 降下火砕物が原因で外気取入口の閉塞などの影響を受けるおそれがある施設について、加工施設への影響を考慮し、必要に応じて加工設備本体及び気体廃棄設備を停止する。 気体廃棄設備の停止により建屋の負圧を維持できない場合、扉、シャッターに目張りを行い、建屋からのウラン漏えいを防止すること。
9-2	添 5-29	(竜巻) 敷地内で防護対象施設に影響を与える飛来物となり得るプレハブ物置に対して固縛措置を講じる。	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」 <u>2.3 竜巻</u> <u>(3) 資機材の配備及び事前措置</u> <u>担当部長は、竜巻による災害等に必要な資機材を準備する。</u> <u>担当課長は、敷地内で防護対象施設に影響を与える飛来物となり得るプレハブ物置に対して固縛措置を講じる。</u>	SQAS-25自然災害等発生時の保全活動標準 6.4 活動に係る要領書の整備 自然災害等発生時に加工施設が必要な機能を維持するため、以下に示す事項のうち(1)、(4)、(5)について管理総括者が、(2)について環境保全課長が、(3)について各担当課長がそれぞれ要領書に定める。 <u>(4) 竜巻</u>
				STD-SC1321-03 自然災害等発生時の保全活動標準 <u>8. 竜巻に備えた措置</u> <u>8.1 資機材の配備及び事前措置</u> <u>担当部長は、竜巻による災害等に必要な資機材の準備する。</u> <u>担当課長は、敷地内で防護対象施設に影響を与える飛来物となり得るプレハブ物置に対して固縛措置を講じる。</u>
9-3	添 5-34	(竜巻) 廃棄物を収納するドラム缶は飛散防止のため、固縛する。 (竜巻) ・敷地内で防護対象施設に影響を与える飛来物となり得る鋼製材や車両を、固縛又は飛来物とならない影響	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」 <u>2.3 竜巻</u> <u>(4) 標準書の整備</u> <u>① 竜巻襲来が想定される段階での対応</u> <u>1) 注意喚起</u>	SQAS-25自然災害等発生時の保全活動標準 6.4 活動に係る要領書の整備 自然災害等発生時に加工施設が必要な機能を維持するため、以下に示す事項のうち(1)、(4)、(5)について管理総括者が、(2)について環境保全課長が、(3)について各担当課長がそれぞれ要領書に定める。 <u>(4) 竜巻</u>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
		範囲外へ移動する措置を講じる。	<p><b>赤字斜体</b>：7/26 変更認可申請のうち許可抽出事項反映箇所、<b>赤字</b>：7/26 変更認可申請事項</p> <p><b>青字斜体</b>：補正申請のうち許可抽出事項反映箇所、<b>青字</b>：補正申請事項</p> <p><b>緑字斜体</b>：既反映事項</p> <p><b>茨城県に対する竜巻に関する気象情報、雷注意報を常時監視し、発令された場合には以下を実施する。</b></p> <p><b>イ) 安全管理課長は、直ちに構内一斉放送等により注意喚起の対応を指示する。</b></p> <p><b>ロ) 担当課長は、核燃料物質を扱っている工程を確認し、警戒事態に備えた準備対応を指示する。</b></p> <p><b>ハ) 各作業の責任者は、夜間・休日を含めて「注意喚起」の段階で、従事する要員が「警戒態勢」発令に応じた措置を、猶予時間内に完了できるよう、要員の確保又は同時に行う作業内容の制限を指示し、確認する。</b></p> <p><b>ニ) 担当課長は、構内車両の有無、車両の退避経路を確認し、車両をすぐに移動できるようにさせるとともに、車両から離れないよう指示する。</b></p> <p><b>ホ) 安全管理課長は、注意喚起状態であることを、敷地に隣接する事業者であるニュークリア・デベロップメント(株)及び三菱マテリアル(株)に連絡し、準備対応を依頼する。</b></p> <p><b>2) 警戒事態</b></p> <p><b>イ) 安全管理課長は、直ちに構内一斉放送等により警戒事態の対応を指示する。</b></p> <p><b>ロ) 担当課長は、以下の対応を実施させる。</b></p> <p><b>a) 敷地内(周辺監視区域内)で防護対象施設に影響を与える飛来物となり得る鋼製材や車両を、固縛又は飛来物とならない影響範囲外へ移動する措置を講じる。</b></p> <p><b>b) 建物外部での核燃料物質の構内搬送作業の停止。</b></p> <p><b>・核燃料物質等を搬送中の構内運搬車(粉末容器構内運搬車、保管容器(劣化・天然ウラン用)、ペレット構内運搬容器、燃料棒構内運搬車)は、竜巻の影響を受けない施設内(搬送元又は搬送先)へ移動する。また、燃料棒構内運搬車については、竜巻警報発報時及び夜間休日不在時には建物内でボルト固定する。</b></p> <p><b>c) 第3廃棄物倉庫の放射性廃棄物ドラム缶を固縛する。又は、あらかじめ固縛しておく。</b></p> <p><b>d) 建物内部での核燃料物質を手作業で取り扱う作業の停止。</b></p> <p><b>・ウラン粉末の取扱い(フードボックス作業)を停止し、ウラン粉末を投入先の機器に投入する。又はウラン粉末を容器に収納し、貯蔵設備に収納する。</b></p> <p><b>分析室及び分光分析室においては、サンプル保管庫に収納する。(休日及び夜間を含む。)</b></p> <p><b>・ウランの搬送作業(クレーン搬送を含む)を停止し、ウラン容器を貯蔵設備に収納する。</b></p> <p><b>e) 建物内部の飛来物となり得る設備・機器の飛来防止措置。</b></p> <p><b>・搬送用の台車など、飛来物となり得る設備・機器を固定する。</b></p> <p><b>・マガジンは、マガジン架台、マガジン架台部に積載する。また、マガジン架台部はボルトで固定する。(夜間休日も同様の措置を行う。)</b></p> <p><b>・除染室(2)、廃棄物一時貯蔵所、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所の廃棄物ドラム缶を固縛する。</b></p> <p><b>・転換工場の蒸発・加水分解工程の運転を停止する。</b></p> <p><b>ハ) 安全管理課長は、警戒事態であることを、敷地に隣接する事業者であるニュークリア・デベロップメント(株)及び三菱マテリアル(株)に連絡し、影響範囲内にある車両等について、影響範囲外への移動又は固縛の実施を依頼する。</b></p>	<p>関連下部標準等</p> <p><b>青字斜体</b>：反映予定、<b>緑字斜体</b>：既反映事項</p> <p>STD-SC1321-03 自然災害等発生時の保全活動標準</p> <p><b>8. 竜巻に備えた措置</b></p> <p><b>8.1 竜巻対応</b></p> <p><b>竜巻襲来が想定される段階での対応</b></p> <p><b>1) 注意喚起</b></p> <p><b>茨城県に対する竜巻に関する気象情報、雷注意報を常時監視し、発令された場合には以下を実施する。</b></p> <p><b>イ) 安全管理課長は、直ちに構内一斉放送等により注意喚起の対応を指示する。</b></p> <p><b>ロ) 担当課長は、核燃料物質を扱っている工程を確認し、警戒事態に備えた準備対応を指示する。</b></p> <p><b>ハ) 各作業の責任者は、夜間・休日を含めて「注意喚起」の段階で、従事する要員が「警戒態勢」発令に応じた措置を、猶予時間内に完了できるよう、要員の確保又は同時に行う作業内容の制限を指示し、確認する。</b></p> <p><b>ニ) 担当課長は、構内車両の有無、車両の退避経路を確認し、車両をすぐに移動できるようにさせるとともに、車両から離れないよう指示する。</b></p> <p><b>ホ) 安全管理課長は、注意喚起状態であることを、敷地に隣接する事業者であるニュークリア・デベロップメント(株)及び三菱マテリアル(株)に連絡し、準備対応を依頼する。</b></p> <p><b>2) 警戒事態</b></p> <p><b>イ) 安全管理課長は、直ちに構内一斉放送等により警戒事態の対応を指示する。</b></p> <p><b>ロ) 担当課長は、以下の対応を実施させる。</b></p> <p><b>a) 敷地内(周辺監視区域内)で防護対象施設に影響を与える飛来物となり得る鋼製材や車両を、固縛又は飛来物とならない影響範囲外へ移動する措置を講じる。</b></p> <p><b>b) 建物外部での核燃料物質の構内搬送作業の停止。</b></p> <p><b>・核燃料物質等を搬送中の構内運搬車(粉末容器構内運搬車、保管容器(劣化・天然ウラン用)、ペレット構内運搬容器、燃料棒構内運搬車)は、竜巻の影響を受けない施設内(搬送元又は搬送先)へ移動する。また、燃料棒構内運搬車については、竜巻警報発報時及び夜間休日不在時には建物内でボルト固定する。</b></p> <p><b>c) 第3廃棄物倉庫の放射性廃棄物ドラム缶を固縛する。又は、あらかじめ固縛しておく。</b></p> <p><b>d) 建物内部での核燃料物質を手作業で取り扱う作業の停止。</b></p> <p><b>・ウラン粉末の取扱い(フードボックス作業)を停止し、ウラン粉末を投入先の機器に投入する。又はウラン粉末を容器に収納し、貯蔵設備に収納する。</b></p> <p><b>分析室及び分光分析室においては、サンプル保管庫に収納する。(休日及び夜間を含む。)</b></p> <p><b>・ウランの搬送作業(クレーン搬送を含む)を停止し、ウラン容器を貯蔵設備に収納する。</b></p> <p><b>e) 建物内部の飛来物となり得る設備・機器の飛来防止措置。</b></p> <p><b>・搬送用の台車など、飛来物となり得る設備・機器を固定する。</b></p> <p><b>・マガジンは、マガジン架台、マガジン架台部に積載する。また、マガジン架台部はボルトで固定する。(夜間休日も同様の措置を行う。)</b></p> <p><b>・除染室(2)、廃棄物一時貯蔵所、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所の廃棄物ドラム缶を固縛する。</b></p> <p><b>・転換工場の蒸発・加水分解工程の運転を停止する。</b></p> <p><b>ハ) 安全管理課長は、警戒事態であることを、敷地に隣接する事業者であるニュークリア・デベロップメント(株)及び三菱マテリアル(株)に連絡し、影響範囲内にある車両等について、影響範囲外への移動又は固縛の実施を依頼する。</b></p>
	添5-35	(竜巻) 敷地に隣接する事業者であるニュークリア・デベロップメント(株)及び三菱マテリアル(株)における車両については、影響範囲外への移動又は固縛、あるいは防護フェンスを設置することとしている。		
	添5-35, 36	(竜巻) ①建物内部での核燃料物質を手作業で取り扱う作業の停止 ウラン粉末の取扱い(フードボックス作業)を停止し、ウラン粉末を投入先の機器に投入する。また、ウラン粉末を容器に収納し、貯蔵設備に収納する。 ウランの搬送作業(クレーン搬送を含む)を停止し、ウラン容器を貯蔵設備に収納する。 搬送用の台車は、固縛する。 ②建物外部での核燃料物質の構内搬送作業の停止 核燃料物質等を搬送中の車両は、竜巻の影響を受けない施設内(搬送元又は搬送先)へ移動する。 ③竜巻防護対象建物近傍からの車両の退避又は固縛 敷地内(周辺監視区域内)の屋外車両は影響範囲外へ移動又は固縛する。 ④UF <sub>6</sub> を正圧で取り扱う工程の停止 転換工場の蒸発・加水分解工程の運転を停止する。		
	添5-36	(竜巻) 竜巻予測情報に基づく措置は、迅速に講じる必要があるため、通常時の業務体制で行う。更に、迅速に対応できるよう、気象庁から茨城県に対し竜巻に関する気象情報又は雷注意報が発表された段階で、竜巻に対する「注意喚起」を発令し、通常時の業務要員で対応できる範囲となるよう、必要な事前措置を講じるものとする。		
	添5-42	(竜巻) 各作業の責任者は、夜間・休日を含めて「注意喚起」の段階で、従事する要員が「警戒態勢」発令に応じた措置を、猶予時間内に完了できるよう、要員の確保または同時に行う作業内容の制限を指示し、確認するものとする。		
	添5-42	(添五)-第1-6表 ソフト対応		

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
9-4	添 5-36	(竜巻) 竜巻予測情報に基づく措置の対応手順と各対応の責任者を、保安規定並びに保安規定に基づく社内管理規定及び対応実施部門の手順書に定め、対応実施部門における教育訓練を定期的に実施する。	<p>添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」</p> <p><b>赤字斜体</b>: 7/26 変更認可申請のうち許可抽出事項反映箇所、<b>赤字</b>: 7/26 変更認可申請事項  <b>青字斜体</b>: 補正申請のうち許可抽出事項反映箇所、<b>青字</b>: 補正申請事項  <b>緑字斜体</b>: 既反映事項</p> <p>2.3 竜巻  <b>(4) 標準書の整備</b>  <b>管理総括者は、竜巻の襲来が想定される段階及び竜巻襲来時における加工施設の必要な機能を維持するための以下の活動を含む措置等の対応手順を標準書に定める。</b></p> <p>2.3 竜巻  <b>(2) 教育・訓練の実施</b>  <b>担当部長は、該当する要員に対し、竜巻の発生が想定される段階で実施すべき措置に関する教育・訓練の計画を定め、担当課長が定期的に実施する。</b></p>	<p>青字斜体: 反映予定、<b>緑字斜体</b>: 既反映事項</p> <p>SQAS-25 自然災害等発生時の保全活動標準  6.4 活動に係る要領書の整備  自然災害等発生時に加工施設が必要な機能を維持するため、以下に示す事項のうち(1)、<b>(4)</b>、<b>(5)</b>について管理総括者が、(2)について環境保全課長が、(3)について各担当課長がそれぞれ要領書に定める。  <b>(4) 竜巻</b></p> <p>STD-SC1321-03 自然災害等発生時の保全活動標準  <b>8. 竜巻に備えた措置</b>  <b>8.1 竜巻対応</b></p> <p>SQAS-13 保安教育・訓練計画  6.1.1 保安教育の計画  (1) <b>管理総括者は、毎年度、保安教育訓練計画(様式17)を定める。</b>  (2) 管理総括者が定める教育・訓練項目は、「保安規定」別表第1-1-①のとおりとする。なお、保安品質目標の達成及びマネジメントシステムの有効性の継続的な改善に向けて自らがどのように貢献できるかを確実に認識させるため、保安品質目標を含む保安品質マネジメントシステムに関する内容を含むものとする。また、<b>教育・訓練項目には、火災防護活動、自然災害等発生時の保全活動、重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊時発生時の保全活動に関する事項及び UF<sub>0</sub> の化学的影響を考慮した措置に関する以下の事項を含めること。</b></p>
9-5	26	(自然現象の重畳) 「火山灰」と「積雪」の組合せは火山灰等堆積物の静的負荷を増大させる可能性があることを踏まえ、安全機能を損なうことがないよう、余裕をもって堆積物を取り除く方針とする。	<p>添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」</p> <p><b>2.1 火山(降灰)及び積雪</b>  <b>(4) 標準書の整備</b>  <b>④ 加工施設における火砕物降下と積雪の組合せは、安全機能を損なうことがないよう、余裕をもって堆積物を取り除く措置を講じる。</b></p>	<p>SQAS-25 自然災害等発生時の保全活動標準  6.4 活動に係る要領書の整備  (1) 火山活動(降灰)・積雪  <b>④加工施設における火砕物降下と積雪の組合せは、安全機能を損なうことがないよう、余裕をもって堆積物を取り除く措置を講じる。</b></p> <p>STD-SC1321-03 自然災害等発生時の保全活動標準  4.1 降下火砕物の除去  (2) 除去の判断  管理総括者は、建物の実耐力及び事象の進展を考慮し降下火砕物除去の可否を判断する。<b>なお、降下火砕物と積雪の組合せの場合は、加工施設の安全機能を失うことがないよう、余裕をもって降下火砕物を取り除く措置を講じる。</b></p>
9-6	添 5-87	(外部火災) 液化アンモニアの輸送車両については、原子力発電所の外部火災影響評価ガイドに基づく爆発影響評価に基づき、加工施設に対して爆発限界距離以上の離隔距離を確保する。	<p>添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」</p> <p>1.2 外部火災  <b>(4) 標準書の整備</b>  <b>① 構内を運搬するA重油、灯油、液化アンモニア、水素ガス及びLPガスの輸送車両については、図-1に示す定められた構内輸送経路を遵守する。また、運搬する容量の制限を行う。</b></p>	<p>SQAS-25 自然災害等発生時の保全活動標準  6.4 活動に係る要領書の整備  (3) 外部火災  <b>① 担当課長は、構内を運搬するA重油、灯油、液化アンモニア、水素ガス及びLPガスの輸送車両については、図-1に示す定められた構内輸送経路を遵守させる。また、運搬する容量の制限を行う。</b>  (図-1は保安規定に合わせて改訂予定)</p>
	添 5-87	(外部火災) LPガスの輸送車両については防護対象施設に対して、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に定められた以上の距離を確保できる経路を通ることで、火災・爆発の影響を防止する。		
	添 5-87	(外部火災) 水素の輸送車両については、防護対象施設に対して高圧ガス保安法で定められた以上の距離を確保できる経路を通ることで、火災・爆発の影響を防止する。		

## ●第十条（加工施設への人の不法な侵入等の防止）関連

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
10-1	29	人の不法な侵入を防止するために、不法侵入防止設備を備えた十分な高さの金属製の柵等により立入制限区域を設定し、同区域への立入りを所定の出入口以外からの同区域への人の立入りを禁止する。	<p>保安規定関連条項</p> <p>赤字斜体：7/26 変更認可申請のうち許可抽出事項反映箇所、赤字：7/26 変更認可申請事項            青字斜体：補正申請のうち許可抽出事項反映箇所、青字：補正申請事項            緑字斜体：既反映事項</p> <p>（人の不法な侵入等の防止）            第48条の2 安全管理課長は、加工施設への人の不法な侵入、加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件其他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること、加工施設の防護のために必要な設備及び装置の操作に係る情報システムに対する不正アクセス行為を防止するため、敷地内の人による核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為、郵便物等による敷地外からの爆発物又は有害物質の持ち込み、サイバーテロを未然に防止するための措置等を講じる。</p>	<p>関連下部標準等</p> <p>青字斜体：反映予定、緑字斜体：既反映事項</p> <p>SQAS-07 放射線管理標準            6.1 区域管理            6.1.9 人の不法な侵入等の防止            安全管理課長は、加工施設への人の不法な侵入、加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件其他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること、加工施設の防護のために必要な設備及び装置の操作に係る情報システムに対する不正アクセス行為を防止するため、敷地内の人による核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為、郵便物等による敷地外からの爆発物又は有害物質の持ち込み、サイバーテロを未然に防止するための措置等を講じる。</p> <p>核物質防護規定に規定</p>
10-2	29	加工施設の建物は鉄筋コンクリート造、鉄扉等の堅牢な障壁を有する設計とする。また、立入制限区域を警備員が監視カメラにより監視するとともに、定期的に巡視する。	<p>（人の不法な侵入等の防止）            第48条の2 安全管理課長は、加工施設への人の不法な侵入、加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件其他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること、加工施設の防護のために必要な設備及び装置の操作に係る情報システムに対する不正アクセス行為を防止するため、敷地内の人による核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為、郵便物等による敷地外からの爆発物又は有害物質の持ち込み、サイバーテロを未然に防止するための措置等を講じる。</p>	<p>SQAS-07 放射線管理標準            6.1 区域管理            6.1.9 人の不法な侵入等の防止            安全管理課長は、加工施設への人の不法な侵入、加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件其他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること、加工施設の防護のために必要な設備及び装置の操作に係る情報システムに対する不正アクセス行為を防止するため、敷地内の人による核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為、郵便物等による敷地外からの爆発物又は有害物質の持ち込み、サイバーテロを未然に防止するための措置等を講じる。</p> <p>核物質防護規定に規定</p>
10-3	29	管理区域の出入口に設置する出入管理装置等により人の出入りを常時監視する。また、管理区域に立ち入る者に対して、身分及び立入りの必要性を確認の上、立入りを認めたことを証明する証明書等を発行し、これを立入りの際に所持させ確認を実施する。	<p>（人の不法な侵入等の防止）            第48条の2 安全管理課長は、加工施設への人の不法な侵入、加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件其他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること、加工施設の防護のために必要な設備及び装置の操作に係る情報システムに対する不正アクセス行為を防止するため、敷地内の人による核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為、郵便物等による敷地外からの爆発物又は有害物質の持ち込み、サイバーテロを未然に防止するための措置等を講じる。</p>	<p>SQAS-07 放射線管理標準            6.1 区域管理            6.1.9 人の不法な侵入等の防止            安全管理課長は、加工施設への人の不法な侵入、加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件其他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること、加工施設の防護のために必要な設備及び装置の操作に係る情報システムに対する不正アクセス行為を防止するため、敷地内の人による核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為、郵便物等による敷地外からの爆発物又は有害物質の持ち込み、サイバーテロを未然に防止するための措置等を講じる。</p> <p>核物質防護規定に規定</p>
10-4	29	不法侵入等防止設備は、機能を維持するために点検及び保守管理を実施する。	<p>（人の不法な侵入等の防止）            第48条の2 安全管理課長は、加工施設への人の不法な侵入、加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件其他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること、加工施設の防護のために必要な設備及び装置の操作に係る情報システムに対する不正アクセス行為を防止するため、敷地内の人による核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為、郵便物等による敷地外からの爆発物又は有害物質の持ち込み、サイバーテロを未然に防止するための措置等を講じる。</p>	<p>SQAS-07 放射線管理標準            6.1 区域管理            6.1.9 人の不法な侵入等の防止            安全管理課長は、加工施設への人の不法な侵入、加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件其他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること、加工施設の防護のために必要な設備及び装置の操作に係る情報システムに対する不正アクセス行為を防止するため、敷地内の人による核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為、郵便物等による敷地外からの爆発物又は有害物質の持ち込み、サイバーテロを未然に防止するための措置等を講じる。</p> <p>核物質防護規定に規定</p>
10-5	29	核燃料物質等の移動をする場合、各部門長の承認を得てから行うことにより、敷地内の人による不法な移動を防止する。管理区域（重量のある核燃料物質等を収納した密封容器のみを取り扱う場合を除く）の出入口において、核燃料物質を検知する装置等を設置することにより監視を行う設計とする。	<p>（人の不法な侵入等の防止）            第48条の2 安全管理課長は、加工施設への人の不法な侵入、加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件其他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること、加工施設の防護のために必要な設備及び装置の操作に係る情報システムに対する不正アクセス行為を防止するため、敷地内の人による核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為、郵便物等による敷地外からの爆発物又は有害物質の持ち込み、サイバーテロを未然に防止するための措置等を講じる。</p>	<p>SQAS-07 放射線管理標準            6.1 区域管理            6.1.9 人の不法な侵入等の防止            安全管理課長は、加工施設への人の不法な侵入、加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件其他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること、加工施設の防護のために必要な設備及び装置の操作に係る情報システムに対する不正アクセス行為を防止するため、敷地内の人による核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為、郵便物等による敷地外からの爆発物又は有害物質の持ち込み、サイバーテロを未然に防止するための措置等を講じる。</p> <p>核物質防護規定に規定</p>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
10-6	29	加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するため、加工施設に物品を持ち込む場合はあらかじめ申請させ、立入りの際に許可された物品であることを警備員が確認する。また、郵便物等を持ち込む場合、警備員による外観確認、金属探知機による検査を実施し、必要に応じ開封点検を実施する。	<p>赤字斜体：7/26 変更認可申請のうち許可抽出事項反映箇所、赤字：7/26 変更認可申請事項            青字斜体：補正申請のうち許可抽出事項反映箇所、青字：補正申請事項            緑字斜体：既反映事項</p> <p>(人の不法な侵入等の防止)            第 48 条の 2 安全管理課長は、加工施設への人の不法な侵入、加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること、加工施設の防護のために必要な設備及び装置の操作に係る情報システムに対する不正アクセス行為を防止するため、敷地内の人による核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為、郵便物等による敷地外からの爆発物又は有害物質の持ち込み、サイバーテロを未然に防止するための措置等を講じる。</p>	<p>青字斜体：反映予定、緑字斜体：既反映事項</p> <p>SQAS-07 放射線管理標準            6.1 区域管理            6.1.9 人の不法な侵入等の防止            安全管理課長は、加工施設への人の不法な侵入、加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること、加工施設の防護のために必要な設備及び装置の操作に係る情報システムに対する不正アクセス行為を防止するため、敷地内の人による核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為、郵便物等による敷地外からの爆発物又は有害物質の持ち込み、サイバーテロを未然に防止するための措置等を講じる。</p> <p>核物質防護規定に規定</p>
10-7	29	入構車両については、あらかじめ車両を申請させ、入構の際に警備員による入構許可の確認及び車両の点検を実施する。	<p>(人の不法な侵入等の防止)            第 48 条の 2 安全管理課長は、加工施設への人の不法な侵入、加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること、加工施設の防護のために必要な設備及び装置の操作に係る情報システムに対する不正アクセス行為を防止するため、敷地内の人による核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為、郵便物等による敷地外からの爆発物又は有害物質の持ち込み、サイバーテロを未然に防止するための措置等を講じる。</p>	<p>SQAS-07 放射線管理標準            6.1 区域管理            6.1.9 人の不法な侵入等の防止            安全管理課長は、加工施設への人の不法な侵入、加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること、加工施設の防護のために必要な設備及び装置の操作に係る情報システムに対する不正アクセス行為を防止するため、敷地内の人による核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為、郵便物等による敷地外からの爆発物又は有害物質の持ち込み、サイバーテロを未然に防止するための措置等を講じる。</p> <p>核物質防護規定に規定</p>
10-8	30	内部での不正アクセスを防止するため、防護対象システムの制御コンピュータは施錠管理又は権限管理を実施する。可搬式記憶媒体は、管理部門により承認されたものを利用し、使用前にはウィルス検査を行う。	<p>(人の不法な侵入等の防止)            第 48 条の 2 安全管理課長は、加工施設への人の不法な侵入、加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること、加工施設の防護のために必要な設備及び装置の操作に係る情報システムに対する不正アクセス行為を防止するため、敷地内の人による核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為、郵便物等による敷地外からの爆発物又は有害物質の持ち込み、サイバーテロを未然に防止するための措置等を講じる。</p>	<p>SQAS-07 放射線管理標準            6.1 区域管理            6.1.9 人の不法な侵入等の防止            安全管理課長は、加工施設への人の不法な侵入、加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること、加工施設の防護のために必要な設備及び装置の操作に係る情報システムに対する不正アクセス行為を防止するため、敷地内の人による核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為、郵便物等による敷地外からの爆発物又は有害物質の持ち込み、サイバーテロを未然に防止するための措置等を講じる。</p> <p>核物質防護規定に規定</p>
10-9	30	外部業者が保守等で可搬式記憶媒体を利用する場合や当該システムに直接アクセスする場合は、管理部門に対してあらかじめ申請させるとともに、管理部門によるウィルス検査を実施後、従業員の監督の下で作業させる。また、外部事業者に対する調達管理に当たっては、セキュリティを考慮した調達要求事項を設定する。	<p>(人の不法な侵入等の防止)            第 48 条の 2 安全管理課長は、加工施設への人の不法な侵入、加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること、加工施設の防護のために必要な設備及び装置の操作に係る情報システムに対する不正アクセス行為を防止するため、敷地内の人による核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為、郵便物等による敷地外からの爆発物又は有害物質の持ち込み、サイバーテロを未然に防止するための措置等を講じる。</p>	<p>SQAS-07 放射線管理標準            6.1 区域管理            6.1.9 人の不法な侵入等の防止            安全管理課長は、加工施設への人の不法な侵入、加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること、加工施設の防護のために必要な設備及び装置の操作に係る情報システムに対する不正アクセス行為を防止するため、敷地内の人による核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為、郵便物等による敷地外からの爆発物又は有害物質の持ち込み、サイバーテロを未然に防止するための措置等を講じる。</p> <p>核物質防護規定に規定</p>
10-10	30	不正アクセスが行われるおそれがある場合又は行われた場合に迅速に対応できるよう情報システムセキュリティ計画を定める。	<p>(人の不法な侵入等の防止)            第 48 条の 2 安全管理課長は、加工施設への人の不法な侵入、加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること、加工施設の防護のために必要な設備及び装置の操作に係る情報システムに対する不正アクセス行為を防止するため、敷地内の人による核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為、郵便物等による敷地外からの爆発物又は有害物質の持ち込み、サイバーテロを未然に防止するための措置等を講じる。</p>	<p>SQAS-07 放射線管理標準            6.1 区域管理            6.1.9 人の不法な侵入等の防止            安全管理課長は、加工施設への人の不法な侵入、加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること、加工施設の防護のために必要な設備及び装置の操作に係る情報システムに対する不正アクセス行為を防止するため、敷地内の人による核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為、郵便物等による敷地外からの爆発物又は有害物質の持ち込み、サイバーテロを未然に防止するための措置等を講じる。</p> <p>核物質防護規定に規定</p>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
10-11	添 5-88	(ホ) 不法な侵入に対する考慮 加工施設における不法侵入等防止設備を(添五)-第9-11表に示す。 また柵を設置する立入制限区域の範囲を(添五)-第9-1図に示す。	<p>赤字斜体: 7/26 変更認可申請のうち許可抽出事項反映箇所、赤字: 7/26 変更認可申請事項 青字斜体: 補正申請のうち許可抽出事項反映箇所、青字: 補正申請事項 緑字斜体: 既反映事項</p> <p>(人の不法な侵入等の防止) 第 48 条の 2 安全管理課長は、加工施設への人の不法な侵入、加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件其他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること、加工施設の防護のために必要な設備及び装置の操作に係る情報システムに対する不正アクセス行為を防止するため、敷地内の人による核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為、郵便物等による敷地外からの爆発物又は有害物質の持ち込み、サイバーテロを未然に防止するための措置等を講じる。</p>	<p>青字斜体: 反映予定、緑字斜体: 既反映事項</p> <p>SQAS-07 放射線管理標準 6.1 区域管理 6.1.9 人の不法な侵入等の防止 安全管理課長は、加工施設への人の不法な侵入、加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件其他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること、加工施設の防護のために必要な設備及び装置の操作に係る情報システムに対する不正アクセス行為を防止するため、敷地内の人による核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為、郵便物等による敷地外からの爆発物又は有害物質の持ち込み、サイバーテロを未然に防止するための措置等を講じる。</p> <p>核物質防護規定に規定</p>

## ●第十一条（溢水による損傷の防止）関連

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
11-1	添 5-92 添 5-104	<p>溢水防護区画の設定 工場内漏水検知警報により工業用水、水道水、外部からの供給水及び空調用水を停止する。 地震により震度5以上の地震が発生した場合、工業用水、水道水、外部からの供給水（冷却水、純水、アンモニア水）及び空調用水を手動にて停止する。</p>	<p>添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」  <u>3. 内部溢水</u>  <u>(4) 標準書の整備</u>  <u>① 溢水防護区画の設定に関する事。</u>  <u>② 冷却水や洗浄水などの閉ループ内の水量、廃液タンク等の液位を監視・管理すること。</u>  <u>③ 震度5以上、又は漏水検知警報発報時におけるポンプ等停止措置に関する事。</u></p>	<p>青字斜体：反映予定、緑字斜体：既反映事項</p> <p>SQAS-25自然災害等発生時の保全活動標準  6.4 活動に係る要領書の整備  <u>(5) 内部溢水</u>  <u>① 溢水防護区画は、別図2-1～7に設定する区画とする。（別図追加予定）</u>  <u>② 担当課長は、冷却水や洗浄水などの閉ループ内の水量、廃液タンク等の液位を監視・管理に関する事を要領書に定める。</u>  <u>③ 担当課長は、震度5以上、又は漏水検知警報発報時におけるポンプ等停止措置した場合、別表1に定める止水方法停止措置を行う。</u>  （事業許可（添五）-第リ-13表 溢水源からの溢水停止の方法を別表-1として追加予定）</p>



## 【加工事業変更許可内容の保安規定への反映確認】

## ●第十二条（誤操作の防止）関連

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
			<p>赤字斜体：7/26 変更認可申請のうち許可抽出事項反映箇所、赤字：7/26 変更認可申請事項</p> <p>青字斜体：補正申請のうち許可抽出事項反映箇所、青字：補正申請事項</p> <p>緑字斜体：既反映事項</p>	<p>青字斜体：反映予定、緑字斜体：既反映事項</p>
12-1	30	運転員の誤操作を防止するため、運転員の操作性及び人間工学的観点の諸因子を考慮して、操作器、指示計、記録計、表示装置、警報装置等を設ける設計とし、手順書を定める。	<p>（設計・開発計画）</p> <p>第9条</p> <p>（4）操作員の誤操作を防止するため、下記事項を踏まえた設計・開発を行うこと。</p> <p>1）安全機能を有する施設の運転及び保守における誤操作を防止するため、操作器、指示計、記録計、表示装置、警報装置等を設置する場合は、必要に応じて操作員の操作性及び人間工学的観点の諸因子を考慮した設計とする。</p>	<p>（SQAS-19「設計・開発管理標準」）</p> <p>11. 設計・開発の手順</p> <p>設計・開発の手順を以下に定める。</p> <p>1 1.1 方針書、技術検討書策定段階（概念設計段階）の手順</p> <p>（4）技術検討書には、以下の誤操作防止に係る要求事項を必要に応じて含める。</p> <p>a）操作器、指示計、記録計、表示装置、警報装置等を設置する場合は、操作員の操作性及び人間工学的観点の諸因子を考慮した設計とする。</p>
12-2	30	表示装置は、運転員の誤操作を防止するため、必要に応じて色で識別できる設計とする。	<p>（設計・開発計画）</p> <p>第9条</p> <p>（4）操作員の誤操作を防止するため、下記事項を踏まえた設計・開発を行うこと。</p> <p>2）安全機能を有する施設の前号の装置に対して、操作員による誤操作を防止するため、必要に応じてスイッチに保護カバー又はカギを設け、色、形状、銘板等により容易に識別できるようにする。また、表示装置は、必要に応じて色で識別できる設計とする。</p>	<p>（SQAS-19「設計・開発管理標準」）</p> <p>11. 設計・開発の手順</p> <p>設計・開発の手順を以下に定める。</p> <p>1 1.1 方針書、技術検討書策定段階（概念設計段階）の手順</p> <p>（4）技術検討書には、以下の誤操作防止に係る要求事項を必要に応じて含める。</p> <p>b）前項の機器及び装置等には、スイッチに保護カバー又はカギを設け、色、形状、銘板等により容易に識別できるようにする。なお、表示装置は、色で識別できる設計とする。</p>
12-3	30	操作器は、運転員による誤操作を防止するために、必要に応じてスイッチに保護カバー又はカギを設け、色、形状、銘板等により容易に識別できるようにする。	<p>（設計・開発計画）</p> <p>第9条</p> <p>（4）操作員の誤操作を防止するため、下記事項を踏まえた設計・開発を行うこと。</p> <p>2）安全機能を有する施設の前号の装置に対して、操作員による誤操作を防止するため、必要に応じてスイッチに保護カバー又はカギを設け、色、形状、銘板等により容易に識別できるようにする。また、表示装置は、必要に応じて色で識別できる設計とする。</p>	<p>（SQAS-19「設計・開発管理標準」）</p> <p>11. 設計・開発の手順</p> <p>設計・開発の手順を以下に定める。</p> <p>1 1.1 方針書、技術検討書策定段階（概念設計段階）の手順</p> <p>（4）技術検討書には、以下の誤操作防止に係る要求事項を必要に応じて含める。</p> <p>b）前項の機器及び装置等には、スイッチに保護カバー又はカギを設け、色、形状、銘板等により容易に識別できるようにする。なお、表示装置は、色で識別できる設計とする。</p>
12-4	30	安全の確保のために手動操作を要する場合には、対応を現場に明示する措置を講じる。	<p>（操作上の一般事項）</p> <p>第31条</p> <p>2. 各課長は、安全確保のために手動操作を要する場合は、誤操作の防止を考慮し、必要に応じて対応手順を現場に明示する措置を講じる。</p>	<p>（SQAS-06「加工施設の操作標準」）</p> <p>6. 1 加工施設の操作管理</p> <p>（18）各課長は、安全の確保のために手動操作を要する場合に備え、誤操作の防止を考慮し、必要に応じて対応手順を現場に明示する措置を講じる。</p>

## ●第十三条（安全避難通路等）関連

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
			<p>赤字斜体：7/26 変更認可申請のうち許可抽出事項反映箇所、赤字：7/26 変更認可申請事項</p> <p>青字斜体：補正申請のうち許可抽出事項反映箇所、青字：補正申請事項</p> <p>緑字斜体：既反映事項</p>	<p>青字斜体：反映予定、緑字斜体：既反映事項</p>
13-1	31	事故対処のための現場操作が可能となるように、懐中電灯及びポータブル発電機を含めた投光器を設ける設計とする。	<p>（非常時用器材の整備）</p> <p>第82条 管理総括者は、非常時対策組織に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線計測器、除染用具、懐中電灯、ポータブル発電機及び投光器等を、別表第20に示すとおりあらかじめ準備し、常に使用可能な状態に整備しておく。</p>	<p>（SQAS-11「非常時の措置標準」）</p> <p>6.1 事前対策</p> <p>（4）非常時用器材の整備</p> <p>管理総括者は、防災組織に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線計測器、除染用具、懐中電灯、ポータブル発電機及び投光器等をあらかじめ準備し、常に使用可能な状態に整備しておく。また、管理総括者は、非常用ディーゼル発電機を7日間連続運転させるのに必要な量の燃料をあらかじめ確保しておく。整備する防災資機材を別表1に示す。さらに、それらの管理方法については、「防災資機材管理要領」に定める。</p>

## ●第十四条（安全機能を有する施設）関連

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
			<p>赤字斜体：7/26 変更認可申請のうち許可抽出事項反映箇所、赤字：7/26 変更認可申請事項</p> <p>青字斜体：補正申請のうち許可抽出事項反映箇所、青字：補正申請事項</p> <p>緑字斜体：既反映事項</p>	<p>青字斜体：反映予定、緑字斜体：既反映事項</p>
14-1	38~85	表 安全機能を有する施設の安全機能一覧	<p>第7章 施設管理</p> <p>第1節 施設管理計画 （保全対象範囲の策定）</p> <p>第60条の4 各設備を所管する担当課長は、加工施設の中から、保全を行うべき対象範囲として次項の設備を選定する。</p> <p>（1）安全機能を有する施設として、加工事業変更許可申請書及び設計及び工事の計画の認可（以下設工認という。）申請書に基づき、設置した設備</p>	<p>（SQAS-08「施設管理標準」）</p> <p>6. 2. 1 保全対象範囲の策定</p> <p>各設備を所管する担当課長（転換課長、成形課長、組立課長、環境保全課長、品質管理課長、安全管理課長及び設備技術課長）は、加工施設の中から保全を行うべき対象範囲として以下の設備を選定する。</p> <p>（1）安全機能を有する施設として、加工事業変更許可申請書、設計及び工事の計画の認可（以下「設工認」という。）申請書に基づき、設置した設備</p>

## ●第十五条（設計基準事故の拡大の防止）関連

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
			<p>赤字斜体：7/26 変更認可申請のうち許可抽出事項反映箇所、赤字：7/26 変更認可申請事項</p> <p>青字斜体：補正申請のうち許可抽出事項反映箇所、青字：補正申請事項</p> <p>緑字斜体：既反映事項</p>	<p>青字斜体：反映予定、緑字斜体：既反映事項</p>
-	-	-	-	-

## ●第十六条（核燃料物質の貯蔵施設）関連

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
			<p>赤字斜体：7/26 変更認可申請のうち許可抽出事項反映箇所、赤字：7/26 変更認可申請事項</p> <p>青字斜体：補正申請のうち許可抽出事項反映箇所、青字：補正申請事項</p> <p>緑字斜体：既反映事項</p>	<p>青字斜体：反映予定、緑字斜体：既反映事項</p>
16-1	150	表 貯蔵する核燃料物質の種類及び最大貯蔵能力	<p>第72条 各課長は、核燃料物質を貯蔵しようとするときは、次の事項を遵守する。</p> <p>（1）所定の容器に入れて貯蔵設備に貯蔵すること。</p> <p>（2）別表第13-1に示す最大貯蔵数量を超えないこと。また、別表第13-2に示すビルドアップ期間及び貯蔵期間を超えないこと。</p>	<p>（SQAS-09 核燃料物質の管理標準）</p> <p>6. 3 核燃料物質の貯蔵</p> <p>（1）担当課長は、以下の事項を含んだ要領書を作成する。</p> <p>① 所定の容器に入れて貯蔵設備に貯蔵すること。</p> <p>② 「保安規定」別表第13-1の内数である本標準書別表1に示す最大貯蔵能力を超えないこと。また、別表2に示すビルドアップ期間及び貯蔵期間を超えないこと。</p>
	10	施設、成形施設、被覆施設及び組立施設において工程内に一時的に貯蔵するウランは、主要な貯蔵施設の最大貯蔵能力に比べ少ないので、主要な貯蔵施設の最大貯蔵能力の内数として管理する。		

## 第十七条（廃棄施設）関連

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
17-1	31	廃液処理後の排水を貯留し、パッチごとに排水中の放射性物質の濃度を測定・確認する設計とする。	<p>（放射性液体廃棄物）</p> <p>赤字斜体：7/26 変更認可申請のうち許可抽出事項反映箇所、赤字：7/26 変更認可申請事項            青字斜体：補正申請のうち許可抽出事項反映箇所、青字：補正申請事項            緑字斜体：既反映事項</p> <p>第 76 条 安全管理課長は、排水口からの排水の放出による周辺監視区域外の水中の放射性物質濃度が、法で定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないようにする。</p> <p>2. 担当課長は、管理区域から放射性液体廃棄物を放出する場合は、廃液貯留タンク（「廃液処理設備(3)の集水槽（チェック用）及び廃液貯槽（チェック用）」、「廃液処理設備(4)の貯留タンク（チェック用）」、「<u>廃液処理設備(5)のチェックタンク</u>」）、「廃液処理設備(6)のチェックタンク」をいう。）における廃水中の放射性物質濃度が、別表第 14 に定める管理目標値を超えないようにする。転換課長は、廃液処理設備(1)の集水槽（チェック用）の排水を排水口から放出する場合は、当該集水槽における排水中の濃度が、別表第 14 に定める管理目標値を超えないようにする。環境保全課長は、排水貯留池の排水を排水口から放出する場合は、排水貯留池における排水中の濃度が、別表第 14 に定める管理目標値を超えないようにする。<u>なお、排水貯留池(1)と(2)については、通常時、交互に運用する。</u>  <u>また、廃液処理設備の槽類に設置される液面高検知警報が発報した際は、速やかに送液元を停止する。</u></p>	<p>（SQAS-10 放射性廃棄物の管理標準）</p> <p>5. 2 放射性液体廃棄物の管理</p> <p>担当課長は、下記の事項を含んだ要領書を作成する。</p> <p>(1) 担当課長が実施する放射性液体廃棄物の管理に関する以下の事項（放射性液体廃棄物処理系統図を別紙 1 に示す。）</p> <p>①担当課長は、管理区域から放射性液体廃棄物を放出する場合は、廃液貯留タンク（「廃液処理設備(3)（シリンダ洗浄棟）の集水槽（チェック用）及び廃液貯槽（チェック用）」、「廃液処理設備(4)（加工棟）の貯留タンク（チェック用）」、「<u>廃液処理設備(5)のチェックタンク</u>」及び「廃液処理設備(6)のチェックタンク」をいう。）における廃水中の放射性物質濃度が、「保安規定」別表第 14 に定める管理目標値を超えないようにすること。<u>なお、排水貯留池(1)と(2)については、通常時、交互に運用する。</u>            廃液貯留タンク内の水量が一定レベルに達したら、別に定める要領に従い、安全管理課に放射能濃度の測定を依頼して管理目標値以下であることを確認すること。また、<u>廃液処理設備の槽類に設置される液面高検知警報が発報した際は、速やかに送液元を停止する。</u></p> <p>②転換課長は、「廃液処理設備(1)（転換工場）の集水槽（チェック用）」における排水を排水口から放出する場合は、当該集水槽における排水中の濃度が「保安規定」別表第 14 に定める管理目標値を超えないようにすること。</p> <p>③環境保全課長は、排水貯留池の排水を排水口から放出する場合は、排水貯留池における排水中の濃度が、「保安規定」別表第 14 に定める管理目標値を超えないようにすること。</p>
17-2	31	管理区域から発生する油類廃棄物は、焼却設備等で減容処理する設計とする。	<p>（放射性液体廃棄物）</p> <p>第 76 条</p> <p>9. 環境保全課長は、廃酸又は有機溶媒等の排水し難い液体廃棄物は、腐食しにくい容器に封入し、容器が破損した場合においても封入した液体廃棄物を拡がらせないで回収、汚染除去できるような処置を施すか又はそのような場所に保管する。  <u>ただし、廃油等の可燃性液体廃棄物は焼却処理する。</u></p>	<p>（SQAS-10 放射性廃棄物の管理標準）</p> <p>5. 2 放射性液体廃棄物の管理</p> <p>⑦環境保全課長は、廃酸又は有機溶媒等の排水し難い液体廃棄物は、腐食しにくい容器に封入し、容器が破損した場合においても封入した液体廃棄物を拡がらせないで回収汚染除去できるような処置を施すか又はそのような場所に保管する。<u>ただし、廃油等の可燃性液体廃棄物は焼却処理すること。</u></p>
17-3	173	②放射性物質の濃度が周辺監視区域外の法定濃度限度以下であることを確認した後、各廃液処理設備から排水する。	<p>（放射性液体廃棄物）</p> <p>第 76 条</p> <p>2. 担当課長は、管理区域から放射性液体廃棄物を放出する場合は、廃液貯留タンク（「廃液処理設備(3)の集水槽（チェック用）及び廃液貯槽（チェック用）」、「廃液処理設備(4)の貯留タンク（チェック用）」、「<u>廃液処理設備(5)のチェックタンク</u>」）、「廃液処理設備(6)のチェックタンク」をいう。）における廃水中の放射性物質濃度が、別表第 14 に定める管理目標値を超えないようにする。転換課長は、廃液処理設備(1)の集水槽（チェック用）の排水を排水口から放出する場合は、当該集水槽における排水中の濃度が、別表第 14 に定める管理目標値を超えないようにする。環境保全課長は、排水貯留池の排水を排水口から放出する場合は、排水貯留池における排水中の濃度が、別表第 14 に定める管理目標値を超えないようにする。<u>なお、排水貯留池(1)と(2)については、通常時、交互に運用する。</u>  <u>また、廃液処理設備の槽類に設置される液面高検知警報が発報した際は、速やかに送液元を停止する。</u></p>	<p>（SQAS-10 放射性廃棄物の管理標準）</p> <p>5. 2 放射性液体廃棄物の管理</p> <p>担当課長は、下記の事項を含んだ要領書を作成する。</p> <p>(1) 担当課長が実施する放射性液体廃棄物の管理に関する以下の事項（放射性液体廃棄物処理系統図を別紙 1 に示す。）</p> <p>①担当課長は、管理区域から放射性液体廃棄物を放出する場合は、廃液貯留タンク（「廃液処理設備(3)（シリンダ洗浄棟）の集水槽（チェック用）及び廃液貯槽（チェック用）」、「廃液処理設備(4)（加工棟）の貯留タンク（チェック用）」、「<u>廃液処理設備(5)のチェックタンク</u>」及び「廃液処理設備(6)のチェックタンク」をいう。）における廃水中の放射性物質濃度が、「保安規定」別表第 14 に定める管理目標値を超えないようにすること。<u>なお、排水貯留池(1)と(2)については、通常時、交互に運用する。</u>            廃液貯留タンク内の水量が一定レベルに達したら、別に定める要領に従い、安全管理課に放射能濃度の測定を依頼して管理目標値以下であることを確認すること。また、<u>廃液処理設備の槽類に設置される液面高検知警報が発報した際は、速やかに送液元を停止する。</u></p>
	添 6-17	通常時において、放射性液体廃棄物について、凝集沈殿、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備によりウランを除去した後、廃液貯槽等に貯留する。廃液処理後の廃液は、パッチ毎に排水中の放射性物質の濃度を測定し、「線量告示」に定める周辺監視区域外の濃度以下であることを確認		

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
		認した後、廃液処理設備(1)以外の放射性液体廃棄物については排水貯留池に送液し、廃液処理設備(1)の放射性液体廃棄物については、ふっ素及び窒素等の除去処理を行った後、排水貯留池に送液する。	<b>赤字斜体</b> ：7/26 変更認可申請のうち許可抽出事項反映箇所、 <b>赤字</b> ：7/26 変更認可申請事項 <b>青字斜体</b> ：補正申請のうち許可抽出事項反映箇所、 <b>青字</b> ：補正申請事項 <b>緑字斜体</b> ：既反映事項	<b>青字斜体</b> ：反映予定、 <b>緑字斜体</b> ：既反映事項
17-4	173	③廃液処理設備(1)からの排水は排水口から排出し、ふっ素及び窒素等の除去処理を行った後、排水貯留池に送液する。廃液処理設備(1)以外の排水は排水貯留池に直接排水する。廃液処理設備(1)以外の排水は排水貯留池に直接排水する。排水貯留池にて放射性物質の濃度を再度確認した後、排水口から専用排水管により海洋へ放出する。	第76条 2. 担当課長は、管理区域から放射性液体廃棄物を放出する場合は、廃液貯留タンク（「廃液処理設備(3)の集水槽（チェック用）及び廃液貯槽（チェック用）」、「廃液処理設備(4)の貯留タンク（チェック用）」、「 <b>廃液処理設備(5)のチェックタンク</b> 」、「廃液処理設備(6)のチェックタンク」をいう。）における廃水中の放射性物質濃度が、別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。転換課長は、 <b>廃液処理設備(1)の集水槽（チェック用）の排水を排水口から放出する場合は、当該集水槽における排水中の濃度が、別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。環境保全課長は、排水貯留池の排水を排水口から放出する場合は、排水貯留池における排水中の濃度が、別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。なお、排水貯留池(1)と(2)については、通常時、交互に運用する。</b>	(SQAS-10 放射性廃棄物の管理標準) 5. 2 放射性液体廃棄物の管理 担当課長は、下記の事項を含んだ要領書を作成する。 (1) 担当課長が実施する放射性液体廃棄物の管理に関する以下の事項（放射性液体廃棄物処理系統図を別紙1に示す。） ②転換課長は、「 <b>廃液処理設備(1)（転換工場）の集水槽（チェック用）</b> 」における排水を排水口から放出する場合は、当該集水槽における排水中の濃度が「保安規定」別表第14に定める管理目標値を超えないようにすること。 ③環境保全課長は、排水貯留池の排水を排水口から放出する場合は、排水貯留池における排水中の濃度が、「保安規定」別表第14に定める管理目標値を超えないようにすること。
	添 6-17	排水貯留池にて、再度濃度測定をし、「線量告示」に定める周辺監視区域外の濃度以下であること確認した後、排水口から専用排水管により東海村前面海域に放出する。		
17-5	173	④分析廃液等の液体廃棄物の一部については、容器に封入して保管廃棄する構造とする。	第76条 9. 環境保全課長は、 <b>廃酸又は有機溶媒等の排水し難い液体廃棄物は、腐食しにくい容器に封入し、容器が破損した場合においても封入した液体廃棄物を扱がらせないで回収、汚染除去できるような処置を施すか又はそのような場所に保管する。ただし、廃油等の可燃性液体廃棄物は焼却処理する。</b>	(SQAS-10 放射性廃棄物の管理標準) 5. 2 放射性液体廃棄物の管理 ⑦環境保全課長は、 <b>廃酸又は有機溶媒等の排水し難い液体廃棄物は、腐食しにくい容器に封入し、容器が破損した場合においても封入した液体廃棄物を扱がらせないで回収汚染除去できるような処置を施すか又はそのような場所に保管する。ただし、廃油等の可燃性液体廃棄物は焼却処理すること。</b>
17-6	236	気体廃棄物は、気体廃棄設備を通して排気中の放射性物質を除去したのち排気口から屋外に排出する。排気中の放射性物質濃度は、排気口においてダストモニタにより連続的に監視し、「線量告示」に定められた周辺監視区域外の空気中の濃度限度以下に管理する。	(放射性気体廃棄物) 第77条 安全管理課長は、 <b>排気口からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が、法で定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにする。</b> 2. 安全管理課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、 <b>ダストモニタにより監視すると共に、合理的に達成可能な限り放射線物質濃度を低減するために、排気口における排気中の放射性物質濃度が別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。</b>	(SQAS-10 放射性廃棄物の管理標準) 5. 3 放射性気体廃棄物の管理 安全管理課長は、下記の事項を含んだ要領書を作成する。 (1) 安全管理課長が実施する放射性気体廃棄物の管理に関する以下の事項 ①排気口からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が、法で定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにすること。 ②放射性気体廃棄物を放出する場合は、ダストモニタにより監視すると共に、合理的に達成可能な限り放射線物質濃度を低減するために、排気口における排気中の放射性物質濃度が「保安規定」別表第14に定める管理目標値を超えないようにすること。
	添 6-13	気体廃棄物は、プレフィルタ、高性能エアフィルタ等を通して排気中の放射性物質を除去したのち排気口から屋外に排出する。排気中の放射性物質濃度は、排気口においてダストモニタにより連続的に監視し、「線量告示」に定められる周辺監視区域外の空気中の濃度限度以下に管理する。		
17-7	237	固体廃棄物は可燃性、不燃性に区別し、必要に応じ可燃性は焼却減容、不燃性は圧縮減容を行い、ドラム缶へ封入、あるいはプラスチックシート等で密封し、保管廃棄設備に保管廃棄する。固体廃棄物の保管廃棄能力は、現在の保管量及び今後の増加量の予測を踏まえても、十分な容量を有するものとする。固体廃棄物の保管廃棄に当たり、保管廃棄物の最外周の表面線量率を2μSv/h以下となるよう配置する。また、これら固体廃棄物の保管状況は、日常の巡視点検により監視する。	(放射性固体廃棄物) 第75条の2 環境保全課長は、 <b>固体状の廃棄物（焼却等による処理後の廃棄物を含む）を廃棄するときは所定の容器に入れ、次の各号に定める事項に従い保管廃棄設備に保管する。</b> (1) 廃棄物は可燃性廃棄物及び不燃性廃棄物に分類すること。 (2) 廃棄物は必要に応じて切断、圧縮、焼却すること。また、廃棄物は必要に応じて汚染の広がりを防止する措置及び必要に応じて防火対策を講じ、金属製容器に入れ保管すること。 なお、処理前の使用済み高性能フィルタは、汚染の広がりを防止する措置を講じるとともに、金属板で被う等の措置を講じること。 (3) 廃棄物のうち、大型機械等であって金属製容器に入らないものは汚染の広がりを防止する措置を講じるとともに必要に応じて防火対策を講じること。 (4) <b>廃棄物を保管廃棄するに当たっては、保管廃棄物の最外周の表面線量率が2μSv/h以下となるよう配置すること。</b> (5) 廃棄物を保管廃棄する場合は、廃棄物を入れる容器等には放射性廃棄物を示す標識をつけ、別表第16で記録された内容と照合できるような整理番号等を表示すること。	(SQAS-10 放射性廃棄物の管理標準) 5. 1 放射性固体廃棄物の管理 (2) 環境保全課長が実施する放射性固体廃棄物（使用施設で発生した濃縮度5%以下の廃棄物を含む）の管理に関する以下の事項 ①固体状の廃棄物（焼却等による処理後の廃棄物を含む）を廃棄するときは金属製容器に入れ、次の②～⑤に定める事項に従い保管廃棄設備に保管すること。 ②廃棄物は可燃性廃棄物及び不燃性廃棄物に分類し、可燃性廃棄物については液体（油）と固体に分けて管理し、不燃性廃棄物については別に規定する種類毎に分別管理すること。 ③廃棄物は必要に応じて切断、圧縮、焼却すること。また、廃棄物は必要に応じて汚染の広がりを防止する措置及び必要に応じて防火対策を講じ、金属製容器に入れ保管すること。水分を含有するスラッジ類、飛散の可能性のある粉末状の固体廃棄物は、ポリシート等で密封の上、金属製容器に入れ保管すること。なお、処理前の使用済み高性能フィルタは、汚染の広がりを防止する措置を講じるとともに、金属板で被う等の措置を講じること。

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
	添 6-19	放射性廃棄物は可燃性、不燃性に区別し、必要に応じ可燃性（年間発生量約 300 本(200L ドラム缶相当)）は焼却減容、不燃性は圧縮減容を行い、ドラム缶への封入等の後、保管廃棄設備（保管廃棄能力約 17,050 本(200 L ドラム缶相当)）に保管廃棄する。 固体廃棄物の保管廃棄能力は、現在の保管量及び今後の増加量の予測を踏まえても、十分な容量を有するものとする。 固体廃棄物の保管廃棄に当たり、保管廃棄物の最外周の表面線量率を 2 $\mu$ Sv/h 以下となるよう配置する。また、これら固体廃棄物の保管状況は、日常の巡視点検により監視する。	<p>赤字斜体：7/26 変更認可申請のうち許可抽出事項反映箇所、赤字：7/26 変更認可申請事項 青字斜体：補正申請のうち許可抽出事項反映箇所、青字：補正申請事項 緑字斜体：既反映事項</p> <p>(6) 放射性固体廃棄物の保管量を 17,050 本 (200L ドラム缶相当) 以下に制限する。</p> <p>(巡視) 第 30 条 各課長は、毎日 1 回以上、別表第 1-2 に示す設備等について、第 60 条の 8 第 3 項に定める観点を含めて巡視を行う。</p>	<p>青字斜体：反映予定、緑字斜体：既反映事項</p> <p>④ 廃棄物を保管廃棄するに当たっては、保管廃棄物の最外周の表面線量率が 2 <math>\mu</math>Sv/h 以下となるよう配置すること。</p> <p>⑤ 廃棄物のうち、大型機械等であって金属製容器に入らないものは不燃シート等で密封する等汚染の広がりを防止する措置を講じるとともに必要に応じて防火対策を講じること。なお、保管の際は安全管理課に保管の方法を連絡して保管時の安全性を確認すること。</p> <p>⑥ 廃棄物を保管廃棄する場合は放射性廃棄物を示す標識をつけ、「保安規定」別表第 16 で記録された内容と照合できるような整理番号等を表示すること。 標識は別に定める指定のものを用いること。また、整理番号は別に定める採番方法によること。</p> <p>⑦ 保管廃棄設備における放射性固体廃棄物の保管状況が適切であることを別に定める保管倉庫等の点検要領に基づき確認すること。</p> <p>⑧ 保管廃棄設備の目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示すること。</p> <p>⑨ 放射性固体廃棄物の保管量を 17,050 本 (200L ドラム缶相当) 以下に制限する。</p> <p>(SQAS-06 加工施設の操作標準) 5. 1 放射性固体廃棄物の管理 (2) 各課長は、毎日 1 回以上、「保安規定」別表第 1-2 に示す設備等について巡視を行う。その際、火災発生の有無について確認し、火災の早期発見に努めるとともに、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合には適切に正常な状態に回復させること。なお、巡視方法については、対象設備（「保安規定」別表第 1-2 に示す設備以外の設備も含む）確認方法、確認基準及び異常時の処置等を明確にした要領書を作成し、巡視する者に周知徹底すること。</p>
17-8	添 6-19	周辺環境におけるウランの濃度を監視するため、加工施設周辺の井戸水、河川水、土壌のウラン濃度の測定を年 1 回行う。 また、気象観測として、風向及び風速、降雨量、気温について連続して測定する。	<p>(線量当量等の測定) 第 54 条 安全管理課長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を別表第 7 及び別表第 8 に定めるところにより測定する。</p> <p>別表第 7：周辺監視区域外・環境試料中の放射性物質濃度 * 1：周辺環境におけるウランの濃度を監視するため、加工施設の井戸水、河川水、土壌のウラン濃度の測定を年 1 回行う。</p> <p>(記録) 第 124 条 管理総括者は、別表第 16 に定める保安に関する記録の作成及び管理（識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄）に関する標準書を定める。この標準書には、別表第 16 に定める「保安品質保証計画書に関する文書及び保安品質保証計画書に従った計画、実施、評価及び改善状況の記録」の対象の明確化を含める。 2. 各部課長は、前項の標準書に基づき、別表第 16 に定める保安に関する記録を適正に作成し、核燃料取扱主任者の確認を受け、管理する。</p> <p>別表第 16：6. 気象記録（(風向及び風速、降雨量、大気温度)</p>	<p>(SQAS-07 放射線管理標準) 6.3.1 線量当量等の測定 (1) 安全管理課長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を「保安規定」の別表第 7 及び別表第 8 に定めるところにより測定する。</p> <p>(STD-SC0101 放射線安全作業要領) (3) 周辺監視区域 周辺監視区域における放射線管理は、当該区域境界における放射線レベルの測定によって日常の変動をとらえ、一般公衆の被ばくが限度以下に保たれていることを確認するものである。安全管理課が実施する周辺監視区域に係る測定内容を第 8 表に示す。 また、安全管理課は、加工施設周辺環境の管理として、周辺環境中のウラン濃度を監視するため加工施設周辺（周辺監視区域内外の定点）の井戸水、河川水、土壌の試料を採取しウラン濃度及び全ベータ放射能濃度を毎年 1 回測定するとともに、気象観測装置により風向及び風速、降雨量、大気温度を連続して測定する。</p>

以上

## ●第十八条（放射線管理施設）関連

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
			<p>赤字斜体：7/26 変更認可申請のうち許可抽出事項反映箇所、赤字：7/26 変更認可申請事項</p> <p>青字斜体：補正申請のうち許可抽出事項反映箇所、青字：補正申請事項</p> <p>緑字斜体：既反映事項</p>	<p>青字斜体：反映予定、緑字斜体：既反映事項</p>
18-1	33	放射線防護用設備として、防じんマスク、ボンベ式呼吸器の呼吸用保護具を備える。	<p><u>「別表第20 防災資機材一覧」</u></p>	<p>(SQAS-11「非常時の措置標準」)</p> <p><u>別表1 防災資機材一覧を修正する。</u></p> <p>(STD-SC1331「防災資機材管理要領」)</p> <p><u>別表 資機材点検リストを修正する。</u></p>
	33	除染用として、除染用具を設ける。		
18-2	33	個人被ばく管理用として個人線量測定器を設ける。	<p><u>「別表第20 防災資機材一覧」</u></p>	<p>(SQAS-11「非常時の措置標準」)</p> <p><u>別表1 防災資機材一覧を修正する。</u></p> <p>(STD-SC1331「防災資機材管理要領」)</p> <p><u>別表 資機材点検リストを修正する。</u></p>
18-3	33	管理区域における空間線量、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を、加工施設の第1種管理区域の出入口付近にそれぞれ表示できる設計とする。また、通常状態から逸脱するような異常が検知された場合において、当該区域への立入制限の表示を行うとともに、関係管理者等に通報できる設計とする。	<p>(線量当量等の測定)</p> <p>第54条 安全管理課長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を別表第7及び別表第8に定めるところにより測定する。</p> <p>2. 安全管理課長は、前項の測定により異常が認められた場合は、その原因を調査し、放射線防護上必要な措置を講じる。</p> <p>3. 安全管理課長は、管理区域における空気中の放射性物質の濃度、外部放射線に係る線量当量率及び表面密度の測定結果を、加工施設内の第1種管理区域の出入り口付近に表示する。</p>	<p>(SQAS-07 放射線管理標準)</p> <p>6.3.1 線量当量等の測定</p> <p>(2) 安全管理課長は、(1)項の測定により異常が認められた場合は、その原因を調査し、放射線防護上必要な措置を講じる。線量当量等の測定及び測定により異常が認められた場合の措置について「放射線安全作業要領」に定める。</p> <p>(3) 安全管理課長は、管理区域における空気中の放射性物質の濃度、外部放射線に係る線量当量率及び表面密度の線量結果を、加工施設内の第1種管理区域の出入り口付近に表示する。</p> <p>(STD-SC0101 放射線安全作業要領)</p> <p>5.2 放射線測定及び管理</p> <p>(1) 管理区域</p> <p>①安全管理課長は、これらの測定結果を管理総括者及び核燃料取扱主任者へ報告するとともに、「空気中の放射性物質濃度の1週間平均濃度」、「外部放射線による線量当量率」及び「床等の表面の放射性物質の密度」の結果については第1種管理区域入口付近に表示し、管理区域立入者が確認できるようにする。</p> <p>②安全管理課長は、「床等の表面の放射性物質の密度」の測定の結果が第4表に定める管理目標値を超え又は超えるおそれのある場合は、速やかに安全管理課担当者から当該現場担当者へその旨を報告させ、汚染の除去等適切な措置を講じるよう指示させ、汚染除去後の再測定により確認を行わせる。</p> <p>③汚染拡大防止のため、現場の床、壁等に予期しない汚染が生じた場合で約1m<sup>2</sup>以上の範囲が第4表に定める管理目標値を超えるおそれがあるときは、当該現場担当課長は、汚染拡大防止の応急措置を講じ、安全管理課長に連絡し汚染状況の測定を受け、測定結果が管理目標値を超えた場合は除染方法等について指導、助言を受け、汚染除去等の措置を講じ、措置結果について安全管理課長の確認を受ける。</p> <p>④安全管理課長は、測定の結果、放射性物質の濃度等が第5表及び第6表に定める管理目標値を超えた場合及び作業等の被ばく防止又は環境汚染防止に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、必要に応じてなわ張り、標識を掲げる等により人が不用意に立入らないよう措置を講じた後、安全・品質保証部長を経由して管理総括者及び核燃料取扱主任者に報告するほか、関係管理者に通知し、速やかに原因の除去等適切な措置を講じるとともに原因調査をするよう指示する。</p>
18-4	179	個人被ばく管理用設備として個人線量測定器、防じんマスク及びボンベ式呼吸器を、施設管理用設備として、サーベイメータ(α、β(γ)線用)、放射能測定装置(α、β線用)及び除染用具を設ける。	<p><u>「別表第9 放射線測定機器類」</u></p> <p><u>「別表第20 防災資機材一覧」</u></p>	<p>(SQAS-07 放射線管理標準)</p> <p><u>別表3 放射線測定器類を修正する。</u></p> <p>(SQAS-11「非常時の措置標準」)</p> <p><u>別表1 防災資機材一覧を修正する。</u></p> <p>(STD-SC1331「防災資機材管理要領」)</p> <p><u>別表 資機材点検リストを修正する。</u></p>
18-5	33	モニタリングポストが故障等により機能しない場合は、可搬設備にて対応する。	<p>(線量当量等の測定)</p> <p>第54条</p> <p>4. 安全管理課長は、周辺監視区域境界付近に設けるモニタリングポストにより空間放射線量率を測定し、監視する。また、隣接するニュークリア・デベロップメント(株)(以下「NDC」という。)が所有するモニタリングポストの測定データについても、常時監視できるようにする。なお、モニタリングポストが故障等により機能しない場合は、可搬設備にて対応する。</p>	<p>(SQAS-07 放射線管理標準)</p> <p>6.3.1 線量当量等の測定</p> <p>(4) 安全管理課長は、周辺監視区域付近に設けるモニタリングポストにより空間放射線量率を測定し、監視する。また、隣接するニュークリア・デベロップメント(株)(以下「NDC」という。)が所有するモニタリングポストの測定データについても、常時監視できるようにする。なお、モニタリングポストが故障等により機能しない場合は、可搬設備にて対応する。</p>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
18-6	234	当該区域の外側のいかなる場所においてもその場所における線量が、「線量告示」に定められた値を超えるおそれのない区域を周辺監視区域として管理する。	<p>赤字斜体：7/26 変更認可申請のうち許可抽出事項反映箇所、赤字：7/26 変更認可申請事項 青字斜体：補正申請のうち許可抽出事項反映箇所、青字：補正申請事項 緑字斜体：既反映事項</p> <p>(周辺監視区域) 第48条 周辺監視区域は、管理区域の周辺の区域であって第2図(1)に示す区域とする。 2. 安全管理課長は、前項の周辺監視区域境界にさくを設けるか又は周辺監視区域である旨を示す標識を設ける等の方法によって、当該区域に業務上立入る者以外の者の立入りを制限する。</p>	<p>青字斜体：反映予定、緑字斜体：既反映事項</p> <p>(SQAS-07 放射線管理標準) 6.1.8 周辺監視区域 (1) 周辺監視区域は、管理区域の周辺の区域であって「保安規定」の第2図(1)に示す区域とする。 (2) 安全管理課長は、(1)項の周辺監視区域境界にさくを設けるか又は周辺監視区域である旨を示す標識を設ける等の方法によって、当該区域に業務上立入る者以外の者の立入りを制限する。</p>
	添6-6	加工施設の周辺に周辺監視区域を設定し、周辺監視区域外における線量が「線量告示」で定める線量限度を超えないようにする。		
18-7	235	放射線業務従事者等の第1種及び第2種管理区域への出入は、それぞれ指定した場所から行うこととし、第1種管理区域から退出又は物品を搬出する際には、出口においてハンドフットモニタ、サーベイメータ等により身体表面又は搬出物品の表面の汚染を測定し、表面密度限度の十分の一以下になるように管理する。放射線業務従事者の汚染検査、除染を行うための検査室及びシャワー室を設ける。	<p>(管理区域への出入管理) 第46条 安全管理課長は、許可された者以外の者を管理区域に立入らせない。 2. 安全管理課長は、施錠等により管理区域にみだりに人の立入りができないような措置を講じると共に、立入る者に対して次の事項を遵守させる措置を講じる。 (1) 所定の管理区域出入口を経由すること。 ただし、安全管理課長の承認を得てその指示に従う場合はこの限りでない。 (2) 所定の個人線量測定器を着用すること。 ただし、第49条に定める一時立入者で複数の者が立入る場合、安全管理課長の承認を得て、その指示に従う場合はこの限りでない。 (第1種管理区域への出入管理) 第47条 安全管理課長は、施錠等により第1種管理区域にみだりに人の立入りができないような措置を講じると共に、立入る者に対して次の事項を遵守させる措置を講じる。 (2) 退出する場合は、<u>ハンドフットモニタ等により、身体及び身体に着用している物の表面密度の検査をすること。なお、加工棟からの退出にあたっては、使用施設である燃料加工試験棟に設置したハンドフットモニタ等を使用する。</u> (3) <u>前号のハンドフットモニタ等の検査において、警報設定値を超え警報が吹鳴した際には、速やかに安全管理課長へ連絡する。</u>  2. 安全管理課長は、第1種管理区域を退出する者について身体及び身体に着用している物の表面密度が別表第4に定める値を超えないような措置を講じる。 (第1種管理区域外への移動) 第56条 各課長は、物品を第1種管理区域外へ移動させる場合には、必要に応じて除染等の措置を講じ、表面密度が別表第10に定める値を超えていないことについて安全管理課長の確認を受ける。</p>	<p>(SQAS-07 放射線管理標準) 6.1.6 管理区域への出入管理 (1) 安全管理課長は、許可された者以外の者を管理区域に立入らせない。 なお、放射線業務従事者に指定する際の手続きに関する事項は「放射線安全作業要領」に定める。 (2) 安全管理課長は、施錠等により管理区域にみだりに人の立入りができないような措置を講じると共に、立入る者に対して次の事項を遵守させる措置について「放射線安全作業要領」に定める。 ①所定の管理区域出入り口を経由すること。 ただし、安全管理課長の承認を得てその指示に従う場合はこの限りでない。  6.1.7 第1種管理区域への出入管理 (1) 安全管理課長は、施錠等により第1種管理区域にみだりに人の立入りができないような措置を講じると共に、立入る者に対して次の事項を遵守させる措置について「放射線安全作業要領」に定める。 ①所定の被服を着用すること。 ②退出する場合は、<u>ハンドフットモニタ等により、身体及び身体に着用している物の表面密度の検査をすること。なお、加工棟からの退出にあたっては、使用施設である燃料加工試験棟に設置したハンドフットモニタ等を使用する。</u> ③前号のハンドフットモニタ等の検査において、<u>警報設定値を超え警報が吹鳴した際には、速やかに安全管理課長へ連絡する。</u>  (2) 安全管理課長は、第1種管理区域を退出する者について身体及び身体に着用している物の表面密度が「保安規定」の別表第4に定める値を超えないような措置を講じる。  6.4.1 物品の第1種管理区域外への移動 各課長は、物品を第1種管理区域外へ移動させる場合には、必要に応じて除染等の措置を講じ、表面密度が「保安規定」の別表第10に定める値を超えていないことについて安全管理課長の確認を受ける。</p>
	添6-3	第1種及び第2種管理区域への出入は、それぞれ指定した場所から行うこととし、第1種管理区域から退出又は物品を搬出する際には、出口においてハンドフットモニタ、サーベイメータ等により身体表面又は搬出物品の表面の汚染を測定し、表面密度限度の十分の一以下になるように管理する。		
18-8	235	空気汚染の発生するおそれのある作業場の空气中放射性物質濃度を定期的に測定し、常に濃度限度以下に保つように管理する。	<p>(被ばくの低減措置) 第52条 各課長は、線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成可能な限り放射線被ばくを低減するために、管理区域内で作業を行う場合には、作業による線量及び作業場の放射線環境に応じた作業方法を必要に応じ立案し、作業者の受ける線量を低くするよう努める。 2. 安全管理課長は、作業実施に伴う放射線防護措置の状況を確認し、必要に応じ、担当課長に指導、助言を行う。 3. 各課長は、管理区域内に立入る者に対し、必要に応じて放射線等の防護のために保護衣、保護靴等必要な保護具を着用させる。 (線量当量等の測定) 第54条 安全管理課長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を別表第7及び別表第8に定めるところにより測定する。</p>	<p>(SQAS-07 放射線管理標準) 6.3.1 線量当量等の測定 (1) 安全管理課長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を「保安規定」の別表第7及び別表第8に定めるところにより測定する。  (STD-SC0101 放射線安全作業要領) 5.2 放射線測定及び管理 (1) 管理区域 作業環境中の線量当量等は、定期的に測定することによって、異常の早期発見、また、それらの結果に基づいた作業計画の立案等有効に活用することによって放射線防護上の処置に結び付けることができる。 安全管理課が実施する管理区域に係る測定内容を第7表に、測定結果に基づく措置を以下に示す。</p>
	添6-3.4	空気の汚染状況を監視するため、エアスニファを作業場の要所に取り付けてサンプリングを行い、そのろ紙を交換し、放射能測定装置で測定する。これによって作業場の空气中の放射性		

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
			<p>赤字斜体：7/26 変更認可申請のうち許可抽出事項反映箇所、赤字：7/26 変更認可申請事項            青字斜体：補正申請のうち許可抽出事項反映箇所、青字：補正申請事項            緑字斜体：既反映事項</p>	<p>青字斜体：反映予定、緑字斜体：既反映事項</p>
		物質濃度が濃度限度以下であることを確認する。また、一時的に放射性物質の濃度の高くなるおそれのある作業を行う場合には、必要に応じて従事者に半面マスク、全面マスク等の呼吸保護具を着用させて放射性物質の体内摂取を防止するとともに、ダストサンブラを用いて局所的な放射性物質濃度の測定を行う。		
18-9	235	管理区域における外部放射線に係る線量当量の測定を行う。また、表面密度の測定は、スミヤ法又はサーベイ法により行う。	<p>(線量当量等の測定)            第54条 安全管理課長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を別表第7及び別表第8に定めるところにより測定する。</p>	<p>(SQAS-07 放射線管理標準)            6.3.1 線量当量等の測定            (1) 安全管理課長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を「保安規定」の別表第7及び別表第8に定めるところにより測定する。</p>
	添6-4	管理区域における外部放射線に係る線量当量の測定は、TLD等により行う。また、表面密度の測定は、スミヤ法又はサーベイ法により行う。		
18-10	235	放射線管理に必要な情報を所内の適切な場所に表示できるようにする。	<p>(線量当量等の測定)            第54条            3. 安全管理課長は、管理区域における空気中の放射性物質の濃度、外部放射線に係る線量当量率及び表面密度の測定結果を、加工施設内の第1種管理区域の出入り口付近に表示する。</p>	<p>(SQAS-07 放射線管理標準)            6.3.1 線量当量等の測定            (3) 安全管理課長は、管理区域における空気中の放射性物質の濃度、外部放射線に係る線量当量率及び表面密度の線量結果を、加工施設内の第1種管理区域の出入り口付近に表示する。</p>
	添6-4	放射線管理のため管理区域における空気中の放射性物質の濃度、空間線量率及び床面等の放射性物質の表面密度の測定結果を加工施設内の適切な場所に表示する。		
18-11	235	放射線業務従事者が管理区域に立ち入る場合に個人線量測定器を着用させ、その線量を測定することにより外部被ばくを管理する。	<p>(管理区域への出入管理)            第46条            (2) 所定の個人線量測定器を着用すること。            (線量限度)            第50条 放射線業務従事者の線量限度は、別表第5に定める値とする。</p>	<p>(SQAS-07 放射線管理標準)            6.1.6 管理区域への出入管理            (2) 安全管理課長は、施設等により管理区域にみだりに人の立ち入りができないような措置を講じると共に、立入る者に対して次の事項を遵守させる措置について「放射線安全作業要領」に定める。            ②所定の個人線量測定器を着用すること。            6.2.2 線量限度            放射線業務従事者の線量限度は、「保安規定」の別表第5に定める値とする。</p>
	添6-4	外部被ばく管理については、従事者が管理区域に立ち入る場合に個人線量測定器を着用させ、その線量を測定することにより行う。		
18-12	235	空気中の放射性物質濃度から内部被ばくの実効線量を計算によって求めることにより内部被ばくを管理する。また、必要に応じ放射線業務従事者の尿中のウランを測定することにより内部被ばくを管理する。	<p>(線量当量等の測定)            第54条 安全管理課長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を別表第7及び別表第8に定めるところにより測定する。</p>	<p>(SQAS-07 放射線管理標準)            6.3.1 線量当量等の測定            (1) 安全管理課長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を「保安規定」の別表第7及び別表第8に定めるところにより測定する。            (STD-SC0101 放射線安全作業要領)            6.3.2 内部被ばくによる線量            (2) 摂取量の算出            被ばく線量を評価するためには、まず内部被ばくの原因となる体内に摂取した放射性物質の量を求める必要がある。これには、空気中放射性物質濃度から算出する方法とバイオアッセイ法により算出する方法とがあり、それぞれ次に示す方法(第13表)で行う。            なお、内部被ばくの記録レベルは、定期測定においては1.5mSv/3月(女子は0.5mSv/月)事故時等においては0.5mSv/回とする。</p>
	添6-4	内部被ばく管理については、空気中の放射性物質濃度から内部被ばくの実効線量を計算によって求めることにより行う。また、必要に応じ従事者の尿中の放射性物質を測定することにより行う。		
18-13	235	周辺監視区域境界付近の外部放射線に係る線量を定期的に測定するとともに周辺監視区域外における土壌等のウラン濃度を定期的に測定する。	<p>(線量当量等の測定)            第54条 安全管理課長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を別表第7及び別表第8に定めるところにより測定する。            別表第7：周辺監視区域外・環境試料中の放射性物質濃度            *1：周辺環境におけるウランの濃度を監視するため、加工施設の井戸水、河川水、土壌のウラン濃度の測定を年1回行う。</p>	<p>(SQAS-07 放射線管理標準)            6.3.1 線量当量等の測定            (1) 安全管理課長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を「保安規定」の別表第7及び別表第8に定めるところにより測定する。</p>



No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
18-14	236	万一異常放出があった場合及び必要に応じ、放射性物質の濃度及び敷地周辺の空間線量率を測定する。また、迅速な対応をするために必要な情報を所内の適切な場所に表示する。	<p>赤字斜体：7/26 変更認可申請のうち許可抽出事項反映箇所、赤字：7/26 変更認可申請事項  青字斜体：補正申請のうち許可抽出事項反映箇所、青字：補正申請事項  緑字斜体：既反映事項</p> <p>(線量当量等の測定)  第54条 安全管理課長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を別表第7及び別表第8に定めるところにより測定する。  2. 安全管理課長は、前項の測定により異常が認められた場合は、その原因を調査し、放射線防護上必要な措置を講じる。  3. 安全管理課長は、管理区域における空気中の放射性物質の濃度、外部放射線に係る線量当量率及び表面密度の測定結果を、加工施設内の第1種管理区域の出入り口付近に表示する。  4. 安全管理課長は、周辺監視区域境界付近に設けるモニタリングポストにより空間放射線量率を測定し、監視する。<u>また、隣接するニュークリア・デベロップメント㈱(以下「NDC」という。)が所有するモニタリングポストの測定データについても、常時監視できるようにする。</u></p>	<p>(SQAS-07 放射線管理標準)  6.3.1 線量当量等の測定  (1) 安全管理課長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を「保安規定」の別表第7及び別表第8に定めるところにより測定する。  (2) 安全管理課長は、(1)項の測定により異常が認められた場合は、その原因を調査し、放射線防護上必要な措置を講じる。線量当量等の測定及び測定により異常が認められた場合の措置について「放射線安全作業要領」に定める。  (3) 安全管理課長は、管理区域における空気中の放射性物質の濃度、外部放射線に係る線量当量率及び表面密度の線量結果を、加工施設内の第1種管理区域の出入り口付近に表示する。  (4) 安全管理課長は、周辺監視区域付近に設けるモニタリングポストにより空間放射線量率を測定し、監視する。<u>また、隣接するニュークリア・デベロップメント㈱(以下「NDC」という。)が所有するモニタリングポストの測定データについても、常時監視できるようにする。</u></p>
18-15	添 6-1	「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示」(以下「線量告示」という。)に定められた値を超えるおそれのある区域を管理区域、その周辺であって、当該区域の外側のいかなる場所においてもその場所における線量が、「線量告示」に定められた値を超えるおそれのない区域を周辺監視区域として管理する。	<p>(管理区域)  第42条 管理区域は、第2図(2)～(8)に示す区域とする。  2. 管理総括者は、前項以外の場所であって法令に定める管理区域に係る値を超えるか又は超えるおそれのある場所が生じた場合は一時的な管理区域として設定する。  3. 管理総括者は、第1項に示す場所のうち法令に定める管理区域に係る値を超えないことが明らかでない場所について、一時的に管理区域を解除することができる。  4. 管理総括者は、管理区域の解除を行う場合には、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。  5. 管理総括者は、管理区域の設定又は解除を行う場合にはその旨を事業所内に周知する。  6. 安全管理課長は、第2項又は第3項に基づき一時的に管理区域を設定又は解除する場合、目的、期間及び場所を明らかにするとともに、法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、一時的に管理区域を設定又は解除した場所を元に戻す場合においても、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。  7. 安全管理課長は、管理区域を壁、さく等の区画物によって区画する他、管理区域である旨を示す標識を設ける。  (周辺監視区域)  第48条 周辺監視区域は、管理区域の周辺の区域であって第2図(1)に示す区域とする。  2. 安全管理課長は、前項の周辺監視区域境界にさくを設けるか又は周辺監視区域である旨を示す標識を設ける等の方法によって、当該区域に業務上立入る者以外の者の立入りを制限する。</p>	<p>(SQAS-07 放射線管理標準)  6.1.1 管理区域の設定  (1) 管理区域は、図1～7に示す区域とする。  (2) 管理総括者は、以下の事項を含む管理区域の設定について「放射線安全作業要領」に定める。  ①前項(1)以外の場所であって法令に定める管理区域に係る値を超えるか又は超えるおそれのある場所が生じた場合は一時的な管理区域として設定する。  ②管理総括者は、前項(1)に示す場所のうち法令に定める管理区域に係る値を超えないことが明らかでない場所について、一時的に管理区域を解除することができる。  ③前項(1)の管理区域の解除を行う場合には、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。  ④安全管理課長は、一時的に管理区域を設定又は解除する場合、目的、期間及び場所を明らかにするとともに、法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、一時的に管理区域を設定又は解除した場所を元に戻す場合においても、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。  ⑤管理区域の設定又は解除を行う場合にはその旨を事業所内に周知する。  (3)安全管理課長は、管理区域を壁、さく等の区画物によって区画する他、管理区域である旨を示す標識を設ける。  6.1.8 周辺監視区域  (1) 周辺監視区域は、管理区域の周辺の区域であって「保安規定」の第2図(1)に示す区域とする。  (2) 安全管理課長は、(1)項の周辺監視区域境界にさくを設けるか又は周辺監視区域である旨を示す標識を設ける等の方法によって、当該区域に業務上立入る者以外の者の立入りを制限する。</p>
18-16	添 6-1	加工施設は、核燃料物質等による放射線の管理を確実にするために、取り扱う核燃料物質の受入れにあたっては既存施設でこれを使用する際に何ら特別なインパクトを与えないように定められた ASTM (米国材料試験協会) 1)2) の濃縮六ふっ化ウランの仕様に基づき受入仕様を定め、また、再生濃縮ウランについても安全上重要な核種について受入仕様を定め、受入前に仕様に合致していることを確認する。	<p>(核燃料物質の受入、払出し)  第70条  3. 安全管理課長は、核燃料物質を受入れる場合は、別表第12に定める受入仕様値に適合することを確認し、輸送課長に連絡する。</p>	<p>(SQAS-09 核燃料物質の管理標準)  6. 1. 1 核燃料物質の受入、払出し  (3) 安全管理課長は、核燃料物質を受け入れる場合は、「保安規定」別表第12に定める受入仕様値に適合することを確認し、輸送課長に連絡する。また、安全管理課長は、再生濃縮ウランを受け入れる場合(工場棟において再生濃縮ウランの燃料棒又は燃料集合体を貯蔵する場合は、「保安規定」別表第13-2に関する管理内容を記載し、本標準を改訂する必要がある(「11. 留意事項」参照)ため、その旨を安全・品質保証部長に連絡する。</p>
18-17	添 6-4	放射線管理のため管理区域における空気中の放射性物質の濃度、空間線量率及び床面等の放射性物質の表面密度の測定結果を加工施設内の適切な場所に表示する。	<p>(線量当量等の測定)  第54条 安全管理課長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を別表第7及び別表第8に定めるところにより測定する。  2. 安全管理課長は、前項の測定により異常が認められた場合は、その原因を調査し、放射線防護上必要な措置を講じる。  3. 安全管理課長は、管理区域における空気中の放射性物質の濃度、外部放射線に係る線量当量率及び表面密度の測定結果を、加工施設内の第1種管理区域の出入り口付近に表示する。</p>	<p>(SQAS-07 放射線管理標準)  6.3.1 線量当量等の測定  (1) 安全管理課長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を「保安規定」の別表第7及び別表第8に定めるところにより測定する。  (2) 安全管理課長は、(1)項の測定により異常が認められた場合は、その原因を調査し、放射線防護上必要な措置を講じる。線量当量等の測定及び測定により異常が認められた場合の措置について「放射線安全作業要領」に定める。  (3) 安全管理課長は、管理区域における空気中の放射性物質の濃度、外部放射線に係る線量当量率及</p>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
			<p><b>赤字斜体</b>：7/26 変更認可申請のうち許可抽出事項反映箇所、<b>赤字</b>：7/26 変更認可申請事項  <b>青字斜体</b>：補正申請のうち許可抽出事項反映箇所、<b>青字</b>：補正申請事項  <b>緑字斜体</b>：既反映事項</p> <p>4. 安全管理課長は、周辺監視区域境界付近に設けるモニタリングポストにより空間放射線量率を測定し、監視する。<u>また、隣接するニュークリア・デベロップメント(株) (以下「NDC」という。)が所有するモニタリングポストの測定データについても、常時監視できるようにする。</u></p>	<p><b>青字斜体</b>：反映予定、<b>緑字斜体</b>：既反映事項</p> <p>び表面密度の線量結果を、加工施設内の第1種管理区域の出入り口付近に表示する。  (4) 安全管理課長は、周辺監視区域付近に設けるモニタリングポストにより空間放射線量率を測定し、監視する。<u>また、隣接するニュークリア・デベロップメント(株) (以下「NDC」という。)が所有するモニタリングポストの測定データについても、常時監視できるようにする。</u></p> <p>(STD-SC0101 放射線安全作業要領)  ①安全管理課長は、これらの測定結果を管理総括者及び核燃料取扱主任者へ報告するとともに、「空气中の放射性物質濃度の1週間平均濃度」、「外部放射線による線量当量率」及び「床等の表面の放射性物質の密度」の結果については第1種管理区域入口付近に表示し、管理区域立入者が確認できるようにする。  ②安全管理課長は、「床等の表面の放射性物質の密度」の測定の結果が第4表に定める管理目標値を超え又は超えるおそれのある場合は、速やかに安全管理課担当者から当該現場担当者へその旨を報告させ、汚染の除去等適切な措置を講じるよう指示させ、汚染除去後の再測定により確認を行わせる。  ③汚染拡大防止のため、現場の床、壁等に予期しない汚染が生じた場合で約1m<sup>2</sup>以上の範囲が第4表に定める管理目標値を超えおそれがあるときは、当該現場担当課長は、汚染拡大防止の応急措置を講じ、安全管理課長に連絡し汚染状況の測定を受け、測定結果が管理目標値を超えた場合は除染方法等について指導、助言を受け、汚染除去等の措置を講じ、措置結果について安全管理課長の確認を受ける。  ④安全管理課長は、測定の結果、放射性物質の濃度等が第5表及び第6表に定める管理目標値を超えた場合及び作業等者の被ばく防止又は環境汚染防止に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、必要に応じてなわ張り、標識を掲げる等により人が不用意に立入らないよう措置を講じた後、安全・品質保証部長を経由して管理総括者及び核燃料取扱主任者に報告するほか、関係管理者に通知し、速やかに原因の除去等適切な措置を講じるとともに原因調査をするよう指示する。</p>
18-18	236	(3) 保安教育等 放射線業務従事者に対して定期的に保安教育を実施し、その結果を記録する。放射線業務従事者の線量測定結果を記録する。「電離放射線障害防止規則」に基づき、健康診断を実施する。	<p>(力量、教育・訓練及び認識)  第24条 管理総括者は、原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員が必要な力量を持ち、自らの活動のもつ意味及び重要性、保安品質目標達成への貢献について認識を高めるための教育・訓練に関する標準書を要員確保上の処置も含めて定める。  2. 各部課長等は、全社での教育・訓練を次のとおり実施する。  (1) 管理総括者は、前項の標準書に基づき、毎年度、教育・訓練計画を定めること。なお、教育・訓練項目は別表第1-1-①のとおりとすること。また、教育・訓練項目には、<b>設計想定事象発生時の保全活動、重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に関する事項及び六ふっ化ウランの化学的影響を考慮した措置に関する以下の事項を含めること。</b>  イ) 六ふっ化ウラン漏えい事故対策に関すること  ロ) 六ふっ化ウランの危険性に関すること  ハ) 六ふっ化ウランばく露防止に関すること  ニ) 六ふっ化ウラン漏えい時の退避に関すること  (2) 管理総括者は、(1)の教育・訓練計画を定めるにあたっては、核燃料取扱主任者の確認及び安全衛生委員会の審議を受けること。  (3) 安全管理課長は、(1)の教育・訓練計画に基づき教育・訓練を年1回以上実施すること。  (4) 安全管理課長は、請負会社従業員について、(1)の教育・訓練計画に基づき原則として自社において教育・訓練を実施すること。ただし、請負会社が自ら教育・訓練を実施する場合は、教育・訓練の項目を提示すると共に、その結果を報告させること。  (5) 安全管理課長は、第49条に定める管理区域一時立入者に対して、必要に応じ注意書きの配付による教育を実施すること。  (6) 安全・品質保証部長は、(3)及び(4)の教育・訓練の結果を評価し、実施結果及び改善の必要性を管理総括者へ報告すること。  (管理上の人の区分)  第49条 管理区域に立入る者を次のように区分する。  (1) 放射線業務従事者  核燃料物質の加工、加工施設の保全、核燃料物質等の運搬、保管又は廃棄等の業務に従事し管理区域に立入る者。  (線量の評価及び通知)  第51条 放射線業務従事者の線量の評価項目及びその頻度を別表第6に定める。  2. 安全管理課長は、放射線業務従事者の線量を前項に基づいて測定し、評価する。</p>	<p>(SQAS-13 保安教育・訓練標準)  6.1.1 保安教育の計画  (1) 管理総括者は、毎年度、保安教育訓練計画(様式17)を定める。  (2) 管理総括者が定める教育・訓練項目は、「保安規定」別表第1-1-①のとおりとする。なお、保安品質目標の達成及びマネジメントシステムの有効性の継続的な改善に向けて自らがどのように貢献できるかを確実に認識させるため、保安品質目標を含む保安品質マネジメントシステムに関する内容を含むものとする。また、教育・訓練項目には、<b>設計想定事象発生時の保全活動、重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に関する事項及びUF6の化学的影響を考慮した措置に関する以下の事項を含めること。</b>  1) UF6漏えい事故対策に関すること  2) UF6の危険性に関すること  3) UF6ばく露防止に関すること  4) UF6漏えい時の退避に関すること  (3) 管理総括者は、(1)の保安教育訓練計画を定めるにあたっては、核燃料取扱主任者の確認及び安全衛生委員会の審議を受ける。  (4) 安全管理課長は、(3)の審議を受け、承認された保安教育訓練計画に関し、次に掲げる改訂が必要になった場合は、変更を行う。  1) 項目の追加、変更又は削除  2) 計画の遅延(予定月を超えない範囲の場合を除く)  (5) 管理総括者は、(4)で変更された保安教育訓練計画について、(3)に従い改訂する。  6.1.2 保安教育の実施  (1) 安全管理課長は、6.1.1項(1)の教育・訓練計画に基づき教育・訓練を年1回以上実施する。  (STD-SC0101 放射線安全作業要領)  4.4 指定手続  (1) 指定手続時に実施する事項  5) 電離放射線健康診断結果の提出  「電離放射線障害防止規則」(第56条)に基づく健康診断を受診し、その結果を提出すること。ただし、電離放射線健康診断の有効期限が切れたものや異常が認められている場合は、指定手続を行えないことがある。</p>
	添6-6	従事者に対して定期的に保安教育を実施し、その結果を記録する。従事者の線量測定結果を記録する。また、「電離放射線障害防止規則」に基づき、健康診断を実施する。		

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
			<p><b>赤字斜体</b>：7/26 変更認可申請のうち許可抽出事項反映箇所、<b>赤字</b>：7/26 変更認可申請事項  <b>青字斜体</b>：補正申請のうち許可抽出事項反映箇所、<b>青字</b>：補正申請事項  <b>緑字斜体</b>：既反映事項</p>	<p><b>青字斜体</b>：反映予定、<b>緑字斜体</b>：既反映事項</p>
18-19	添 6-6	加工施設のウランの貯蔵及び放射性廃棄物の保管廃棄に起因する線量を、施設の周辺監視区域境界外において、合理的に達成できる限り低くするために、必要に応じて建物等に放射線遮蔽を講ずる。また、貯蔵等の設備内の配置にあたっては、再生濃縮ウラン等の相対的に線量の高いものによる周辺環境への影響が低くなるように管理する。再生濃縮ウランを貯蔵施設に貯蔵する場合であって貯蔵期間を1年未満に制限するときは、貯蔵するウラン量(ton-U)に貯蔵期間(月/年)を乗じて得られる値が、次項のa項に規定する値を用いて得られる上限値を超えないように管理する。	<p>(核燃料物質の貯蔵)  <b>第 72 条</b> 各課長は、核燃料物質を貯蔵しようとするときは、次の事項を遵守する。  (1) 所定の容器に入れて貯蔵設備に貯蔵すること。  (2) 別表第 13-1 に示す最大貯蔵数量を超えないこと。また、別表第 13-2 に示すビルドアップ期間及び貯蔵期間を超えないこと。  (3) 貯蔵にあたっては、その貯蔵位置を次のとおり限定する。  イ) 工場棟 燃料集合体組立室・燃料集合体貯蔵室(第4図(1))  ロ) 原料貯蔵所(第4図(2))  ハ) 容器管理棟 保管室(第4図(3))  (4) 貯蔵施設の目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること。  2. 各課長は、貯蔵等の設備内の配置にあたっては、再生濃縮ウラン等の相対的に線量が高いものによる周辺環境への影響が低くなるように管理する。  3. 各課長は、再生濃縮ウランを貯蔵する場合は、その貯蔵位置を次のとおり限定する。  (1) 工場棟 転換加工室 大型粉末容器に係る粉末貯蔵設備(第4図(4))  (2) 工場棟 燃料棒検査室 燃料棒貯蔵棚(第4図(5))  (3) 工場棟 燃料集合体貯蔵室 燃料集合体貯蔵架台(第4図(6))  (4) 第2核燃料倉庫(第4図(7))  (5) 第3核燃料倉庫 貯蔵室(1)(第4図(8))  (6) 第3核燃料倉庫 貯蔵室(2)(第4図(9))</p>	<p>(SQAS-09 核燃料物質の管理標準)  6. 3 核燃料物質の貯蔵  (1) 担当課長は、以下の事項を含んだ要領書を作成する。  ① 所定の容器に入れて貯蔵設備に貯蔵すること。  ② 「保安規定」別表第 13-1 の内数である本標準書別表 1 に示す最大貯蔵能力を超えないこと。また、別表 2 に示すビルドアップ期間及び貯蔵期間を超えないこと。  (3) 担当課長は、貯蔵等の設備内の配置にあたっては、再生濃縮ウラン等の相対的に線量が高いものによる周辺環境への影響が低くなるように計画する。  (4) 担当課長は、再生濃縮ウランを貯蔵する場合は、その貯蔵位置を次のとおり限定する。</p>
18-20	添 6-11	排気口から放出される排気中の放射性物質濃度は、ダストモニタにより連続的に監視し、異常時には自動的に警報を発するようにする。	<p>(放射性気体廃棄物)  <b>第 77 条</b>  2. 安全管理課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、ダストモニタにより監視すると共に、合理的に達成可能な限り放射線物質濃度を低減するために、排気口における排気中の放射性物質濃度が別表第 14 に定める管理目標値を超えないようにする。</p>	<p>(SQAS-10 放射性廃棄物の管理標準)  5. 3 放射性気体廃棄物の管理  安全管理課長は、下記の事項を含んだ要領書を作成する。  (1) 安全管理課長が実施する放射性気体廃棄物の管理に関する以下の事項  ②放射性気体廃棄物を放出する場合は、ダストモニタにより監視すると共に、合理的に達成可能な限り放射線物質濃度を低減するために、排気口における排気中の放射性物質濃度が「保安規定」別表第 14 に定める管理目標値を超えないようにすること。</p>

以上

## 【加工事業変更許可内容の保安規定への反映確認】

## ●第十九条（監視設備）関連

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
			<p><b>赤字斜体</b>：7/26 変更認可申請のうち許可抽出事項反映箇所、<b>赤字</b>：7/26 変更認可申請事項</p> <p><b>青字斜体</b>：補正申請のうち許可抽出事項反映箇所、<b>青字</b>：補正申請事項</p> <p><b>緑字斜体</b>：既反映事項</p>	<p><b>青字斜体</b>：反映予定、<b>緑字斜体</b>：既反映事項</p>
19-1	236	周辺監視区域境界付近に設けるモニタリングポストにより空間線量率を測定し、監視する。	<p>（線量当量等の測定）</p> <p>第54条</p> <p>4. <b>安全管理課長は、周辺監視区域境界付近に設けるモニタリングポストにより空間放射線量率を測定し、監視する。また、隣接するニュークリア・デベロップメント㈱（以下「NDC」という。）が所有するモニタリングポストの測定データについても、常時監視できるようにする。</b></p>	<p>（SQAS-07「放射線管理標準」）</p> <p>6.3.1 線量当量等の測定</p> <p>(4) <b>安全管理課長は、周辺監視区域付近に設けるモニタリングポストにより空間放射線量率を測定し、監視する。また、隣接するニュークリア・デベロップメント㈱が所有するモニタリングポストの測定データについても、常時監視できるようにする。</b></p>

## ●第二十条（非常用電源設備）関連

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
			<p><b>赤字斜体</b>：7/26 変更認可申請のうち許可抽出事項反映箇所、<b>赤字</b>：7/26 変更認可申請事項</p> <p><b>青字斜体</b>：補正申請のうち許可抽出事項反映箇所、<b>青字</b>：補正申請事項</p> <p><b>緑字斜体</b>：既反映事項</p>	<p><b>青字斜体</b>：反映予定、<b>緑字斜体</b>：既反映事項</p>
20-1	添 5-113	定期的な作動確認を実施する。 （非常用ディーゼル発電機）	<p>（保全の実施）</p> <p>第60条の8 <b>担当課長は、第60条の7で定めた保全計画に従って保全を実施する。</b></p>	<p>（SQAS-08「施設管理標準」）</p> <p>6.2.5 保全の実施</p> <p>(1) <b>保全を実施する各課長は、6.2.4項で定めた保全計画に従って保全を実施する。</b></p>
20-2	添 5-113	余裕をみて7日間継続運転が可能な燃料を確保する設計とする。	<p>（非常時用器材の整備）</p> <p>第82条</p> <p><b>2. 非常用ディーゼル発電機を7日間連続運転させるのに必要な量の燃料をあらかじめ確保しておく。</b></p>	<p>（SQAS-11「非常時の措置標準」）</p> <p>6.1 事前対策</p> <p>(4) 非常時用器材の整備</p> <p>管理総括者は、防災組織に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線計測器、<b>除染用具、懐中電灯、ポータブル発電機及び投光器等をあらかじめ準備し、常に使用可能な状態に整備しておく。また、非常用ディーゼル発電機を7日間連続運転させるのに必要な量の燃料をあらかじめ確保しておく。</b>整備する防災資機材を別表1に示す。<b>さらに、それらの管理方法については、「防災資機材管理要領」に定める。</b></p>

## ●第二十一条（通信連絡設備）関連

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
			<p><b>赤字斜体</b>：7/26 変更認可申請のうち許可抽出事項反映箇所、<b>赤字</b>：7/26 変更認可申請事項</p> <p><b>青字斜体</b>：補正申請のうち許可抽出事項反映箇所、<b>青字</b>：補正申請事項</p> <p><b>緑字斜体</b>：既反映事項</p>	<p><b>青字斜体</b>：反映予定、<b>緑字斜体</b>：既反映事項</p>
-	-	-	-	-

## ●第二十二條（重大事故等の拡大の防止等）関連

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
22-1	235	万一の事故に備え、緊急用保護具を常備する。	<p>赤字斜体：7/26 変更認可申請のうち許可抽出事項反映箇所、赤字：7/26 変更認可申請事項            青字斜体：補正申請のうち許可抽出事項反映箇所、青字：補正申請事項            緑字斜体：既反映事項</p> <p><u>「別表第20 防災資機材一覧」</u></p>	<p>（SQAS-11「非常時の措置標準」）  <u>別表1 防災資機材一覧を修正する。</u></p> <p>（STD-SC1331「防災資機材管理要領」）  <u>別表 資機材点検リストを修正する。</u></p>
22-2	244	重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合の条件等を適切に設定し、それらに対して具体的かつ実行可能な対策を用意し、想定される事故に対して有効な効果が期待できる手順を定める。	<p>（重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る計画及び実施）            第98条 管理総括者は、加工事業変更許可に記載した安全対策が機能するよう、第100条に記載する事項を定めた重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の必要な機能を維持するための活動に関する標準書を第78条の標準書に含めて定める。</p> <p>「添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制の整備等」            1. 重大事故に至るおそれがある事故等対策            重大事故に至るおそれがある事故として、加工事業変更許可に記載した安全対策が機能するよう、火災の複数同時発生及び室内並びに建物外へのUF6漏えい事象を想定し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制及び想定される事故に対して有効な効果が期待できる手順を整備する。</p>	<p>（SQAS-11「非常時の措置標準」）            6.5 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動を行う体制の整備            管理総括者は、重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の必要な機能を維持するための活動を行う体制の整備に関し別紙1「重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備」を踏まえ、次の措置を講じる。</p> <p>（STD-SC1321「緊急時対応要領」）            第9条 代表的な事故時の措置・対応            下記表に従い措置・対応を行う。</p>
22-3	244	<p>大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる大規模な損壊が発生した場合（以下「大規模損壊」という。）に対処するため、手順書を整備し、その手順書に従って活動を行うための体制及び資機材を整備する。また、当該の手順書に従って活動を行うために、事故対処に必要な資機材を用いた個別訓練及び総合訓練を定期的実施する。</p> <p>また、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる大規模な損壊が発生した場合（以下「大規模損壊」という。）に対処するため、手順書を整備し、その手順書に従って活動を行うための体制及び資機材を整備するものとする。当該の手順書に従って活動を行うとともに、事故対処に必要な資機材を用いた個別訓練及び総合訓練を定期的実施する。</p>	<p>「添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制の整備等」            2. 大規模損壊への対応            管理総括者は、加工施設に大規模損壊及びそれに伴う大規模な火災が発生した場合における事故対処の体制について、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合と同一の防災組織とし、加工事業変更許可に記載した安全対策が機能するよう、予め必要な手順書及び資機材を以下の項目を考慮して整備するとともに要員を確保する。手順書には、消火活動等の手順の他、大規模損壊が発生した状況等を踏まえた必要な情報の種類、入手方法等を定め、監視項目、確認項目、機器等の操作、処理事項、優先順位及び手順書間の相互関係等を明確にする。また、手順書及び資機材については、以下の項目を考慮して整備し、当該の手順書に従って活動を行うために、防災組織要員に対し、大規模損壊における加工施設の挙動に関する知識の蓄積を図る教育を定期的（年1回以上）に行うとともに、事故対処に必要な資機材を用いた消火活動等の個別訓練及び防災組織全体で連携した総合訓練を定期的（年1回以上）に実施する。また、管理総括者は、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の影響を緩和するための対策に関すること及び放射性物質の放出を低減するための対策に関することを標準書に定める。</p>	<p>（SQAS-11「非常時の措置標準」）            6.5 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動を行う体制の整備            管理総括者は、重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の必要な機能を維持するための活動を行う体制の整備に関し別紙1「重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備」を踏まえ、次の措置を講じる。</p> <p>（1）要員の配置            重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動を行うために非常時対策組織である防災組織をおく。</p> <p>（2）教育・訓練            重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動を行う要員に対する教育及び訓練を実施する。なお、教育及び訓練の計画は、「保安教育・訓練標準」に従い実施し、教育及び訓練の内容は「防災組織選任及び教育・訓練要領」に定める。</p> <p>（3）資機材の整備            重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動を行うために必要な電源その他資機材を備え付ける。備え付ける資機材及びそれらの管理方法については、「防災資機材管理要領」に定める。</p> <p>（STD-SC1321「緊急時対応要領」）            第9条 代表的な事故時の措置・対応            下記表に従い措置・対応を行う。</p>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
	252	大規模損壊が発生した場合に対処するため、以下に示す手順書、体制及び資機材を整備するとともに、教育・訓練を実施する。	<p><b>赤字斜体</b>：7/26 変更認可申請のうち許可抽出事項反映箇所、<b>赤字</b>：7/26 変更認可申請事項</p> <p><b>青字斜体</b>：補正申請のうち許可抽出事項反映箇所、<b>青字</b>：補正申請事項</p> <p><b>緑字斜体</b>：既反映事項</p>	<p><b>青字斜体</b>：反映予定、<b>緑字斜体</b>：既反映事項</p>
22-4	247	大規模な自然災害（震度5以上の大地震等）の発生が予測できる場合又は発生した場合は、加工設備本体を停止する措置及び退避等の防護措置を行う。	<p>「添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」</p> <p><b>2.2 地震</b></p> <p><b>(4) 標準書の整備</b></p> <p><b>管理総括者は、地震により起こり得る災害等発生時のリスクの低減、加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを標準書に定める。</b></p> <p><b>② 震度5以上の大地震等の発生が予測できる場合又は発生した場合は、生産設備を停止する措置及び退避等の防護措置を行う。</b></p>	<p>(STD-SC1321「緊急時対応要領」)</p> <p>2. 5「震度5以上」の場合の措置</p> <p>(1) 施設の停止と点検</p> <p>① 操業している場合</p> <p>1) <b>加工施設が操業している場合は、各現場責任者は速やかに操業を停止するとともに、別表(1)「地震時の施設等の点検」のすべての点検項目を点検する。</b></p> <p>なお、高圧ガス水素貯蔵所、液化アンモニア製造施設及び転換工場U6蒸発装置は、地震計と連動して150ガル以上（震度5以上相当）で緊急遮断弁が自動閉止するので、閉止状況を確認する。</p>
22-5	248	大規模損壊が発生した場合において、原料倉庫の周囲への散水及び漏えい発生箇所周囲へ直接放水する可搬消防ポンプ、ウランを回収する集塵機、ウランを固着させる固着剤等の設備を整備する。	<p><b>「別表第20 防災資機材一覧」</b></p>	<p>(SQAS-11「非常時の措置標準」)</p> <p><b>6.5 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動を行う体制の整備</b></p> <p><b>(3) 資機材の整備</b></p> <p><b>重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動を行うために必要な電源その他資機材を備え付ける。備え付ける資機材及びそれらの管理方法については、「防災資機材管理要領」に定める。<u>(別表1を修正する)</u></b></p> <p>(STD-SC1331「防災資機材管理要領」)</p> <p><b><u>「別表 資機材点検リスト」を修正する。</u></b></p>
22-6	252	添 7-23 (12)大規模損壊が発生した場合において、原料倉庫の周囲への散水及び漏えい発生箇所周囲へ直接放水する可搬消防ポンプ、ウランを回収する集塵機、ウランを固着させる固着剤等の設備を整備する。	<p>「添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制の整備等」</p> <p>1.1 体制の整備</p> <p><b>(3) 社外組織からの支援</b></p> <p><b>社外組織からの支援として、所在地域の原子力事業者で構成される東海NOAH*1及び他のウラン加工事業者（原子力災害時の協力協定に基づく*2）の協力体制を活用し、要員の派遣、資機材の提供その他必要な支援を要請することができる体制を構築する。</b></p> <p>2. 大規模損壊への対応</p> <p>管理総括者は、<b>加工施設に大規模損壊及びそれに伴う大規模な火災が発生した場合における事故対処の体制について、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合と同一の防災組織とし、加工事業変更許可に記載した安全対策が機能するよう、予め必要な手順書及び資機材を以下の項目を考慮して整備するとともに要員を確保する。</b>手順書には、消火活動等の手順の他、大規模損壊が発生した状況等を踏まえた必要な情報の種類、入手方法を定め、監視項目、確認項目、機器等の操作、処理事項、優先順位及び手順書間の相互関係等を明確にする。また、手順書及び資機材については、以下の項目を考慮して整備し、当該の手順書に従って活動を行うために、防災組織要員に対し、大規模損壊における加工施設の挙動に関する知識の蓄積を図る教育を定期的（年1回以上）に行うとともに、事故対処に必要な資機材を用いた消火活動等の個別訓練及び防災組織全体で連携した総合訓練を定期的（年1回以上）に実施する。また、管理総括者は、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の影響を緩和するための対策に関すること及び放射性物質の放出を低減するための対策に関することを標準書に定める。</p>	<p>(SQAS-11「非常時の措置標準」)</p> <p>別紙1 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備</p> <p>1.1 体制の整備</p> <p><b>(3) 社外組織からの支援</b></p> <p><b>社外組織からの支援として、所在地域の原子力事業者で構成される東海NOAH*1及び他のウラン加工事業者（原子力災害時の協力協定に基づく*2）の協力体制を活用し、要員の派遣、資機材の提供その他必要な支援を要請することができる体制を構築する。</b></p> <p>2. 大規模損壊への対応</p> <p>管理総括者は、<b>加工施設に大規模損壊及びそれに伴う大規模な火災が発生した場合における事故対処の体制について、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合と同一の防災組織とし、加工事業変更許可に記載した安全対策が機能するよう、予め必要な手順書及び資機材を以下の項目を考慮して整備するとともに要員を確保する。</b>手順書には、消火活動等の手順の他、大規模損壊が発生した状況等を踏まえた必要な情報の種類、入手方法を定め、監視項目、確認項目、機器等の操作、処理事項、優先順位及び手順書間の相互関係等を明確にする。また、手順書及び資機材については、以下の項目を考慮して整備し、当該の手順書に従って活動を行うために、防災組織要員に対し、大規模損壊における加工施設の挙動に関する知識の蓄積を図る教育を定期的（年1回以上）に行うとともに、事故対処に必要な資機材を用いた消火活動等の個別訓練及び防災組織全体で連携した総合訓練を定期的（年1回以上）に実施する。また、管理総括者は、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の影響を緩和するための対策に関すること及び放射性物質の放出を低減するための対策に関することを標準書に定める。</p> <p>(STD-SC1312「防災組織活動要領」)</p> <p><b>「添付1 防災組織全体の行動」に、東海NOAHへの協力要請について記載有り。</b></p>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
22-7	252	手順書には、消火活動等の手順の他、大規模損壊が発生した状況等を踏まえた必要な情報の種類、入手方法を定め、監視項目、確認項目、機器等の操作、対処事項、優先順位及び手順書間の相互関係等を明確にする。	<p>「添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制の整備等」</p> <p>2. 大規模損壊への対応</p> <p>管理総括者は、加工施設に大規模損壊及びそれに伴う大規模な火災が発生した場合における事故対処の体制について、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合と同一の防災組織とし、加工事業変更許可に記載した安全対策が機能するよう、予め必要な手順書及び資機材を以下の項目を考慮して整備するとともに要員を確保する。<i>手順書には、消火活動等の手順の他、大規模損壊が発生した状況等を踏まえた必要な情報の種類、入手方法を定め、監視項目、確認項目、機器等の操作、対処事項、優先順位及び手順書間の相互関係等を明確にする。</i>また、手順書及び資機材については、以下の項目を考慮して整備し、当該の手順書に従って活動を行うために、防災組織要員に対し、大規模損壊における加工施設の挙動に関する知識の蓄積を図る教育を定期的（年1回以上）に行うとともに、事故対処に必要な資機材を用いた消火活動等の個別訓練及び防災組織全体で連携した総合訓練を定期的（年1回以上）に実施する。また、管理総括者は、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の影響を緩和するための対策に関すること及び放射性物質の放出を低減するための対策に関することを標準書に定める。</p>	<p>(SQAS-11「非常時の措置標準」)</p> <p>別紙1 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備</p> <p>2. 大規模損壊への対応</p> <p>管理総括者は、加工施設に大規模損壊及びそれに伴う大規模な火災が発生した場合における事故対処の体制について、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合と同一の防災組織とし、加工事業変更許可に記載した安全対策が機能するよう、予め必要な手順書及び資機材を以下の項目を考慮して整備するとともに要員を確保する。<i>手順書には、消火活動等の手順の他、大規模損壊が発生した状況等を踏まえた必要な情報の種類、入手方法を定め、監視項目、確認項目、機器等の操作、対処事項、優先順位及び手順書間の相互関係等を明確にする。</i>また、手順書及び資機材については、以下の項目を考慮して整備し、当該の手順書に従って活動を行うために、防災組織要員に対し、大規模損壊における加工施設の挙動に関する知識の蓄積を図る教育を定期的（年1回以上）に行うとともに、事故対処に必要な資機材を用いた消火活動等の個別訓練及び防災組織全体で連携した総合訓練を定期的（年1回以上）に実施する。また、管理総括者は、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の影響を緩和するための対策に関すること及び放射性物質の放出を低減するための対策に関することを標準書に定める。</p>
22-8	252	教育・訓練については、大規模損壊が発生した場合の対処における技能及び知識の維持・向上を図るため、事故対処に必要な資機材を用いた訓練を定期的実施する。具体的には、大規模損壊発生を想定し、防災組織全体で連携した総合訓練及び防災組織の各班が実施する消火活動等の個別の対処訓練を、年1回以上の頻度で実施する。また、大規模損壊における加工施設の挙動に関する教育を年1回以上の頻度で実施する。	<p>「添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制の整備等」</p> <p>2. 大規模損壊への対応</p> <p>管理総括者は、加工施設に大規模損壊及びそれに伴う大規模な火災が発生した場合における事故対処の体制について、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合と同一の防災組織とし、加工事業変更許可に記載した安全対策が機能するよう、予め必要な手順書及び資機材を以下の項目を考慮して整備するとともに要員を確保する。手順書には、消火活動等の手順の他、大規模損壊が発生した状況等を踏まえた必要な情報の種類、入手方法を定め、監視項目、確認項目、機器等の操作、対処事項、優先順位及び手順書間の相互関係等を明確にする。また、手順書及び資機材については、以下の項目を考慮して整備し、当該の手順書に従って活動を行うために、<i>防災組織要員に対し、大規模損壊における加工施設の挙動に関する知識の蓄積を図る教育を定期的（年1回以上）に行うとともに、事故対処に必要な資機材を用いた消火活動等の個別訓練及び防災組織全体で連携した総合訓練を定期的（年1回以上）に実施する。</i>また、管理総括者は、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の影響を緩和するための対策に関すること及び放射性物質の放出を低減するための対策に関することを標準書に定める。</p>	<p>(SQAS-11「非常時の措置標準」)</p> <p>別紙1 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備</p> <p>2. 大規模損壊への対応</p> <p>管理総括者は、加工施設に大規模損壊及びそれに伴う大規模な火災が発生した場合における事故対処の体制について、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合と同一の防災組織とし、加工事業変更許可に記載した安全対策が機能するよう、予め必要な手順書及び資機材を以下の項目を考慮して整備するとともに要員を確保する。手順書には、消火活動等の手順の他、大規模損壊が発生した状況等を踏まえた必要な情報の種類、入手方法を定め、監視項目、確認項目、機器等の操作、対処事項、優先順位及び手順書間の相互関係等を明確にする。また、手順書及び資機材については、以下の項目を考慮して整備し、当該の手順書に従って活動を行うために、<i>防災組織要員に対し、大規模損壊における加工施設の挙動に関する知識の蓄積を図る教育を定期的（年1回以上）に行うとともに、事故対処に必要な資機材を用いた消火活動等の個別訓練及び防災組織全体で連携した総合訓練を定期的（年1回以上）に実施する。</i>また、管理総括者は、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の影響を緩和するための対策に関すること及び放射性物質の放出を低減するための対策に関することを標準書に定める。</p>
22-9	253	屋外消火栓設備、可搬消防ポンプ等を用いて大規模な火災に対して消火活動を実施する手順は、重大事故に至るおそれがある事故と同じである。	<p>「添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制の整備等」</p> <p>2.1 大規模な火災に対する対策</p> <p><i>大規模な火災に対して、重大事故に至るおそれがある事故と同じ手順により、屋外消火栓設備、可搬消防ポンプ等を用いて消火活動を実施する。</i></p>	<p>(SQAS-11「非常時の措置標準」)</p> <p>別紙1 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備</p> <p>2.1 大規模な火災に対する対策</p> <p><i>大規模な火災に対して、重大事故に至るおそれがある事故と同じ手順により、屋外消火栓設備、可搬消防ポンプ等を用いて消火活動を実施する。</i></p>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
22-10	253	<p>・核燃料物質等を内包する建物が大規模な損壊に至った場合は、集塵機等を用いたウランの回収、固着剤を用いたウランの固定等を実施することにより、加工施設周辺への核燃料物質の拡散を抑制するとともに、加工施設周辺への気体状のUF<sub>6</sub>等の拡散を防止するため、可搬消防ポンプにより原料倉庫周囲への散水を行う。また、大型航空機の衝突により大規模な火災が発生した場合は、屋外消火栓設備、可搬消防ポンプ等による消火活動を実施する。</p> <p>・対策に必要な資機材の保管場所は、加工施設の内部及び周辺に分散して設置する。</p> <p>・必要により東海NOAH、他のウラン加工事業者等の社外組織へ支援を要請し、放射線管理（モニタリング）、放射線防護措置及び消火活動等に係る協力要員及び資機材の提供を受けて活動にあたる。</p>	<p>「添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制の整備等」</p> <p>1.3 資機材の配備</p> <p>管理総括者は、UF<sub>6</sub>漏えいに対処するために必要な資機材、及び火災に対処するために必要な資機材を保安規定別表第20に示すとおり配備する。また、別表第20に示す資機材の保管場所に対する要件及び事故時の活動拠点の要件を考慮して、事故時の活動拠点及び資機材の保管場所を複数整備し、資機材の保管については、必要な機能が同時に損なわれることがないように、分散して配備し、転倒・飛散防止対策を講じるとともに、短時間で移動できる場所へ保管する。</p> <p>なお、UF<sub>6</sub>漏えいに対処するために必要な資機材等は、対策活動を行う放射線業務従事者への化学的影響を考慮したものである。</p> <p>2.2 重大事故に至るおそれがある事故の発生を防止するための対策</p> <p>・大規模損壊発生時に加工施設の外部にウラン粉末が飛散した場合に備えて、集塵機等を用いてウラン粉末を回収する手順、固着剤を用いてウラン粉末を固定する手順等を設ける。</p> <p>・大規模損壊発生時に加工施設周辺への気体状のUF<sub>6</sub>等の拡散を防止するため、可搬消防ポンプにより原料倉庫周囲に散水を行う手順及び大型航空機の衝突により大規模な火災が発生した場合に備え、屋外消火栓設備、可搬消防ポンプ等による消火活動を実施するための手順等を設ける。</p> <p>・必要により東海NOAH、他のウラン加工事業者等の社外組織へ支援を要請し、放射線管理（モニタリング）、放射線防護措置及び消火活動等に係る協力要員及び資機材の提供を受けて活動にあたる。</p>	<p>(SQAS-11「非常時の措置標準」)</p> <p>(4) 非常時用器材の整備</p> <p>管理総括者は、防災組織に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線計測器、投光器等をあらかじめ準備し、常に使用可能な状態に整備しておくとともに、防災資機材の保管場所を複数整備し、必要な機能が同時に損なわれることがないように、指定された場所に分散して配備する。整備する防災資機材を別表1に示す。また、それらの管理方法については、「防災資機材管理要領」に定める。</p> <p>なお、UF<sub>6</sub>漏えいに対処するために必要な資機材等は、対策活動を行う放射線業務従事者への化学的影響を考慮したものである。</p> <p>別紙1 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備</p> <p>2.2 重大事故に至るおそれがある事故の発生を防止するための対策</p> <p>・大規模損壊発生時に加工施設の外部にウラン粉末が飛散した場合に備えて、集塵機等を用いてウラン粉末を回収する手順、固着剤を用いてウラン粉末を固定する手順等を設ける。</p> <p>・大規模損壊発生時に加工施設周辺への気体状のUF<sub>6</sub>等の拡散を防止するため、可搬消防ポンプにより原料倉庫周囲に散水を行う手順及び大型航空機の衝突により大規模な火災が発生した場合に備え、屋外消火栓設備、可搬消防ポンプ等による消火活動を実施するための手順等を設ける。</p> <p>・必要により東海NOAH、他のウラン加工事業者等の社外組織へ支援を要請し、放射線管理（モニタリング）、放射線防護措置及び消火活動等に係る協力要員及び資機材の提供を受けて活動にあたる。</p> <p>(STD-SC1331「防災資機材管理要領」)</p> <p>3. 資機材の配備</p> <p>資機材の保管については、必要な機能が同時に損なわれることがないように、指定された場所に分散して配備し、転倒・飛散防止対策を講じるとともに、短時間で活動場所へ移動できる場所へ保管する。</p> <p>なお、UF<sub>6</sub>漏えいに対処するために必要な資機材等は、対策活動を行う放射線業務従事者への化学的影響を考慮したものである。</p>
22-11	253	<p>・大規模損壊が発生した場合に対し、手順書に定めた情報について、可搬式の計測機器を用いた防災組織要員による巡視点検等により事故状況を把握する。</p> <p>・加工施設内及び敷地内の状況把握のため、放射線測定器、照明等を整備する。</p>	<p>「添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制の整備等」</p> <p>2.3 対策の実施に必要な情報の把握</p> <p>・大規模損壊が発生した場合に対し、手順書に定めた情報について、可搬式の計測機器を用いた防災組織要員による巡視点検等により事故状況を把握する。</p> <p>・加工施設内及び敷地内の情報の把握のため、放射線測定器、監視カメラ、投光器等を整備する。</p>	<p>(SQAS-11「非常時の措置標準」)</p> <p>別紙1 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備</p> <p>2.3 対策の実施に必要な情報の把握</p> <p>・大規模損壊が発生した場合に対し、手順書に定めた情報について、可搬式の計測機器を用いた防災組織要員による巡視点検等により事故状況を把握する。</p> <p>・加工施設内及び敷地内の情報の把握のため、放射線測定器、監視カメラ、投光器等を整備する。</p>
22-12	247	<p>UF<sub>6</sub>が漏えいした場合は検知設備に連動するインターロック機構により遮断弁が自動閉鎖するが、作動が確認できない場合は、制御室において手動により操作する。さらに手動操作が失敗した場合においては、呼吸用ボンベ付一体型防護マスク及び化学防護服を着用の上、現場にてシリンダバルブを閉鎖する。</p>	<p>(異常時における設備の手動による作動)</p> <p>第39条 担当課長は、第3節の保安上特に管理を必要とする設備及び第4節の操作上の留意事項に係る設備がインターロックにより自動的に作動すべきであるにもかかわらず、正常に作動しない事態が発生した場合は、直ちに手動により作動させる。</p> <p>(六ふっ化ウランのUF<sub>6</sub>シリンダ内への閉じ込め)</p> <p>第114条 非常時対策組織は、六ふっ化ウラン漏えい事故を収束させるため、六ふっ化ウランをUF<sub>6</sub>シリンダ内へ閉じ込める措置として、要員に化学防護服(耐HF仕様)、呼吸用ボンベ付一体型防護マスク及び携行HF検知器を着用させ、2人組でUF<sub>6</sub>シリンダのバルブ閉止等を実施させる。作業は化学的影響を受けないよう、携行HF検知器で化学防護服内のHF濃度を確認の上、実施させる。</p>	<p>(SQAS-06「加工施設の操作標準」)</p> <p>6. 計画及び実施</p> <p>6. 1 加工施設の操作管理</p> <p>・Sインターロックが自動的に作動すべきであるにもかかわらず、正常に作動しない事態が発生した場合は、直ちに手動により作動させること。</p> <p>(SQAS-11「非常時の措置標準」)</p> <p>6.4 UF<sub>6</sub>漏えい事故のリスクを低減させるための措置</p> <p>管理総括者は、以下に示すUF<sub>6</sub>漏えい事故のリスクを低減させるための措置について、「緊急時対応要領」、「防災組織活動要領」及び「防災資機材管理要領」に定める。</p> <p>(2) 一般公衆への影響防止作業及び事故収束作業、並びに作業者の防護措置</p> <p>② UF<sub>6</sub>のUF<sub>6</sub>シリンダ内への閉じ込め</p> <p>非常時対策組織は、UF<sub>6</sub>漏えい事故を収束させるため、UF<sub>6</sub>をUF<sub>6</sub>シリンダ内へ閉じ込める措置として、要員に化学防護服(耐HF仕様)、呼吸用ボンベ付一体型防護マスク及び携行HF検知器を着用させ、2人組でUF<sub>6</sub>シ</p>



No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
	添 7-22	(3)UF <sub>6</sub> が漏えいした場合は検知設備に連動するインターロック機構により遮断弁が自動閉するが、作動が確認できない場合は、制御室において手動により操作する。さらに手動操作が失敗した場合においては、呼吸用ボンベ付一体型防護マスク及び化学防護服を着用の上、現場にてシリンダバルブを閉止する。	<p><b>赤字斜体</b>：7/26 変更認可申請のうち許可抽出事項反映箇所、<b>赤字</b>：7/26 変更認可申請事項</p> <p><b>青字斜体</b>：補正申請のうち許可抽出事項反映箇所、<b>青字</b>：補正申請事項</p> <p><b>緑字斜体</b>：既反映事項</p>	<p><b>青字斜体</b>：反映予定、<b>緑字斜体</b>：既反映事項</p> <p>リンダのバルブ閉止等を実施させる。作業は化学的影響を受けないよう、携行 HF 検知器で化学防護服内の HF 濃度を確認の上、実施させる。</p> <p>(STD-SC1321「緊急時対応要領」) 別冊-③に規定している。</p>
22-13	247	重大事故に至るおそれがある事故に対する体制として、防災拠点の設置、適切な人員、資機材の割り振り、事故の進展段階に応じた消火活動、救助活動といったソフト的な対応を行って、事故の進展、拡大を防止する。	<p>「添付 2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制の整備等」</p> <p>1.1 体制の整備</p> <p>管理総括者は、重大事故に至るおそれがある事故に対処するための体制として、下記の事項を考慮した防災組織（保安規定第 80 条の非常時対策組織に該当）を設置する。</p> <p>(1) 防災組織</p> <p>防災組織は、現場対策を実施する現場活動隊（実施組織）及び実施組織を指示・支援する対策本部、さらに原子力災害対策特別措置法に該当する事故事象の場合に設置する事故対策即応本部で構成する。また、重大事故に至るおそれがある事故への対処を実施するための実施組織及びその支援組織を定め、役割分担及び責任者並びに指揮命令系統等を明確にし、実効性のある連携が行える組織構成とする。</p> <p>1) 対策本部は、社長の下に設け、対策本部長の指揮のもとに事故対処を行う体制とする。また、防災組織には、原子力災害対策特別措置法に該当する事故事象の場合に、社長を本部長とする事故対策即応本部を設け、事故対策本部の運営支援を行う体制とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対策本部は、実施組織となる現場活動隊並びに支援組織となる対策本部（対策本部長、核燃料取扱主任者、対策本部付、対策の検討及び実施組織へ指示連絡等を行う対策グループ、社外との通報連絡及び広報対応を行う情報管理グループ）で構成する。</li> <li>・対策本部長は、対策グループ統括、情報管理グループ統括を指揮し、現場活動隊を含め事故対策本部を統括する。</li> <li>・核燃料取扱主任者は、事故対処における保安上の監督を行う。</li> <li>・対策本部付は、事故対処のために必要な対策に関し、対策本部長に助言を行う。</li> <li>・対策グループ統括は、対策グループを統括する。</li> <li>・現場活動管理者は、現場活動隊長と相互連絡を行い、防災活動に必要な処置に関して現場活動隊長に指示を行うとともに、現場活動隊を支援する。</li> <li>・環境安全管理者は、現場活動隊の警備班、放射線管理班と相互連絡を行い、警備活</li> </ul>	<p>(SQAS-11「非常時の措置標準」)</p> <p>別紙 1 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備</p> <p>1.1 体制の整備</p> <p>管理総括者は、重大事故に至るおそれがある事故に対処するための体制として、下記の事項を考慮した防災組織（保安規定第 80 条の非常時対策組織に該当）を設置する。</p> <p>(1) 防災組織</p> <p>防災組織は、現場対策を実施する現場活動隊（実施組織）及び実施組織を指示・支援する対策本部、さらに原子力災害対策特別措置法に該当する事故事象の場合に設置する事故対策即応本部で構成する。また、重大事故に至るおそれがある事故への対処を実施するための実施組織及びその支援組織を定め、役割分担及び責任者並びに指揮命令系統等を明確にし、実効性のある連携が行える組織構成とする。</p> <p>1) 対策本部は、社長の下に設け、対策本部長の指揮のもとに事故対処を行う体制とする。また、防災組織には、原子力災害対策特別措置法に該当する事故事象の場合に、社長を本部長とする事故対策即応本部を設け、事故対策本部の運営支援を行う体制とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対策本部は、実施組織となる現場活動隊並びに支援組織となる対策本部（対策本部長、核燃料取扱主任者、対策本部付、対策の検討及び実施組織へ指示連絡等を行う対策グループ、社外との通報連絡及び広報対応を行う情報管理グループ）で構成する。</li> <li>・対策本部長は、対策グループ統括、情報管理グループ統括を指揮し、現場活動隊を含め事故対策本部を統括する。</li> <li>・核燃料取扱主任者は、事故対処における保安上の監督を行う。</li> <li>・対策本部付は、事故対処のために必要な対策に関し、対策本部長に助言を行う。</li> <li>・対策グループ統括は、対策グループを統括する。</li> <li>・現場活動管理者は、現場活動隊長と相互連絡を行い、防災活動に必要な処置に関して現場活動隊長に指示を行うとともに、現場活動隊を支援する。</li> <li>・環境安全管理者は、現場活動隊の警備班、放射線管理班と相互連絡を行い、警備活動、放射線測定等に関し指示を行うとともに、防災上必要な処置の取り纏めを行う。</li> <li>・施設技術管理者は、現場活動隊の設備技術班と相互連絡を行うとともに、施設・設備関係の対応を行う。</li> </ul>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
	添 7-22	(4) 重大事故に至るおそれがある事故に対する体制として、防災拠点の設置、適切な人員、資機材の割り振り、事故の進展段階に応じた消火活動、救助活動といったソフト的な対応を行って、事故の進展、拡大を防止する。	<p><b>赤字斜体</b>：7/26 変更認可申請のうち許可抽出事項反映箇所、<b>赤字</b>：7/26 変更認可申請事項  <b>青字斜体</b>：補正申請のうち許可抽出事項反映箇所、<b>青字</b>：補正申請事項  <b>緑字斜体</b>：既反映事項</p> <p>動、放射線測定等に関し指示を行うとともに、防災上必要な処置の取り纏めを行う。          ・施設技術管理者は、現場活動隊の設備技術班と相互連絡を行うとともに、施設・設備関係の対応を行う。          ・調達品管理者は、必要に応じて選任するものとし、防災資機材、食料等の調達、それらの輸送等に関して対応を行う。          ・情報管理グループ統括は、情報管理グループを統括する。          ・広報管理者は、社外へのプレス発表資料や原稿等、社外へ発信する文書の作成管理及び社外からの受信情報管理を行う。          2) 現場活動隊（実施組織）として火災時の消火活動、除染作業、その他災害時活動を行う防災班、所管部門の火災時の消火活動、ウラン回収、除染作業及びその他災害時活動を行う発災部門班、放射線、放射性物質による汚染状況の状態把握及び被ばく管理等を行う放射線管理班、設備の整備及び点検並びに応急の復旧等を行う設備技術班、被ばく者、負傷者の救出、応急手当等の救護活動を行う救護班、避難誘導、点呼、安否確認等を行う避難誘導班、事業所内立入者の管理、出入口の警備等を行う警備班を設け、各班に班長及び副班長を配置する。          ・現場活動隊長は、現場活動隊を指揮し、現場で防災活動を行う。</p> <p><b>1.3 資機材の配備</b>          管理総括者は、UF<sub>6</sub>漏えいに対処するために必要な資機材、及び火災に対処するために必要な資機材を保安規定別表第20に示すとおり配備する。また、別表第20に示す資機材の保管場所に対する要件及び事故時の活動拠点の要件を考慮して、事故時の活動拠点及び資機材の保管場所を複数整備し、資機材の保管については、必要な機能が同時に損なわれないよう、分散して配備し、転倒・飛散防止対策を講じるとともに、短時間で移動できる場所へ保管する。          なお、UF<sub>6</sub>漏えいに対処するために必要な資機材等は、対策活動を行う放射線業務従事者への化学的影響を考慮したものである。</p>	<p><b>青字斜体</b>：反映予定、<b>緑字斜体</b>：既反映事項</p> <p>・調達品管理者は、必要に応じて選任するものとし、防災資機材、食料等の調達、それらの輸送等に関して対応を行う。          ・情報管理グループ統括は、情報管理グループを統括する。          ・広報管理者は、社外へのプレス発表資料や原稿等、社外へ発信する文書の作成管理及び社外からの受信情報管理を行う。          2) 現場活動隊（実施組織）として火災時の消火活動、除染作業、その他災害時活動を行う防災班、所管部門の火災時の消火活動、ウラン回収、除染作業及びその他災害時活動を行う発災部門班、放射線、放射性物質による汚染状況の状態把握及び被ばく管理等を行う放射線管理班、設備の整備及び点検並びに応急の復旧等を行う設備技術班、被ばく者、負傷者の救出、応急手当等の救護活動を行う救護班、避難誘導、点呼、安否確認等を行う避難誘導班、事業所内立入者の管理、出入口の警備等を行う警備班を設け、各班に班長及び副班長を配置する。          ・現場活動隊長は、現場活動隊を指揮し、現場で防災活動を行う。</p> <p><b>1.3 資機材の配備</b>          管理総括者は、UF<sub>6</sub>漏えいに対処するために必要な資機材、及び火災に対処するために必要な資機材を保安規定別表第20に示すとおり配備する。また、別表第20に示す資機材の保管場所に対する要件及び事故時の活動拠点の要件を考慮して、事故時の活動拠点及び資機材の保管場所を複数整備し、資機材の保管については、必要な機能が同時に損なわれないよう、指定された場所に分散して配備し、転倒・飛散防止対策を講じるとともに、短時間で活動場所へ移動できる場所へ保管する。          なお、UF<sub>6</sub>漏えいに対処するために必要な資機材等は、対策活動を行う放射線業務従事者への化学的影響を考慮したものである。</p>
22-14	247	<p>転換工場の監視設備や放射線業務従事者（実施組織に所属）の巡視点検により事故事象の状況を常に把握する。それらによる情報把握ができなかった場合に備えて、事故の状況を推定するために有効な情報把握ができるよう原料倉庫内のUF<sub>6</sub>漏えい検知設備による監視を成型工場一時退避場所及び転換工場の外においても可能とする</p>	<p>「添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制の整備等」  <b>1.4 標準書の整備</b>          ・加工施設の被害状況を速やかに把握するための情報の種類（プロセスパラメータ、HF濃度及び火災の有無）、その入手方法、重大事故に至るおそれがある事故の発生を防ぐために「最優先すべき操作等」の判断基準及び対応操作を実行するための手順。          ・UF<sub>6</sub>の漏えい時、原料倉庫内のUF<sub>6</sub>漏えい検知設備（UF<sub>6</sub>フードボックス内、UF<sub>6</sub>防護カバー内、UF<sub>6</sub>防護カバー外）による監視を、成型工場一時退避場所及び転換工場の外においても監視する手順。</p>	<p>(SQAS-11「非常時の措置標準」)          別紙1 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備  <b>1.4 標準書の整備</b>          ・加工施設の被害状況を速やかに把握するための情報の種類（プロセスパラメータ、HF濃度及び火災の有無）、その入手方法、重大事故に至るおそれがある事故の発生を防ぐために「最優先すべき操作等」の判断基準及び対応操作を実行するための手順。          ・UF<sub>6</sub>の漏えい時、原料倉庫内のUF<sub>6</sub>漏えい検知設備（UF<sub>6</sub>フードボックス内、UF<sub>6</sub>防護カバー内、UF<sub>6</sub>防護カバー外）による監視を、成型工場一時退避場所及び転換工場の外においても監視する手順。          (STD-SC1321「防災組織活動要領」)に反映する。</p>
	添 7-22	(5) 転換工場の監視設備や放射線業務従事者（実施組織に所属）の巡視点検により事故事象の状況を常に把握する。それらによる情報把握ができなかった場合に備えて、事故の状況を推定するために有効な情報把握ができるよう原料倉庫内のUF <sub>6</sub> 漏えい検知設備による監視を成型工場一時退避場所及び転換工場の外においても可能とする。		

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
			<p>赤字斜体：7/26 変更認可申請のうち許可抽出事項反映箇所、赤字：7/26 変更認可申請事項  青字斜体：補正申請のうち許可抽出事項反映箇所、青字：補正申請事項  緑字斜体：既反映事項</p>	<p>青字斜体：反映予定、緑字斜体：既反映事項</p>
22-15	247	消火活動に当たって、内部被ばくを防止する半面マスク及びゴーグル又は全面マスク、さらにはウランの飛散状況に応じて呼吸用ボンベ付一体型防護マスクを着用する。また、煙の中で消火活動を行う場合は呼吸用ボンベ付一体型防護マスク及び防火服を着用する。	<p>「添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制の整備」  1.1 内部火災  (4) 標準書の整備  ②  3) 消火活動に当たって、内部被ばくを防止する半面マスク及びゴーグル又は全面マスク、さらにはウランの飛散状況に応じて呼吸用ボンベ付一体型防護マスクを着用する。また、煙の中で消火活動を行う場合は呼吸用ボンベ付一体型防護マスク及び防火服を着用する。</p>	<p>(SQAS-24「火災防護活動標準」)  10.4 消火活動  (2) 消火活動に当たって、内部被ばくを防止する半面マスク及びゴーグル又は全面マスク、さらにはウランの飛散状況に応じて呼吸用ボンベ付一体型防護マスクを着用する。  また、煙の中で消火活動を行う場合は、呼吸用ボンベ付一体型防護マスク及び消防服（防火服）を着用する。</p>
	添 7-22	(6) 消火活動に当たって、内部被ばくを防止する半面マスク及びゴーグル又は全面マスク、さらにはウランの飛散状況に応じて呼吸用ボンベ付一体型防護マスクを着用する。また、煙の中で消火活動を行う場合は呼吸用ボンベ付一体型防護マスク及び防火服を着用する。		
22-16	247	ウラン粉末が環境へ放出されることを考慮し、外扉に不燃材等で目張りを行う。目張り作業終了後は、UF <sub>6</sub> の漏えいに備え、予め原料倉庫周囲への散水を開始する。なお、建物の損傷又はHFが検出された場合には、目張りを中止し、可搬消防ポンプにより原料倉庫の周囲への散水を行う。	<p>(六ふっ化ウランの建屋内への閉じ込め措置)  第113条  3. 非常時対策組織は、六ふっ化ウラン漏えい事故発生後、速やかに必要な扉とシャッターの目張りを行う。目張り作業は、簡易化学防護服とHF用防護具を着用し、HF濃度を監視しながら行う。目張り作業終了後は、六ふっ化ウランの屋外への漏えいに備え、予め原料倉庫周囲への散水を開始する。なお、建物の損傷又はHFが検出された場合には、目張りを中止し、可搬消防ポンプにより原料倉庫周囲への散水を行う。</p>	<p>(SQAS-11「非常時の措置標準」)  ハ) 非常時対策組織は、UF<sub>6</sub>漏えい事故発生後、速やかに必要な扉とシャッターの目張りを行う。目張り作業は、簡易化学防護服とHF用防護具を着用し、HF濃度を監視しながら行う。目張り作業終了後は、UF<sub>6</sub>の漏えいに備え、予め原料倉庫周囲への散水を開始する。なお、建物の損傷又はHFが検出された場合には、目張りを中止し、可搬消防ポンプにより原料倉庫の周囲への散水を行う。</p>
	添 7-22	(7)ウラン粉末が環境へ放出されることを考慮し、外扉に不燃材等で目りを行う。目張り作業終了後は、UF <sub>6</sub> の漏えいに備え、予め原料倉庫周囲への散水を開始する。なお、建物の損傷またはHFが検出された場合には、目張りを中止し、可搬消防ポンプにより原料倉庫の周囲への散水を行う。		
22-17	247	消火活動等による水の浸入に伴う電気火災発生防止のため、配線用遮断器の設置や加工設備本体の停止を行う。	<p>「添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」  1.1 内部火災  (4) 標準書の整備  ②  4) 消火活動等による水の浸入に伴う電気火災発生防止のため、建物の閉じ込め機能維</p>	<p>(SQAS-24「火災防護活動標準」)  10.4 消火活動  (3) 消火活動等による水の浸入に伴う電気火災発生防止のため、建物の封じ込め機能維持に必要な設備・機器を除く設備・機器の給電停止を行う。</p>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
	添 7-22	(8) 消火活動等による水の浸入に伴う電気火災発生防止のため、配線用遮断器の設置や建物の閉じ込め機能維持に必要な設備・機器を除く設備・機器の停止を行う。	<p>赤字斜体：7/26 変更認可申請のうち許可抽出事項反映箇所、赤字：7/26 変更認可申請事項  青字斜体：補正申請のうち許可抽出事項反映箇所、青字：補正申請事項  緑字斜体：既反映事項</p> <p>持に必要な設備・機器を除く設備・機器の給電停止を行う。</p>	<p>関連下部標準等</p> <p>青字斜体：反映予定、緑字斜体：既反映事項</p> <p>(STD-SC1321「防災組織活動要領」)  (3) 注水消火  ③ 漏水による設備への水の浸入にともなう電気火災防止及び感電を防ぐため、注水する設備機器（但し、建物の閉じ込め機能維持に必要な設備機器を除く）の電源断の措置を行う。</p>
22-18		<p>事故対処に必要な資機材として、可搬消防ポンプ、放射線測定機器類、通信連絡設備、化学防護服、防護具、携帯照明、可搬式発電機及び投光器等を整備する。これらの設備又は資機材は、必要な個数及び容量を有する方針とする。また、対処に必要な容量の防火水槽を整備する。さらに、大規模損壊が発生した場合に使用不可とならないよう複数箇所に分散配置や離隔配置し、転倒・飛散防止対策を講じるとともに、短時間で活動場所へ移動できる場所へ保管する。</p>	<p>「添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制の整備等」</p> <p>1.3 資機材の配備</p> <p>管理総括者は、UF<sub>6</sub>漏えいに対処するために必要な資機材、及び火災に対処するために必要な資機材を保安規定別表第20に示すとおり配備する。また、別表第20に示す資機材の保管場所に対する要件及び事故時の活動拠点の要件を考慮して、事故時の活動拠点及び資機材の保管場所を複数整備し、資機材の保管については、必要な機能が同時に損なわれることがないように、分散して配備し、転倒・飛散防止対策を講じるとともに、短時間で移動できる場所へ保管する。</p> <p>なお、UF<sub>6</sub>漏えいに対処するために必要な資機材等は、対策活動を行う放射線業務従事者への化学的影響を考慮したものである。</p>	<p>(SQAS-11 非常時の措置標準)</p> <p>(4) 非常時用器材の整備</p> <p>管理総括者は、防災組織に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線計測器、投光器等をあらかじめ準備し、常に使用可能な状態に整備しておく。整備する防災資機材を別表1に示す。また、それらの管理方法については、「防災資機材管理要領」に定める。</p> <p>(STD-SC1331「防災資機材管理要領」)</p> <p>2. 資機材の種類</p> <p>火災及び爆発、自然災害等及び重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊を含む非常時対応の際、必要となる資機材は以下のとおり。詳細を別表に示す。(別表 資機材点検リストを修正する。)</p> <p>3. 資機材の配備</p> <p>資機材の保管については、必要な機能が同時に損なわれることがないように、指定された場所に分散して配備し、転倒・飛散防止対策を講じるとともに、短時間で活動場所へ移動できる場所へ保管する。</p> <p>なお、UF<sub>6</sub>漏えいに対処するために必要な資機材等は、対策活動を行う放射線業務従事者への化学的影響を考慮したものである。</p>
	添 7-22, 23	(9) 事故対処に必要な資機材として、可搬消防ポンプ、放射線測定機器類、通信連絡設備、化学防護服、防護具、携帯照明、可搬式発電機及び投光器等を整備する。これらの設備又は資機材は、必要な個数及び容量を有する方針とする。また、対処に必要な容量の防火水槽を整備する。さらに大規模損壊が発生した場合に使用不可とならないよう複数箇所に分散配置や離隔配置し、転倒・飛散防止対策を講じるとともに、短時間で活動場所へ移動できる場所へ保管する。		
22-19	248	消火活動及び救助活動等に必要なアクセスルートを予め定め、当該ルートには通行の支障となるものを設置しない。	<p>「添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」</p> <p>1.1 内部火災</p> <p>(4) 標準書の整備</p> <p>②</p> <p>6) 屋外消火栓による消火活動、救助活動等が円滑に行われるよう、2つ以上のアクセスルートを定め、当該ルートには通行の支障となるものを設置しない。</p>	<p>(SQAS-24「火災防護活動標準」)</p> <p>10.4 消火活動</p> <p>(4) 消火活動及び救助活動等に必要なアクセスルートを予め2つ以上定め、当該ルートには通行の支障となるものを設置しない。</p> <p>(STD-SC1321-02「消火活動手順」)</p>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
	248	転換工場の建物内については、屋外に通じる複数のシャッター、扉より建物内の全ての場所に消火活動のためアクセスできるように複数のルートを設定している。また、アクセスルート上の通路及び扉等並びにその周辺には、各場所への要員移動や資機材運搬に支障となるものは設置しないため、要員移動や資機材運搬に支障はない。	<b>赤字斜体</b> ：7/26 変更認可申請のうち許可抽出事項反映箇所、 <b>赤字</b> ：7/26 変更認可申請事項 <b>青字斜体</b> ：補正申請のうち許可抽出事項反映箇所、 <b>青字</b> ：補正申請事項 <b>緑字斜体</b> ：既反映事項	関連下部標準等 <b>青字斜体</b> ：反映予定、 <b>緑字斜体</b> ：既反映事項  (3) 注水消火 ④ 現場活動管理者は、給水場所、アクセスルート及び消火の優先順位等を現場活動隊に指示する。アクセスルートの選定にあたっては、「消火栓等配置場所」(添付3)及び「 <b>屋外消火栓からのアクセスルート図</b> 」(添付4)を <b>参考に</b> すること。
22-20	248	ソフト的な対応は手順書によって明確にし、訓練を定期的に行う。	「添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備」 1. 重大事故に至るおそれがある事故等対策 重大事故に至るおそれがある事故として、加工事業変更許可に記載した安全対策が機能するよう、火災の複数同時発生及び室内並びに建物外へのUF6漏えい事象を想定し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制及び手順を整備する。 1.2 教育・訓練の実施 ・訓練については、防災組織全体で連携した対策活動について、年1回以上の頻度で総合訓練を実施する。また、防災組織の各班が実施する、通報、避難誘導、救護、モニタリング、運転管理や事故対処等について、年1回以上の頻度で個別訓練を実施する。また、円滑な要員招集を可能とするため、夜間及び休日を含め、定期的に非常招集訓練を実施する。	(SQAS-11「非常時の措置標準」) 別紙1 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1. 重大事故に至るおそれがある事故等対策 重大事故に至るおそれがある事故として、加工事業変更許可に記載した安全対策が機能するよう、火災の複数同時発生及び室内並びに建物外へのUF6漏えい事象を想定し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制及び手順を整備する。 1.2 教育・訓練の実施 ・訓練については、防災組織全体で連携した対策活動について、年1回以上の頻度で総合訓練を実施する。また、防災組織の各班が実施する、通報、避難誘導、救護、モニタリング、運転管理や事故対処等について、年1回以上の頻度で個別訓練を実施する。また、円滑な要員招集を可能とするため、夜間及び休日を含め、定期的に非常招集訓練を実施する。
	添7-23	(11)ソフト的な対応は手順書によって明確にし、訓練を定期的に行う。		
22-21	249	重大事故に至るおそれがある事故の対処として、核燃料物質等の閉じ込め機能喪失の発生及び拡大の防止に必要な措置を講じ、それを的確かつ柔軟に対処するための手順書を整備し、訓練を行うとともに人員を確保する等の必要な体制について、以下のとおり整備する方針とする。	「添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備」 1. 重大事故に至るおそれがある事故等対策 重大事故に至るおそれがある事故として、加工事業変更許可に記載した安全対策が機能するよう、火災の複数同時発生及び室内並びに建物外へのUF6漏えい事象を想定し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制及び手順を整備する。 1.2 教育・訓練の実施 管理総括者は、重大事故に至るおそれがある事故に対処するため、以下のとおり教育・訓練を実施する。	(SQAS-11「非常時の措置標準」) 別紙1 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1. 重大事故に至るおそれがある事故等対策 重大事故に至るおそれがある事故として、加工事業変更許可に記載した安全対策が機能するよう、火災の複数同時発生及び室内並びに建物外へのUF6漏えい事象を想定し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制及び手順を整備する。 1.2 教育・訓練の実施 管理総括者は、重大事故に至るおそれがある事故に対処するため、以下のとおり教育・訓練を実施する。
22-22	249	重大事故に至るおそれがある事故に対処するための体制として、下記の事項を考慮した「防災組織」を整備する。防災組織は、現場対策を実施する現場活動隊(実施組織)及び実施組織を指示・支援する対策本部(対策本部長等及び支援組織)で構成する。	(非常時対策組織) 第80条 管理総括者は、 <b>設計想定事象</b> 及び重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊を含む非常事態が発生した場合に、直ちに非常時対策活動を行えるよう、現場対策を実施する現場活動隊(実施組織)及び実施組織を指示・支援する対策本部、さらに原子力災害対策特別措置法に該当する事故事象の場合に設置する事故対策即応本部で構成する非常時対策組織として第7図に示すとおり防災組織をあらかじめ定めておく。また、非常時対策組織について、役割分担及び責任者並びに指揮命令系統等を明確に定め、実効性のある連携が行える組織構成とする。  「添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備」 1.1 体制の整備 管理総括者は、重大事故に至るおそれがある事故に対処するための体制として、下記の	(SQAS-11「非常時の措置標準」) 6. 基本計画 6.1 事前対策 保安規定第80条に定める非常時対策組織として別図1に示す防災組織をおく。 (1) 防災組織 管理総括者は、以下に示す事項を含む防災組織について、「防災組織活動要領」に定める。 ① <b>設計想定事象</b> 及び重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊を含む非常事態が発生又は非常事態に発展するおそれがある場合に、直ちに非常時対策活動を行えるよう <b>防災組織をあらかじめ定めておく</b> 。また、防災組織について、役割分担及び責任者並びに指揮命令系統等を明確に定め、実効性のある連携が行える組織構成とする。 別紙1 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 体制の整備 管理総括者は、重大事故に至るおそれがある事故に対処するための体制として、下記の事項を考慮した防災組織(保安規定第80条の非常時対策組織に該当)を設置する。

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
			<p>赤字斜体：7/26 変更認可申請のうち許可抽出事項反映箇所、赤字：7/26 変更認可申請事項  青字斜体：補正申請のうち許可抽出事項反映箇所、青字：補正申請事項  緑字斜体：既反映事項</p>	<p>青字斜体：反映予定、緑字斜体：既反映事項</p>
22-23	249	<p>重大事故に至るおそれがある事故への対処を実施するための実施組織及びその支援組織を定め、役割分担及び責任者並びに指揮命令系統等を明確にし、実効性のある連携が行える組織構成とする。</p>	<p>事項を考慮した防災組織（保安規定第 80 条の非常時対策組織に該当）を設置する。</p> <p>(1) 防災組織  防災組織は、現場対策を実施する現場活動隊（実施組織）及び実施組織を指示・支援する対策本部、さらに原子力災害対策特別措置法に該当する事故事象の場合に設置する事故対策即応本部で構成する。また、<b>重大事故に至るおそれがある事故への対処を実施するための実施組織及びその支援組織を定め、役割分担及び責任者並びに指揮命令系統等を明確にし、実効性のある連携が行える組織構成とする。</b></p>	<p>(1) 防災組織  防災組織は、現場対策を実施する現場活動隊（実施組織）及び実施組織を指示・支援する対策本部、さらに原子力災害対策特別措置法に該当する事故事象の場合に設置する事故対策即応本部で構成する。また、<b>重大事故に至るおそれがある事故への対処を実施するための実施組織及びその支援組織を定め、役割分担及び責任者並びに指揮命令系統等を明確にし、実効性のある連携が行える組織構成とする。</b></p> <p>(防災組織活動要領「STD-SC1312」)  第 6 条（<b>防災組織の概略</b>）  防災組織は、非常時体制が発令された場合は直ちに、管理組織による事故対処の活動を踏まえ、管理組織に代わって非常事態の拡大防止等に関する活動（緊急作業を含む）を行う。  第 7 条（<b>防災組織の構成</b>）  各組織の構成を以下に示す。</p>
22-24	249	<p>防災組織として、社長の下に事故対策本部を設け、対策本部長の指揮のもとに事故対処を行う体制とする。また、防災組織には、原子力災害防止特別措置法に該当する事故事象の場合に、社長を本部長とする事故対策即応本部を設け、事故対策本部の運営支援を行う体制とする。</p>	<p>「添付 2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備」</p> <p>1.1 体制の整備  管理総括者は、重大事故に至るおそれがある事故に対処するための体制として、下記の事項を考慮した防災組織（保安規定第 80 条の非常時対策組織に該当）を設置する。</p> <p>(1) 防災組織  1) 対策本部は、<b>社長の下に設け、対策本部長の指揮のもとに事故対処を行う体制とする。また、防災組織には、原子力災害対策特別措置法に該当する事故事象の場合に、社長を本部長とする事故対策即応本部を設け、事故対策本部の運営支援を行う体制とする。</b></p>	<p>(SQAS-11「非常時の措置標準」)  別紙 1 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備</p> <p>1.1 体制の整備  管理総括者は、重大事故に至るおそれがある事故に対処するための体制として、下記の事項を考慮した防災組織（保安規定第 80 条の非常時対策組織に該当）を設置する。</p> <p>(1) 防災組織  1) 対策本部は、<b>社長の下に設け、対策本部長の指揮のもとに事故対処を行う体制とする。また、防災組織には、原子力災害対策特別措置法に該当する事故事象の場合に、社長を本部長とする事故対策即応本部を設け、事故対策本部の運営支援を行う体制とする。</b></p> <p>(防災組織活動要領「STD-SC1312」)  第 6 条（<b>防災組織の概略</b>）  防災組織は、非常時体制が発令された場合は直ちに、管理組織による事故対処の活動を踏まえ、管理組織に代わって非常事態の拡大防止等に関する活動（緊急作業を含む）を行う。  第 7 条（<b>防災組織の構成</b>）  各組織の構成を以下に示す。</p>
22-25	249	<p>事故対策本部は、実施組織となる現場活動隊並びに支援組織となる対策本部（対策本部長、核燃料取扱主任者、対策本部付、対策グループ及び情報管理グループ）で構成する。</p>	<p>「添付 2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備」</p> <p>1.1 体制の整備  (1) 防災組織  1) 対策本部は、社長の下に設け、対策本部長の指揮のもとに事故対処を行う体制とする。また、防災組織には、原子力災害対策特別措置法に該当する事故事象の場合に、社長を本部長とする事故対策即応本部を設け、事故対策本部の運営支援を行う体制とする。</p> <p>・対策本部は、<b>実施組織となる現場活動隊並びに支援組織となる対策本部（対策本部長、核燃料取扱主任者、対策本部付、対策の検討及び実施組織へ指示連絡等を行う対策グループ、社外との通報連絡及び広報対応を行う情報管理グループ）で構成する。</b></p>	<p>(SQAS-11「非常時の措置標準」)  別紙 1 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備</p> <p>1.1 体制の整備  (1) 防災組織  1) 対策本部は、社長の下に設け、対策本部長の指揮のもとに事故対処を行う体制とする。また、防災組織には、原子力災害対策特別措置法に該当する事故事象の場合に、社長を本部長とする事故対策即応本部を設け、事故対策本部の運営支援を行う体制とする。</p> <p>・対策本部は、<b>実施組織となる現場活動隊並びに支援組織となる対策本部（対策本部長、核燃料取扱主任者、対策本部付、対策の検討及び実施組織へ指示連絡等を行う対策グループ、社外との通報連絡及び広報対応を行う情報管理グループ）で構成する。</b></p> <p>(防災組織活動要領「STD-SC1312」)</p>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
			<p><b>赤字斜体</b>：7/26 変更認可申請のうち許可抽出事項反映箇所、<b>赤字</b>：7/26 変更認可申請事項</p> <p><b>青字斜体</b>：補正申請のうち許可抽出事項反映箇所、<b>青字</b>：補正申請事項</p> <p><b>緑字斜体</b>：既反映事項</p>	<p><b>青字斜体</b>：反映予定、<b>緑字斜体</b>：既反映事項</p>
				<p>第6条 (防災組織の概略) 防災組織は、非常時体制が発令された場合は直ちに、管理組織による事故対処の活動を踏まえ、管理組織に代わって非常事態の拡大防止等に関する活動（緊急作業を含む）を行う。</p> <p>第7条 (防災組織の構成) 各組織の構成を以下に示す。</p>
22-26	249	対策本部長は、対策グループ統括、情報管理グループ統括を指揮し、現場活動隊を含め事故対策本部を統括する。	<p>「添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備」</p> <p>1.1 体制の整備</p> <p>1) 対策本部は、社長の下に設け、対策本部長の指揮のもとに事故対処を行う体制とする。また、防災組織には、原子力災害対策特別措置法に該当する事故事象の場合に、社長を本部長とする事故対策即応本部を設け、事故対策本部の運営支援を行う体制とする。</p> <p>・対策本部長は、対策グループ統括、情報管理グループ統括を指揮し、現場活動隊を含め事故対策本部を統括する。</p>	<p>(SQAS-11「非常時の措置標準」)</p> <p>別紙1 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備</p> <p>1.1 体制の整備</p> <p>1) 対策本部は、社長の下に設け、対策本部長の指揮のもとに事故対処を行う体制とする。また、防災組織には、原子力災害対策特別措置法に該当する事故事象の場合に、社長を本部長とする事故対策即応本部を設け、事故対策本部の運営支援を行う体制とする。</p> <p>・対策本部長は、対策グループ統括、情報管理グループ統括を指揮し、現場活動隊を含め事故対策本部を統括する。</p> <p>(防災組織活動要領「STD-SC1312」)</p> <p>第6条 (防災組織の概略) 防災組織は、非常時体制が発令された場合は直ちに、管理組織による事故対処の活動を踏まえ、管理組織に代わって非常事態の拡大防止等に関する活動（緊急作業を含む）を行う。</p> <p>第7条 (防災組織の構成) 各組織の構成を以下に示す。</p>
22-27	249	核燃料取扱主任者は、事故対処における保安上の監督を行う。	<p>「添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備」</p> <p>1.1 体制の整備</p> <p>(1) 防災組織</p> <p>1) 対策本部は、社長の下に設け、対策本部長の指揮のもとに事故対処を行う体制とする。また、防災組織には、原子力災害対策特別措置法に該当する事故事象の場合に、社長を本部長とする事故対策即応本部を設け、事故対策本部の運営支援を行う体制とする。</p> <p>・核燃料取扱主任者は、事故対処における保安上の監督を行う。</p>	<p>(SQAS-11「非常時の措置標準」)</p> <p>別紙1 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備</p> <p>1.1 体制の整備</p> <p>(1) 防災組織</p> <p>1) 対策本部は、社長の下に設け、対策本部長の指揮のもとに事故対処を行う体制とする。また、防災組織には、原子力災害対策特別措置法に該当する事故事象の場合に、社長を本部長とする事故対策即応本部を設け、事故対策本部の運営支援を行う体制とする。</p> <p>・核燃料取扱主任者は、事故対処における保安上の監督を行う。</p>
22-28	250	対策本部付は、事故対処のために必要な対策に関し、対策本部長に助言を行う。	<p>「添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備」</p> <p>1.1 体制の整備</p> <p>(1) 防災組織</p> <p>1) 対策本部は、社長の下に設け、対策本部長の指揮のもとに事故対処を行う体制とする。また、防災組織には、原子力災害対策特別措置法に該当する事故事象の場合に、社長を本部長とする事故対策即応本部を設け、事故対策本部の運営支援を行う体制とする。</p> <p>・対策本部付は、事故対処のために必要な対策に関し、対策本部長に助言を行う。</p>	<p>(SQAS-11「非常時の措置標準」)</p> <p>別紙1 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備</p> <p>1.1 体制の整備</p> <p>(1) 防災組織</p> <p>1) 対策本部は、社長の下に設け、対策本部長の指揮のもとに事故対処を行う体制とする。また、防災組織には、原子力災害対策特別措置法に該当する事故事象の場合に、社長を本部長とする事故対策即応本部を設け、事故対策本部の運営支援を行う体制とする。</p> <p>・対策本部付は、事故対処のために必要な対策に関し、対策本部長に助言を行う。</p>
22-29	250	現場活動隊（実施組織）として火災時の消火活動、除染作業、その他災害時活動を行う防災班、所管部門の火災時の消火活動、ウラン回収、除染作業及びその他災害時活動を行う発災部門班、放射線、放射性物質による汚染状況の状態把握及び被ばく管理等を行う放射線管理班、設備の整備及び点検並びに応急の復旧等を行う設備技術班、被ばく者、負傷者の救出、応急手当等の救護活動を行う救	<p>「添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備」</p> <p>1.1 体制の整備</p> <p>(1) 防災組織</p> <p>2) 現場活動隊（実施組織）として火災時の消火活動、除染作業、その他災害時活動を行う防災班、所管部門の火災時の消火活動、ウラン回収、除染作業及びその他災害時活動を行う発災部門班、放射線、放射性物質による汚染状況の状態把握及び被ばく管理等を行う放射線管理班、設備の整備及び点検並びに応急の復旧等を行う設備技術班、被ばく者、負傷者の救出、応急手当等の救護活動を行う救護班、避難誘導、点呼、安否確認等を行う避難誘導班、事業所内立入者の管理、出入口の警備等を行う警備班を設け、各班に班長及び副班長を配置する。</p>	<p>(SQAS-11「非常時の措置標準」)</p> <p>別紙1 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備</p> <p>1.1 体制の整備</p> <p>(1) 防災組織</p> <p>2) 現場活動隊（実施組織）として火災時の消火活動、除染作業、その他災害時活動を行う防災班、所管部門の火災時の消火活動、ウラン回収、除染作業及びその他災害時活動を行う発災部門班、放射線、放射性物質による汚染状況の状態把握及び被ばく管理等を行う放射線管理班、設備の整備及び点検並びに応急の復旧等を行う設備技術班、被ばく者、負傷者の救出、応急手当等の救護活動を行う救護班、避難誘導、点呼、安否確認等を行う避難誘導班、事業所内立入者の管理、出入口の警備等を行う警備班を設け、各班に班長及び副班長を配置する。</p>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
		護班、避難誘導、点呼、安否確認等を行う避難誘導班、事業所内立入者の管理、出入口の警備等を行う警備班を設け、各班に班長及び副班長を配置する。	<b>赤字斜体</b> ：7/26 変更認可申請のうち許可抽出事項反映箇所、 <b>赤字</b> ：7/26 変更認可申請事項 <b>青字斜体</b> ：補正申請のうち許可抽出事項反映箇所、 <b>青字</b> ：補正申請事項 <b>緑字斜体</b> ：既反映事項	<b>青字斜体</b> ：反映予定、 <b>緑字斜体</b> ：既反映事項
22-30	250	支援組織として、対策の検討及び実施組織へ指示連絡等を行う対策グループ、社外との通報連絡及び広報対応を行う情報管理グループ（FAX 文作成班、プレス文作成班、連絡班）、運営支援を行う事故対策即応本部を設ける。	「添付 2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備」 1.1 体制の整備 (1) 防災組織 1) 対策本部は、社長の下に設け、対策本部長の指揮のもとに事故対応を行う体制とする。また、防災組織には、原子力災害対策特別措置法に該当する事故事象の場合に、社長を本部長とする事故対策即応本部を設け、事故対策本部の運営支援を行う体制とする。 ・対策本部は、実施組織となる現場活動隊並びに支援組織となる対策本部（対策本部長、核燃料取扱主任者、対策本部付、対策の検討及び実施組織へ指示連絡等を行う対策グループ、社外との通報連絡及び広報対応を行う情報管理グループ）で構成する。	(SQAS-11「非常時の措置標準」) 別紙 1 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 体制の整備 (1) 防災組織 1) 対策本部は、社長の下に設け、対策本部長の指揮のもとに事故対応を行う体制とする。また、防災組織には、原子力災害対策特別措置法に該当する事故事象の場合に、社長を本部長とする事故対策即応本部を設け、事故対策本部の運営支援を行う体制とする。 ・対策本部は、実施組織となる現場活動隊並びに支援組織となる対策本部（対策本部長、核燃料取扱主任者、対策本部付、対策の検討及び実施組織へ指示連絡等を行う対策グループ、社外との通報連絡及び広報対応を行う情報管理グループ）で構成する。
22-31	250	重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合には、当直警備員による招集等により防災組織を立ち上げる。また、当直警備員が要員を招集するために必要な資機材を整備する。	「添付 2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備」 表-2 火災初動対応における最少必要人員（夜間操業時） <b>警備員 要員の招集（イマージェンシーコール）</b>	(SQAS-11「非常時の措置標準」) 別紙 1 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 表-2 火災初動対応における最少必要人員（夜間操業時） <b>警備員 要員の招集（イマージェンシーコール）</b>
22-32	250	重大事故に至るおそれがある事故の対応に用いる資機材については、共通要因により必要な機能が同時に損なわれるおそれがないよう、保管場所、保管方法、数量等を定める。	「添付 2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備」 1.3 資機材の配備 管理総括者は、UF <sub>6</sub> 漏えいに対処するために必要な資機材、及び火災に対処するために必要な資機材を保安規定別表第 20 に示すとおり配備する。また、別表第 20 に示す資機材の保管場所に対する要件及び事故時の活動拠点の要件を考慮して、事故時の活動拠点及び資機材の保管場所を複数整備し、資機材の保管については、必要な機能が同時に損なわれることがないよう、分散して配備し、転倒・飛散防止対策を講じるとともに、短時間で移動できる場所へ保管する。 なお、UF <sub>6</sub> 漏えいに対処するために必要な資機材等は、対策活動を行う放射線業務従事者への化学的影響を考慮したものである。	(SQAS-11「非常時の措置標準」) 別紙 1 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.3 資機材の配備 管理総括者は、UF <sub>6</sub> 漏えいに対処するために必要な資機材、及び火災に対処するために必要な資機材を保安規定別表第 20 に示すとおり配備する。また、別表第 20 に示す資機材の保管場所に対する要件及び事故時の活動拠点の要件を考慮して、事故時の活動拠点及び資機材の保管場所を複数整備し、資機材の保管については、必要な機能が同時に損なわれることがないよう、指定された場所に分散して配備し、転倒・飛散防止対策を講じるとともに、短時間で活動場所へ移動できる場所へ保管する。 なお、UF <sub>6</sub> 漏えいに対処するために必要な資機材等は、対策活動を行う放射線業務従事者への化学的影響を考慮したものである。
22-33	250	事故対応時の活動の拠点を設置し、実施組織及び支援組織間で、情報交換を行うための通信連絡設備並びに社外への連絡及び通報を行うための機器を設置する。	「添付 2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備」 1.1 体制の整備 (4) 防災組織対策本部の活動拠点 防災組織対策本部の活動拠点として、緊急時対策室（防災ルーム）を設け、実施組織及び支援組織間で情報交換を行うための通信連絡設備、並びに社外への連絡及び通報を行うための機器を設置する。 また、万一その緊急時対策室（防災ルーム）が使用できなくなる場合に備え、予備の緊急時対策室（代替防災ルーム）を設定し、同等の通信連絡設備等を設置する。	(SQAS-11「非常時の措置標準」) 別紙 1 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 体制の整備 (4) 防災組織対策本部の活動拠点 防災組織対策本部の活動拠点として、緊急時対策室（防災ルーム）を設け、実施組織及び支援組織間で情報交換を行うための通信連絡設備、並びに社外への連絡及び通報を行うための機器を設置する。 また、万一その緊急時対策室（防災ルーム）が使用できなくなる場合に備え、予備の緊急時対策室（代替防災ルーム）を設定し、同等の通信連絡設備等を設置する。
22-34	250	重大事故に至るおそれがある事故により防災組織のみで対応できない場合は、所在地域の原子力事業者との協定並びに他加工事業者との協定により、協力要員の派遣、資材の貸与その他必要な支援を要請することができる体制を構築する。	「添付 2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備」 1.1 体制の整備 (3) 社外組織からの支援 社外組織からの支援として、所在地域の原子力事業者で構成される東海 NOAH *1 及び他のウラン加工事業者（原子力災害時の協力協定に基づく *2）の協力体制を活用し、要員の派遣、資機材の提供その他必要な支援を要請することができる体制を構築する。 *1) 平成 12 年に締結された「原子力事業所安全協力協定」に基づく協力体制で、現在は東海村、那珂市、大洗町、銚田市及びひたちなか市に所在する 18 の原子力事業所で構成され、相互に協力して各事業所の施設の安全確保と従業員の資質の向上を図ると共に、その	(SQAS-11「非常時の措置標準」) 別紙 1 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 (3) 社外組織からの支援 社外組織からの支援として、所在地域の原子力事業者で構成される東海 NOAH *1 及び他のウラン加工事業者（原子力災害時の協力協定に基づく *2）の協力体制を活用し、要員の派遣、資機材の提供その他必要な支援を要請することができる体制を構築する。



No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
			<p><b>赤字斜体</b>：7/26 変更認可申請のうち許可抽出事項反映箇所、<b>赤字</b>：7/26 変更認可申請事項</p> <p><b>青字斜体</b>：補正申請のうち許可抽出事項反映箇所、<b>青字</b>：補正申請事項</p> <p><b>緑字斜体</b>：既反映事項</p>	<p><b>青字斜体</b>：反映予定、<b>緑字斜体</b>：既反映事項</p>
	添 7-24	社外組織からの支援として、所在地域の原子力事業者で構成される東海NOAH*1及び他のウラン加工事業者（原子力災害時の協力協定に基づく*2）の協力体制を活用し、要員の派遣、資機材の提供その他必要な支援を要請することができる体制を構築する。	<p>施設において緊急事態が発生した場合に、各事業所が協力することを目的とする。緊急事態に対する協力内容としては、放射線管理/防護及び消火活動に係る要員・資機材の提供がある。</p> <p>*2) 原子力災害対策特別措置法を受けウラン加工事業者間で締結された協力協定で、緊急事態が発生した場合、対応要員・資機材の提供に協力する。</p>	
22-35	250	実施組織の防災班、発災部門班は、加工施設の操作員（従事者）を含めた構成とする。	<p>添付 2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備</p> <p>図-1 防災組織現場活動隊（実施組織）</p>	<p>（SQAS-11「非常時の措置標準」）</p> <p>別紙 1 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備</p> <p>図-1 防災組織現場活動隊（実施組織）</p>
22-36	250	防災組織要員には、事業所の約3km圏内の近隣居住者を優先して任命し、予め編成するとともに、事故発生時には警備員による一斉召集等により速やかに参集できる措置を講じる。	<p>添付 2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備</p> <p>図-2 転換工場の夜間操業時における初動対応要員体制</p> <p>表-1 UF<sub>6</sub>漏えい初動対応における最少必要人員（夜間操業時）</p> <p>表-2 火災初動対応における最少必要人員（夜間操業時）</p>	<p>（SQAS-11「非常時の措置標準」）</p> <p>別紙 1 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備</p> <p>図-2 転換工場の夜間操業時における初動対応要員体制</p> <p>表-1 UF<sub>6</sub>漏えい初動対応における最少必要人員（夜間操業時）</p> <p>表-2 火災初動対応における最少必要人員（夜間操業時）</p>
22-37	251	UF <sub>6</sub> の漏えい及び火災の複数同時発生とともに、全交流電源喪失及び計測器類の機能喪失を考慮した手順並びに建物の周囲で実施する放水等の事故対処の手順	<p>添付 2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備</p> <p>1.4 標準書の整備</p> <p>・UF<sub>6</sub>の漏えい及び火災の複数同時発生とともに、全交流電源喪失及び計測器類の機能喪失を考慮した手順並びに建物の周囲で実施する放水等の事故対処の手順。</p>	<p>（SQAS-11「非常時の措置標準」）</p> <p>別紙 1 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備</p> <p>1.4 標準書の整備</p> <p>・UF<sub>6</sub>の漏えい及び火災の複数同時発生とともに、全交流電源喪失及び計測器類の機能喪失を考慮した手順並びに建物の周囲で実施する放水等の事故対処の手順。</p>
22-38	251	加工施設の被害状況を速やかに把握するための情報の種類（プロセスパラメータ、HF濃度及び火災の有無）、その入手方法、重大事故に至るおそれがある事故の発生を防ぐために「最優先すべき操作等」の判断基準及び対応操作を実行するための手順	<p>添付 2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備</p> <p>1.4 標準書の整備</p> <p>・加工施設の被害状況を速やかに把握するための情報の種類（プロセスパラメータ、HF濃度及び火災の有無）、その入手方法、重大事故に至るおそれがある事故の発生を防ぐために「最優先すべき操作等」の判断基準及び対応操作を実行するための手順。</p>	<p>（SQAS-11「非常時の措置標準」）</p> <p>別紙 1 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備</p> <p>1.4 標準書の整備</p> <p>・加工施設の被害状況を速やかに把握するための情報の種類（プロセスパラメータ、HF濃度及び火災の有無）、その入手方法、重大事故に至るおそれがある事故の発生を防ぐために「最優先すべき操作等」の判断基準及び対応操作を実行するための手順。</p> <p>（STD-SC1321「緊急時対応要領」STD-SC1321-02「消火活動手順」を修正予定）</p>
22-39	251	UF <sub>6</sub> の漏えいと火災の重畳時には、加工施設周辺への気体状のUF <sub>6</sub> 、エアロゾルのふっ化ウラニル及び気体状のHF（以下「気体状のUF <sub>6</sub> 等」という。）の拡散を抑制することを最優先に、事故対処の優先順位を決定するための判断基準	<p>添付 2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備</p> <p>1.4 標準書の整備</p> <p>・UF<sub>6</sub>の漏えいと火災の重畳時には、加工施設周辺への気体状のUF<sub>6</sub>、エアロゾルのふっ化ウラニル及び気体状のHFの拡散を抑制することを最優先に、事故対処の優先順位を決定するための判断基準。</p>	<p>（SQAS-11「非常時の措置標準」）</p> <p>別紙 1 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備</p> <p>1.4 標準書の整備</p> <p>・UF<sub>6</sub>の漏えいと火災の重畳時には、加工施設周辺への気体状のUF<sub>6</sub>、エアロゾルのふっ化ウラニル及び気体状のHFの拡散を抑制することを最優先に、事故対処の優先順位を決定するための判断基準。</p>
22-40	251	事故対処において、安全を最優先で対応する方針	<p>添付 2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備</p> <p>1.4 標準書の整備</p> <p>・事故対処において、安全を最優先で対応する方針。</p>	<p>（SQAS-11「非常時の措置標準」）</p> <p>別紙 1 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備</p> <p>1.4 標準書の整備</p> <p>・事故対処において、安全を最優先で対応する方針。</p>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
			<p>赤字斜体：7/26 変更認可申請のうち許可抽出事項反映箇所、赤字：7/26 変更認可申請事項  青字斜体：補正申請のうち許可抽出事項反映箇所、青字：補正申請事項  緑字斜体：既反映事項</p>	<p>青字斜体：反映予定、緑字斜体：既反映事項</p>
22-41	251	現場で事故対処を実施する実施組織及び支援組織が実施する対処の手順	<p>添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備  1.4 標準書の整備  ・現場で事故対処を実施する実施組織及び支援組織が実施する対処の手順。</p>	<p>(SQAS-11「非常時の措置標準」)  別紙1 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備  1.4 標準書の整備  ・現場で事故対処を実施する実施組織及び支援組織が実施する対処の手順。</p>
22-42	251	事故の進展状況に応じて手順書を複数に分割する場合における相互関係を適正化した手順	<p>添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備  1.4 標準書の整備  ・事故の進展状況に応じて手順書を複数に分割する場合における相互関係を明確化した手順。</p>	<p>(SQAS-11「非常時の措置標準」)  別紙1 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備  1.4 標準書の整備  ・事故の進展状況に応じて手順書を複数に分割する場合における相互関係を明確化した手順。</p>
22-43	251	大規模な自然災害が発生した場合、加工施設内外で大きな事故が発生した場合及びそのおそれがある場合における、加工設備本体の停止等の措置を講じるための手順	<p>添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備  1.4 標準書の整備  ・大規模な自然災害が発生した場合、加工施設内外で大きな事故が発生した場合及びそのおそれがある場合における、加工設備本体の停止等の措置を講じるための手順。</p>	<p>(SQAS-11「非常時の措置標準」)  別紙1 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備  1.4 標準書の整備  ・大規模な自然災害が発生した場合、加工施設内外で大きな事故が発生した場合及びそのおそれがある場合における、加工設備本体の停止等の措置を講じるための手順。</p>
22-44	251	火災の複数同時発生においては、隣接する火災区域の境界となる防火壁、扉のうち、火災影響に対する耐火性能の裕度が小さいものについては、当該境界周辺に対する消火を優先することを、予め手順書において明確にする。	<p>添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備  1.4 標準書の整備  ・火災の複数同時発生においては、隣接する火災区域の境界となる防火壁、扉のうち、火災影響に対する耐火性能の裕度が小さいものについては、当該境界周辺に対する消火を優先することの手順。</p>	<p>(SQAS-11「非常時の措置標準」)  別紙1 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備  1.4 標準書の整備  ・火災の複数同時発生においては、隣接する火災区域の境界となる防火壁、扉のうち、火災影響に対する耐火性能の裕度が小さいものについては、当該境界周辺に対する消火を優先することの手順。</p>
22-45	251	事故対処のための放射線測定機器、防護用器具、非常用通信機器や、夜間及び全交流電源喪失を想定した機器等の資機材について、活動内容及び事故対処に必要な要員数を考慮し、さらには予備の保管場所も考慮した上で必要な数量を整備するとともに、自然災害等の外力による影響に対しても保管場所の健全性を確保し、必要な資機材が使用可能となるよう保管する。	<p>添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備  1.3 資機材の配備  管理総括者は、UF<sub>6</sub>漏えいに対処するために必要な資機材、及び火災に対処するために必要な資機材を保安規定別表第20に示すとおり配備する。また、別表第20に示す資機材の保管場所に対する要件及び事故時の活動拠点の要件を考慮して、事故時の活動拠点及び資機材の保管場所を複数整備し、資機材の保管については、必要な機能が同時に損なわれないよう、分散して配備し、転倒・飛散防止対策を講じるとともに、短時間で移動できる場所へ保管する。  なお、UF<sub>6</sub>漏えいに対処するために必要な資機材等は、対策活動を行う放射線業務従事者への化学的影響を考慮したものとす。</p>	<p>(SQAS-11「非常時の措置標準」)  別紙1 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備  1.3 資機材の配備  管理総括者は、UF<sub>6</sub>漏えいに対処するために必要な資機材、及び火災に対処するために必要な資機材を保安規定別表第20に示すとおり配備する。また、別表第20に示す資機材の保管場所に対する要件及び事故時の活動拠点の要件を考慮して、事故時の活動拠点及び資機材の保管場所を複数整備し、資機材の保管については、必要な機能が同時に損なわれないよう、指定された場所に分散して配備し、転倒・飛散防止対策を講じるとともに、短時間で活動場所へ移動できる場所へ保管する。  なお、UF<sub>6</sub>漏えいに対処するために必要な資機材等は、対策活動を行う放射線業務従事者への化学的影響を考慮したものとす。</p>
22-46	252	UF <sub>6</sub> の特性及びUF <sub>6</sub> の漏えい時の挙動並びに化学的毒性による作業環境の悪化、夜間や悪天候下等の様々な環境を考慮し、重大事故に至るおそれのある事故発生時の加工施設の挙動に関する知識の維持・向上を図るための教育・訓練を、定期的	<p>添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備  1.2 教育・訓練の実施  ・UF<sub>6</sub>の特性及びUF<sub>6</sub>の漏えい時の挙動並びに化学的毒性による作業環境の悪化、夜間や悪天候下等の様々な環境を考慮し、重大事故に至るおそれがある事故発生時の加工施設の挙動に関する知識の維持・向上を図るための教育・訓練を、定期的</p>	<p>(SQAS-11「非常時の措置標準」)  別紙1 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備  1.2 教育・訓練の実施  ・UF<sub>6</sub>の特性及びUF<sub>6</sub>の漏えい時の挙動並びに化学的毒性による作業環境の悪化、夜間や悪天候下等の様々な環境を考慮し、重大事故に至るおそれがある事故発生時の加工施設の挙動に関する知識の維持・向上を図るための教育・訓練を、定期的</p>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
22-47	252	訓練については、防災組織全体で連携した対策活動について、年1回以上の頻度で総合訓練を実施する。また、防災組織の各班が実施する、通報、避難誘導、救護、モニタリング、運転管理や事故対処等について、年1回以上の頻度で個別訓練を実施する。また、円滑な要員招集を可能とするため、夜間及び休日を含め、定期的に非常招集訓練を実施する。	<p>添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備</p> <p>1.2 教育・訓練の実施</p> <p>・訓練については、防災組織全体で連携した対策活動について、年1回以上の頻度で総合訓練を実施する。また、防災組織の各班が実施する、通報、避難誘導、救護、モニタリング、運転管理や事故対処等について、年1回以上の頻度で個別訓練を実施する。また、円滑な要員招集を可能とするため、夜間及び休日を含め、定期的に非常招集訓練を実施する。</p>	<p>(SQAS-11「非常時の措置標準」)</p> <p>別紙1 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備</p> <p>1.2 教育・訓練の実施</p> <p>・訓練については、防災組織全体で連携した対策活動について、年1回以上の頻度で総合訓練を実施する。また、防災組織の各班が実施する、通報、避難誘導、救護、モニタリング、運転管理や事故対処等について、年1回以上の頻度で個別訓練を実施する。また、円滑な要員招集を可能とするため、夜間及び休日を含め、定期的に非常招集訓練を実施する。</p>
22-48	252	事故対処に使用する資機材等の繰り返しの取り扱いによる習熟、汎用機器の予備品交換等の経験等を積み、事故の対策に必要な資機材及び手順書を即時に使用可能なように整備し、及びそれらを用いた事故時対応訓練を行う。	<p>添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備</p> <p>1.2 教育・訓練の実施</p> <p>・事故対処に使用する資機材等の繰り返しの取り扱いによる習熟、汎用機器の予備品交換等の経験等を積み、事故の対策に必要な資機材及び手順書を即時に使用可能なように整備し、及びそれらを用いた事故時の対応の訓練を行う。</p>	<p>(SQAS-11「非常時の措置標準」)</p> <p>別紙1 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備</p> <p>1.2 教育・訓練の実施</p> <p>・事故対処に使用する資機材等の繰り返しの取り扱いによる習熟、汎用機器の予備品交換等の経験等を積み、事故の対策に必要な資機材及び手順書を即時に使用可能なように整備し、及びそれらを用いた事故時の対応の訓練を行う。</p>
22-49	添 7-19	重大に至るおそれがある事故が発生した場合の条件等を適切に設定し、それらに対して具体的かつ実行可能な対策を用意し、想定される事故に対して有効な効果が期待できる手順を定めるものとする。	<p>添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備</p> <p>1.4 標準書の整備</p> <p>管理総括者は、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の発生を防止するため、<u>重大に至るおそれがある事故が発生した場合の条件等を適切に設定し、それらに対して具体的かつ実行可能な対策を用意し、想定される事故に対して有効な効果が期待できる</u>以下の事項を含む標準書を整備する。</p>	<p>(SQAS-11「非常時の措置標準」)</p> <p>別紙1 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備</p> <p>1.4 標準書の整備</p> <p>管理総括者は、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の発生を防止するため、<u>重大に至るおそれがある事故が発生した場合の条件等を適切に設定し、それらに対して具体的かつ実行可能な対策を用意し、想定される事故に対して有効な効果が期待できる</u>以下の事項を含む標準書を整備する。</p>
22-50	添 7-19	また、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる大規模な損壊が発生した場合（以下「大規模損壊」という。）に対処するため、手順書を整備し、その手順書に従って活動を行うための体制及び資機材を整備するものとする。当該の手順書に従って活動を行うとともに、事故対処に必要な資機材を用いた個別訓練及び総合訓練を定期的に実施する。	<p>添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備</p> <p>2. 大規模損壊への対応</p> <p>管理総括者は、加工施設に大規模損壊及びそれに伴う大規模な火災が発生した場合における事故対処の体制について、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合と同一の防災組織とし、加工事業変更許可に記載した安全対策が機能するよう、<u>予め必要な手順書及び資機材を以下の項目を考慮して整備するとともに要員を確保する</u>。手順書には、消火活動等の手順の他、大規模損壊が発生した状況等を踏まえた必要な情報の種類、入手方法を定め、監視項目、確認項目、機器等の操作、対処事項、優先順位及び手順書間の相互関係等を明確にする。また、手順書及び資機材については、以下の項目を考慮して整備し、<u>当該の手順書に従って活動を行うために、防災組織要員に対し、大規模損壊における加工施設の挙動に関する知識の蓄積を図る教育を定期的（年1回以上）に行うとともに、事故対処に必要な資機材を用いた消火活動等の個別訓練及び防災組織全体で連携した総合訓練を定期的（年1回以上）に実施する</u>。また、管理総括者は、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の影響を緩和するための対策に関すること及び放射性物質の放出を低減するための対策に関することを標準書に定める。</p>	<p>(SQAS-11「非常時の措置標準」)</p> <p>別紙1 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備</p> <p>2. 大規模損壊への対応</p> <p>管理総括者は、加工施設に大規模損壊及びそれに伴う大規模な火災が発生した場合における事故対処の体制について、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合と同一の防災組織とし、加工事業変更許可に記載した安全対策が機能するよう、<u>予め必要な手順書及び資機材を以下の項目を考慮して整備するとともに要員を確保する</u>。手順書には、消火活動等の手順の他、大規模損壊が発生した状況等を踏まえた必要な情報の種類、入手方法を定め、監視項目、確認項目、機器等の操作、対処事項、優先順位及び手順書間の相互関係等を明確にする。また、手順書及び資機材については、以下の項目を考慮して整備し、<u>当該の手順書に従って活動を行うために、防災組織要員に対し、大規模損壊における加工施設の挙動に関する知識の蓄積を図る教育を定期的（年1回以上）に行うとともに、事故対処に必要な資機材を用いた消火活動等の個別訓練及び防災組織全体で連携した総合訓練を定期的（年1回以上）に実施する</u>。また、管理総括者は、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の影響を緩和するための対策に関すること及び放射性物質の放出を低減するための対策に関することを標準書に定める。</p>

## 【加工事業変更許可内容の保安規定への反映確認】

## ●第二十二条（重大事故等の拡大の防止等）関連

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
			<p><b>赤字斜体</b>：7/26 変更認可申請のうち許可抽出事項反映箇所、<b>赤字</b>：7/26 変更認可申請事項</p> <p><b>青字斜体</b>：補正申請のうち許可抽出事項反映箇所、<b>青字</b>：補正申請事項</p> <p><b>緑字斜体</b>：既反映事項</p>	<p><b>青字斜体</b>：反映予定、<b>緑字斜体</b>：既反映事項</p>
22-51	添 7-19	<p>臨界事故の発生防止については、「本文ロ（イ）核燃料物質の臨界防止に関する構造」に示したように、核的制限値として形状寸法、質量、減速度又はそれらの組み合わせにより管理する。</p>	<p>(説明)核的制限値は、設工認申請書で設定している。</p> <p>保安規定では、設工認申請書で設定した核的制限値のうち、核燃料物質の臨界安全上の制限値として設備機器の寸法又は容積を制限することが困難なもののソフト管理について規定している。</p> <p>(臨界安全管理)</p> <p>第 35 条 各課長は、核燃料物質を取扱う設備機器のうち、核燃料物質の臨界安全上の制限値として設備機器の寸法又は容積を制限することが困難なものについて、取扱う核燃料物質の質量、寸法・等が、別表第 2 に掲げる核的制限値を超えないよう下記に掲げる基準に従業員等に遵守させ、十分な対策を講じる。</p>	<p>(SQAS-06「加工施設の操作標準」)</p> <p>6.1 加工施設の操作管理</p> <p>(4) 各課長は、核的制限値及び熱的制限値を有する設備の操作にあたっては、下記内容を含んだ要領書を作成し、これを遵守することを操作する者に周知徹底する。</p> <p>(STD-SC0102「臨界安全管理要領」)</p> <p>4. 臨界安全設計</p> <p>4.1 基本的な考え方</p> <p>(3) ウランを収納する設備機器のうち、その形状寸法または容積を制限し得るものについては、その形状寸法または容積について核的制限値を設定する。</p> <p>(4) 上記(3)を適用することが困難な場合には、取扱うウラン自体の質量、形状寸法、容積または溶液の濃度等について核的制限値を設定する。この場合、誤操作等を考慮しても工程中のウランが核的制限値を超えないよう、十分に対策を講じる。</p>
22-52	添 7-22	<p>(2)大規模な自然災害（震度 5 以上の大地震等）の発生が予測できる場合又は発生した場合は、生産設備を停止する措置及び退避等の防護措置を行う。</p>	<p>添付 2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備</p> <p>・大規模な自然災害が発生した場合、加工施設内外で大きな事故が発生した場合及びそのおそれがある場合における、加工設備本体の停止・退避等の措置を講じるための手順。</p>	<p>(SQAS-11「非常時の措置標準」)</p> <p>別紙 1 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.4 標準書の整備</p> <p>管理総括者は、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の発生を防止するため、以下の事項を含む標準書を整備する。</p> <p>・大規模な自然災害が発生した場合、加工施設内外で大きな事故が発生した場合及びそのおそれがある場合における、加工設備本体の停止・退避等の措置を講じるための手順。</p>
22-53	添 7-22, 23	<p>(9)事故対処に必要な資機材として、可搬消防ポンプ、放射線測定機器類、通信連絡設備、化学防護服、防護具、携帯照明、可搬式発電機及び投光器等を整備する。これらの設備又は資機材は、必要な個数及び容量を有する方針とする。また、対処に必要な容量の防火水槽を整備する。さらに大規模損壊が発生した場合に使用不可とならないよう複数個所に分散配置や離隔配置し、転倒・飛散防止対策を講じるとともに、短時間で活動場所へ移動できる場所へ保管する。</p>	<p>事故対処に必要な資機材については、別表第 20 防災資機材一覧に規定している。</p> <p>1.3 資機材の配備</p> <p>管理総括者は、UF<sub>6</sub>漏えいに対処するために必要な資機材、及び火災に対処するために必要な資機材を保安規定別表第 20 に示すとおり配備する。また、別表第 20 に示す資機材の保管場所に対する要件及び事故時の活動拠点の要件を考慮して、事故時の活動拠点及び資機材の保管場所を複数整備し、資機材の保管については、必要な機能が同時に損なわれることがないよう、分散して配備し、転倒・飛散防止対策を講じるとともに、短時間で移動できる場所へ保管する。</p> <p>なお、UF<sub>6</sub>漏えいに対処するために必要な資機材等は、対策活動を行う放射線業務従事者への化学的影響を考慮したものとす。</p>	<p>(SQAS-11「非常時の措置標準」)</p> <p>6.1 事前対策</p> <p>保安規定第 80 条に定める非常時対策組織として別図 1 に示す防災組織をおく。</p> <p>(4) 非常時用器材の整備</p> <p>管理総括者は、防災組織に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線計測器、投光器等をあらかじめ準備し、常に使用可能な状態に整備しておく。整備する防災資機材を別表 1 に示す。また、それらの管理方法については、「防災資機材管理要領」に定める。</p> <p>別紙 1 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備</p> <p>1.3 資機材の配備</p> <p>管理総括者は、UF<sub>6</sub>漏えいに対処するために必要な資機材、及び火災に対処するために必要な資機材を保安規定別表第 20 に示すとおり配備する。また、別表第 20 に示す資機材の保管場所に対する要件及び事故時の活動拠点の要件を考慮して、事故時の活動拠点及び資機材の保管場所を複数整備し、資機材の保管については、必要な機能が同時に損なわれることがないよう、指定された場所に分散して配備し、転倒・飛散防止対策を講じるとともに、短時間で活動場所へ移動できる場所へ保管する。</p> <p>なお、UF<sub>6</sub>漏えいに対処するために必要な資機材等は、対策活動を行う放射線業務従事者への化学的影響を考慮したものとす。</p>
22-54	添 7-23	<p>(10)消火活動及び救助活動等に必要なアクセスルートを含め、当該ルートには通行の支障となるものを設置しない。</p>	<p>添付 1 「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」</p> <p>1.1 内部火災</p> <p>(4) 標準書の整備</p> <p>② 管理総括者は、火災及び爆発発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを標準書に定める。</p> <p>6) 屋外消火栓による消火活動、救助活動等が円滑に行われるよう、2 つ以上のアクセスルートを定め、当該ルートには通行の支障となるものを設置しない。</p>	<p>SQAS-24 火災防護活動標準</p> <p>10. 火災の影響を軽減する為に必要な措置</p> <p>10.4 消火活動</p> <p>(4) 消火活動及び救助活動等に必要な 2 つ以上のアクセスルートを予め定め、当該ルートには通行の支障となるものを設置しない。</p> <p>(5) 消防吏員到着後は、消防吏員に状況説明等引き継ぎを行い、消防吏員の指示に従い消火活動を行う。なお、消火活動（消火活動及び救助活動等に必要なアクセスルート含む）に必要な手順は「STD-SC1321-02消火活動手順」に定める。</p> <p>STD-SC1321-02 消火活動手順</p> <p>6.1 消火活動</p> <p>(3) 注水消火</p> <p>④現場活動管理者は、給水場所、アクセスルート及び消火の優先順位等を現場活動隊に指示する。アクセスルートの選定にあたっては、「消火栓等配置場所」（添付 3）及び「屋外消火栓からのアクセスルート図」（添付 4）を参考にすること。</p>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
			<p><b>赤字斜体</b>：7/26 変更認可申請のうち許可抽出事項反映箇所、<b>赤字</b>：7/26 変更認可申請事項</p> <p><b>青字斜体</b>：補正申請のうち許可抽出事項反映箇所、<b>青字</b>：補正申請事項</p> <p><b>緑字斜体</b>：既反映事項</p>	<p><b>青字斜体</b>：反映予定、<b>緑字斜体</b>：既反映事項</p>
22-55	添 7-24	実施組織各班の要員は（添七）-第0-6 図に示すように、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合、並びにウラン粉末の漏えい及び火災が重畳した場合にも対処できるように確保する。	<p>添付 2 「重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備」</p> <p><b>図-1 防災組織現場活動隊（実施組織）の役割分担と要員数に規定している。</b></p>	<p>SQAS-11 非常時の措置標準</p> <p><b>図-1 防災組織現場活動隊（実施組織）の役割分担と要員数に規定している。</b></p>
22-56	添 7-24	夜間操業時においても、防災組織の要員が揃うまでの間、事故発生直後の初動対応のために必要な事業所内に常駐する要員を確保する。転換工場の夜間操業時における初動対応要員体制を（添七）-第0-7 図に示す。	<p>添付 2 「重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備」</p> <p><b>図-2 転換工場の夜間操業時における初動対応要員体制に規定している。</b></p>	<p>SQAS-11 非常時の措置標準</p> <p><b>図-2 転換工場の夜間操業時における初動対応要員体制に規定している。</b></p>
22-57	添 7-25	防災組織対策本部の活動拠点として、緊急時対策室（防災ルーム）を設け、実施組織及び支援組織間で情報交換を行うための通信連絡設備、並びに社外への連絡及び通報を行うための機器を設置する。また万一、その緊急時対策室が使用できなくなる場合に備え、予備の緊急時対策室（代替防災ルーム）も設定する。活動拠点を（添七）-第0-8 図に示す。	<p>添付 2 「重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備」</p> <p>1.1 体制の整備</p> <p>(4) 防災組織対策本部の活動拠点</p> <p><b>防災組織対策本部の活動拠点として、緊急時対策室（防災ルーム）を設け、実施組織及び支援組織間で情報交換を行うための通信連絡設備、並びに社外への連絡及び通報を行うための機器を設置する。</b></p> <p><b>また、万一その緊急時対策室（防災ルーム）が使用できなくなる場合に備え、予備の緊急時対策室（代替防災ルーム）を設定し、同等の通信連絡設備等を設置する。</b></p>	<p>SQAS-11 非常時の措置標準</p> <p>別紙 1 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備</p> <p>1.1 体制の整備</p> <p>(4) 防災組織対策本部の活動拠点</p> <p><b>防災組織対策本部の活動拠点として、緊急時対策室（防災ルーム）を設け、実施組織及び支援組織間で情報交換を行うための通信連絡設備、並びに社外への連絡及び通報を行うための機器を設置する。</b></p> <p><b>また、万一その緊急時対策室（防災ルーム）が使用できなくなる場合に備え、予備の緊急時対策室（代替防災ルーム）を設定し、同等の通信連絡設備等を設置する。</b></p> <p><i>(STD-SC1312 防災組織活動要領に緊急時対策室と予備の緊急時対策室、資機材の分散配置を記載予定)</i></p>
22-58	添 7-25	UF <sub>6</sub> 漏えいに対処するため必要な資機材、及び火災に対処するため必要な資機材を（添七）-第0-4 表に（資機材の保管場所を（添七）-第0-9 図に）、また資機材の保管場所に対する要件を、事故時の活動拠点の要件と共に（添七）-第0-5 表に示す。なお、UF <sub>6</sub> 漏えいに対処するために必要な資機材等は、対策活動を行う放射線業務従事者への化学的影響を考慮したものである。	<p>添付 2 「重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備」</p> <p>1.3 資機材の配備</p> <p><b>管理総括者は、UF<sub>6</sub> 漏えいに対処するために必要な資機材、及び火災に対処するために必要な資機材を保安規定別表第 20 に示すとおり配備する。また、別表第 20 に示す資機材の保管場所に対する要件及び事故時の活動拠点の要件を考慮して、事故時の活動拠点及び資機材の保管場所を複数整備し、資機材の保管については、必要な機能が同時に損なわれないよう、分散して配備し、転倒・飛散防止対策を講じるとともに、短時間で活動場所へ移動できる場所へ保管する。</b></p> <p><b>なお、UF<sub>6</sub> 漏えいに対処するために必要な資機材等は、対策活動を行う放射線業務従事者への化学的影響を考慮したものである。</b></p>	<p>SQAS-11 非常時の措置標準</p> <p>別紙 1 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備</p> <p>1.3 資機材の配備</p> <p><b>管理総括者は、UF<sub>6</sub> 漏えいに対処するために必要な資機材、及び火災に対処するために必要な資機材を保安規定別表第 20 に示すとおり配備する。また、別表第 20 に示す資機材の保管場所に対する要件及び事故時の活動拠点の要件を考慮して、事故時の活動拠点及び資機材の保管場所を複数整備し、資機材の保管については、必要な機能が同時に損なわれないよう、指定された場所に分散して配備し、転倒・飛散防止対策を講じるとともに、短時間で活動場所へ移動できる場所へ保管する。</b></p> <p><b>なお、UF<sub>6</sub> 漏えいに対処するために必要な資機材等は、対策活動を行う放射線業務従事者への化学的影響を考慮したものである。</b></p> <p><i>(STD-SC1312 防災組織活動要領に緊急時対策室と予備の緊急時対策室、資機材の分散配置を記載予定)</i></p>
			<p>添付 2 「重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備」</p> <p>1.1 体制の整備</p> <p>(4) 防災組織対策本部の活動拠点</p> <p><b>防災組織対策本部の活動拠点として、緊急時対策室（防災ルーム）を設け、実施組織及び支援組織間で情報交換を行うための通信連絡設備、並びに社外への連絡及び通報を行うための機器を設置する。</b></p> <p><b>また、万一その緊急時対策室（防災ルーム）が使用できなくなる場合に備え、予備の緊急時対策室（代替防災ルーム）を設定し、同等の通信連絡設備等を設置する。</b></p>	<p>SQAS-11 非常時の措置標準</p> <p>別紙 1 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備</p> <p>1.1 体制の整備</p> <p>(4) 防災組織対策本部の活動拠点</p> <p><b>防災組織対策本部の活動拠点として、緊急時対策室（防災ルーム）を設け、実施組織及び支援組織間で情報交換を行うための通信連絡設備、並びに社外への連絡及び通報を行うための機器を設置する。</b></p> <p><b>また、万一その緊急時対策室（防災ルーム）が使用できなくなる場合に備え、予備の緊急時対策室（代替防災ルーム）を設定し、同等の通信連絡設備等を設置する。</b></p> <p><i>(STD-SC1312 防災組織活動要領に緊急時対策室と予備の緊急時対策室、資機材の分散配置を記載予定)</i></p>
22-59	添 7-25	加工施設に大規模損壊及びそれに伴う大規模な火災が	<p>添付 2 「重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備」</p>	<p>SQAS-11 非常時の措置標準</p> <p>別紙 1 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備</p>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
		<p>発生した場合における事故対応の体制については、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合と同一の「防災組織」(添七)-第4-5図)とし、予め必要な手順書及び資機材を整備するとともに要員を確保する。</p> <p>手順書及び資機材については、以下の項目を考慮して整備し、当該の手順書に従って活動を行うために、防災組織要員に対し、大規模損壊における加工施設の挙動に関する知識の蓄積を図る教育を定期的(年1回以上)に行うとともに、事故対応に必要な資機材を用いた消火活動等の個別訓練及び防災組織全体で連携した総合訓練を定期的(年1回以上)に実施する。</p>	<p><b>赤字斜体</b>: 7/26 変更認可申請のうち許可抽出事項反映箇所、<b>赤字</b>: 7/26 変更認可申請事項  <b>青字斜体</b>: 補正申請のうち許可抽出事項反映箇所、<b>青字</b>: 補正申請事項  <b>緑字斜体</b>: 既反映事項</p> <p>2. 大規模損壊への対応  管理総括者は、加工施設に大規模損壊及びそれに伴う大規模な火災が発生した場合における事故対応の体制について、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合と同一の防災組織とし、加工事業変更許可に記載した安全対策が機能するよう、予め必要な手順書及び資機材を以下の項目を考慮して整備するとともに要員を確保する。手順書には、消火活動等の手順の他、大規模損壊が発生した状況等を踏まえた必要な情報の種類、入手方法を定め、監視項目、確認項目、機器等の操作、処理事項、優先順位及び手順書間の相互関係等を明確にする。また、手順書及び資機材については、以下の項目を考慮して整備し、当該の手順書に従って活動を行うために、防災組織要員に対し、大規模損壊における加工施設の挙動に関する知識の蓄積を図る教育を定期的(年1回以上)に行うとともに、事故対応に必要な資機材を用いた消火活動等の個別訓練及び防災組織全体で連携した総合訓練を定期的(年1回以上)に実施する。また、管理総括者は、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の影響を緩和するための対策に関すること及び放射性物質の放出を低減するための対策に関することを標準書に定める。</p>	<p><b>青字斜体</b>: 反映予定、<b>緑字斜体</b>: 既反映事項</p> <p>2. 大規模損壊への対応  管理総括者は、加工施設に大規模損壊及びそれに伴う大規模な火災が発生した場合における事故対応の体制について、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合と同一の防災組織とし、加工事業変更許可に記載した安全対策が機能するよう、予め必要な手順書及び資機材を以下の項目を考慮して整備するとともに要員を確保する。手順書には、消火活動等の手順の他、大規模損壊が発生した状況等を踏まえた必要な情報の種類、入手方法を定め、監視項目、確認項目、機器等の操作、処理事項、優先順位及び手順書間の相互関係等を明確にする。また、手順書及び資機材については、以下の項目を考慮して整備し、当該の手順書に従って活動を行うために、防災組織要員に対し、大規模損壊における加工施設の挙動に関する知識の蓄積を図る教育を定期的(年1回以上)に行うとともに、事故対応に必要な資機材を用いた消火活動等の個別訓練及び防災組織全体で連携した総合訓練を定期的(年1回以上)に実施する。また、管理総括者は、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の影響を緩和するための対策に関すること及び放射性物質の放出を低減するための対策に関することを標準書に定める。</p> <p>SQAS-13 保安教育・訓練計画  6.1.1 保安教育の計画  (1) 管理総括者は、毎年度、保安教育訓練計画(様式17)を定める。  (2) 管理総括者が定める教育・訓練項目は、「保安規定」別表第1-1-①のとおりとする。なお、保安品質目標の達成及びマネジメントシステムの有効性の継続的な改善に向けて自らがどのように貢献できるかを確実に認識させるため、保安品質目標を含む保安品質マネジメントシステムに関する内容を含むものとする。また、教育・訓練項目には、火災防護活動、自然災害等発生時の保全活動、重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊時発生時の保全活動に関する事項及びUF<sub>6</sub>の化学的影響を考慮した措置に関する以下の事項を含めること。</p>
22-60	添7-25, 26	<p>1. 大規模損壊の発生時において大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外消火栓設備、可搬消防ポンプ等を用いて大規模な火災に対して消火活動を実施する手順は、重大事故に至るおそれがある事故と同じである。</li> </ul>	<p>添付2「重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備」  2.1 大規模な火災に対する対策  大規模な火災に対して、重大事故に至るおそれがある事故と同じ手順により、屋外消火栓設備、可搬消防ポンプ等を用いて消火活動を実施する。</p>	<p>SQAS-11 非常時の措置標準  別紙1 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備  2.1 大規模な火災に対する対策  大規模な火災に対して、重大事故に至るおそれがある事故と同じ手順により、屋外消火栓設備、可搬消防ポンプ等を用いて消火活動を実施する。</p> <p>STD-SC1321-02 消火活動手順  6.1 消火活動  (3) 注水消火  現場活動管理者から注水消火の指示を受けた現場活動隊は、下記に示す手順により対応する。なお、消火活動中はその状況を逐次、現場活動管理者に無線機を使い報告する。  ①現場活動隊は下記に示す装備を着用し、火災現場に向かう。  ・空気マスク(呼吸用ボンベ付き一体型防護マスク)  ・耐火服  ・ヘルメット等  ②初動対応で発災部門が実施する設備停止及び水素供給停止等が完了していることを確認する。未実施又は実施中の場合は、それらの助勢を行う。  ③漏水による設備への水の侵入にともなう電気火災防止及び感電を防ぐため、注水する設備機器(但し、建物の閉じ込め機能維持に必要な設備機器を除く)の電源断の措置を行う。  ④現場活動管理者は、給水場所、アクセスルート及び消火の優先順位等を現場活動隊に指示する。アクセスルートの選定にあたっては、「消火栓等配置場所」(添付3)及び「屋外消火栓からのアクセスルート図」(添付4)を参考にすること。  ⑤指示を受けた現場活動隊は、必要数連結した消防ホースを最寄りの非常扉から建物内に引き込む等、屋外消火栓や可搬消防ポンプを用いた注水の準備を整える。なお、全交流電源喪失等により屋外消火栓が使用できない場合は、可搬消防ポンプを使用する。  ⑥現場活動隊は、未臨界確保の観点から注水に先立ち下記事項を確認し、その結果を、現場活動管理者に報告する。異常があった場合、対策グループは、注水方法及び追加対応について協議する。  ・「注水注意マップ」(添付5)に記載の注意事項が守られていること。  ・注水注意設備(※1)の被水防止カバーに損傷がないこと。  ・設備又は容器等からウラン粉末が漏れいし、10.7cm(※2)を超えて堆積していないこと。  ※1 ウランの減速度(H/U)を管理し、最小臨界質量を超えたウラン粉末を内包する設備であって水の浸入を防ぐため、被水防止カバーが設置されている設備。対象の設備については、「注水注意設備一覧」(添付6)を参照すること。  ※2 最適減速、水全反射を考慮した無限平板の厚み制限値。  ⑦現場活動隊は、下記事項に注意し消火にあたる。</p>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
			<p><b>赤字斜体</b>：7/26 変更認可申請のうち許可抽出事項反映箇所、<b>赤字</b>：7/26 変更認可申請事項</p> <p><b>青字斜体</b>：補正申請のうち許可抽出事項反映箇所、<b>青字</b>：補正申請事項</p> <p><b>緑字斜体</b>：既反映事項</p>	<p><b>青字斜体</b>：反映予定、<b>緑字斜体</b>：既反映事項</p>
22-61	添 7-26	<p>2. 重大事故に至るおそれがある事故の発生を防止するための対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模損壊発生時に加工施設の外部にウラン粉末が飛散した場合に備えて、集塵機等を用いてウラン粉末を回収する手順、固着剤を用いてウラン粉末を固定する手順、加工施設周辺への気体状のUF<sub>6</sub>等の拡散を防止するため、可搬消防ポンプにより原料倉庫周囲に散水を行う手順及び大型航空機の衝突により大規模な火災が発生した場合は、屋外消火栓設備、可搬消防ポンプ等による消火活動を実施するための手順等を設ける。</li> <li>・対策に必要な資機材の保管場所は、(添七)-第4表に示すように加工施設の内部及び周辺に分散して設置する。</li> <li>・必要により東海NOAH、他のウラン加工事業者等の社外組織へ支援を要請し、放射線管理(モニタリング)、放射線防護措置及び消火活動等に係る協力要員及び資機材の提供を受けて活動にあたる。</li> </ul>	<p>添付2「重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備」</p> <p>2.2 重大事故に至るおそれがある事故の発生を防止するための対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>大規模損壊発生時に加工施設の外部にウラン粉末が飛散した場合に備えて、集塵機等を用いてウラン粉末を回収する手順、固着剤を用いてウラン粉末を固定する手順等を設ける。</b></li> <li>・大規模損壊発生時に加工施設周辺への気体状のUF<sub>6</sub>等の拡散を防止するため、可搬消防ポンプにより原料倉庫周囲に散水を行う手順及び大型航空機の衝突により大規模な火災が発生した場合に備え、屋外消火栓設備、可搬消防ポンプ等による消火活動を実施するための手順等を設ける。</li> <li>・必要により東海NOAH、他のウラン加工事業者等の社外組織へ支援を要請し、放射線管理(モニタリング)、放射線防護措置及び消火活動等に係る協力要員及び資機材の提供を受けて活動にあたる。</li> </ul>	<p>SQAS-11 非常時の措置標準</p> <p>別紙1 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備</p> <p>2.2 重大事故に至るおそれがある事故の発生を防止するための対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>大規模損壊発生時に加工施設の外部にウラン粉末が飛散した場合に備えて、集塵機等を用いてウラン粉末を回収する手順、固着剤を用いてウラン粉末を固定する手順等を設ける。</b></li> <li>・大規模損壊発生時に加工施設周辺への気体状のUF<sub>6</sub>等の拡散を防止するため、可搬消防ポンプにより原料倉庫周囲に散水を行う手順及び大型航空機の衝突により大規模な火災が発生した場合に備え、屋外消火栓設備、可搬消防ポンプ等による消火活動を実施するための手順等を設ける。</li> <li>・必要により東海NOAH、他のウラン加工事業者等の社外組織へ支援を要請し、放射線管理(モニタリング)、放射線防護措置及び消火活動等に係る協力要員及び資機材の提供を受けて活動にあたる。</li> </ul> <p>STD-SC1321-02 消火活動手順</p> <p>6.1 消火活動</p> <p>初動対応の初期消火活動により消火できなかった場合は、防災班が消火活動にあたる。下記に実施事項を示す。</p> <p>(3) 注水消火</p> <p>現場活動管理者から注水消火の指示を受けた現場活動隊は、下記に示す手順により対応する。なお、消火活動中はその状況を逐次、現場活動管理者に無線機を使い報告する。</p> <p>①現場活動隊は下記に示す装備を着用し、火災現場に向かう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空気マスク(呼吸用ボンベ付き一体型防護マスク)</li> <li>・耐火服</li> <li>・ヘルメット等</li> </ul> <p>②初動対応で防災部門が実施する設備停止及び水素供給停止等が完了していることを確認する。未実施又は実施中の場合は、それらの助勢を行う。</p> <p>③漏水による設備への水の侵入にともなう電気火災防止及び感電を防ぐため、注水する設備機器(但し、建物の閉じ込め機能維持に必要な設備機器を除く)の電源断の措置を行う。</p> <p>④現場活動管理者は、給水場所、アクセスルート及び消火の優先順位等を現場活動隊に指示する。アクセスルートの選定にあたっては、「消火栓等配置場所」(添付3)及び「屋外消火栓からのアクセスルート図」(添付4)を参考にすること。</p> <p>⑤指示を受けた現場活動隊は、必要数連結した消防ホースを最寄りの非常扉から建物内に引き込む等、屋外消火栓や可搬消防ポンプを用いた注水の準備を整える。なお、全交流電源喪失等により屋外消火栓が使用できない場合は、可搬消防ポンプを使用する。</p> <p>⑥現場活動隊は、未臨界確保の観点から注水に先立ち下記事項を確認し、その結果を、現場活動管理者に報告する。異常があった場合、対策グループは、注水方法及び追加対応について協議する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「注水注意マップ」(添付5)に記載の注意事項が守られていること。</li> <li>・注水注意設備(※1)の被水防止カバーに損傷がないこと。</li> <li>・設備又は容器等からウラン粉末が漏れいし、10.7cm(※2)を超えて堆積していないこと。</li> </ul> <p>※1 ウランの減速度(H/U)を管理し、最小臨界質量を超えたウラン粉末を内包する設備であって水の浸入を防ぐため、被水防止カバーが設置されている設備。対象の設備については、「注水注意設備一覧」(添付6)を参照すること。</p> <p>※2 最適減速、水全反射を考慮した無限平板の厚み制限値。</p> <p>⑦現場活動隊は、下記事項に注意し消火にあたる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現場活動隊は、自身の安全を確保しながら注水を開始する。放水する者と屋外消火栓及び可搬消防ポンプのバルブ操作者は、合図により、放水のタイミングを図ること。</li> <li>・注水特別注意設備周辺の注水消火は、被水防止カバーを損傷させないように、噴霧放水を基本とし、火災源が高所又は遠方にある等、噴霧放水による消火が困難な場合に限り棒状放水により行う。</li> <li>・転換工場内の火災の場合、原料倉庫側へ延焼することを防止するため原料倉庫側に近い設備機器を優先して消火を行う。</li> <li>・分析室内の火災の場合、薬品棚に向けて注水しないこと。</li> </ul> <p>(STD-SC1321 緊急時対応要領にウラン粉末を回収する手順を記載予定)</p>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
22-62	添 7-26	3. 対策の実施に必要な情報の把握 ・大規模損壊が発生した場合に対し、手順書に定めた情報について、可搬式の計測機器を用いた防災組織要員による巡視点検等により事故状況を把握する。 ・加工施設内及び敷地内の情報の把握には、放射線測定器、監視カメラ、照明等も整備する。	赤字斜体：7/26 変更認可申請のうち許可抽出事項反映箇所、赤字：7/26 変更認可申請事項 青字斜体：補正申請のうち許可抽出事項反映箇所、青字：補正申請事項 緑字斜体：既反映事項 添付2「重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備」 2.3 対策の実施に必要な情報の把握 ・大規模損壊が発生した場合に対し、手順書に定めた情報について、可搬式の計測機器を用いた防災組織要員による巡視点検等により事故状況を把握する。 ・加工施設内及び敷地内の情報の把握のため、放射線測定器、監視カメラ、投光器等を整備する。	青字斜体：反映予定、緑字斜体：既反映事項 SQAS-11 非常時の措置標準 別紙1 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 2.3 対策の実施に必要な情報の把握 ・大規模損壊が発生した場合に対し、手順書に定めた情報について、可搬式の計測機器を用いた防災組織要員による巡視点検等により事故状況を把握する。 ・加工施設内及び敷地内の情報の把握のため、放射線測定器、監視カメラ、投光器等を整備する。  SQAS-11 非常時の措置標準 <u>別表1 防災資機材一覧（監視カメラは「核物質防護規定」に記載）。</u>
22-63	添 7-30	表 UF <sub>6</sub> 漏えい初動対応における最少必要人員（夜間操業時）	添付2「重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備」 <u>表-1 UF<sub>6</sub>漏えい初動対応における最少必要人員（夜間操業時）</u>	SQAS-11 非常時の措置標準 別紙1 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 <u>表-1 UF<sub>6</sub>漏えい初動対応における最少必要人員（夜間操業時）</u> に規定している。
22-64	添 7-30	表 火災初動対応における最少必要人員（夜間操業時）	添付2「重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備」 <u>表-2 火災初動対応における最少必要人員（夜間操業時）</u>	SQAS-11 非常時の措置標準 別紙1 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 <u>表-2 火災初動対応における最少必要人員（夜間操業時）</u> に規定している。
22-65	添 7-31～36	防災資機材一覧（UF <sub>6</sub> 漏えい対応、火災対応）	<u>別表第20 防災資機材一覧</u>	SQAS-11 非常時の措置標準 <u>別表1 防災資機材一覧</u> に規定している。
22-66	添 7-37	表 事故時の活動拠点、資機材保管場所	添付2「重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備」 <u>1.3 資機材の配備</u> 管理総括者は、UF <sub>6</sub> 漏えいに対処するために必要な資機材、及び火災に対処するために必要な資機材を保安規定別表第20に示すとおり配備する。また、別表第20に示す資機材の保管場所に対する要件及び事故時の活動拠点の要件を考慮して、事故時の活動拠点及び資機材の保管場所を複数整備し、資機材の保管については、必要な機能が同時に損なわれることがないように、分散して配備し、転倒・飛散防止対策を講じるとともに、短時間で活動場所へ移動できる場所へ保管する。 <u>なお、UF<sub>6</sub>漏えいに対処するために必要な資機材等は、対策活動を行う放射線業務従事者への化学的影響を考慮したものとす。</u>	SQAS-11 非常時の措置標準 別紙1 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 体制の整備 管理総括者は、重大事故に至るおそれがある事故に対処するための体制として、下記の事項を考慮した防災組織（保安規定第80条の非常時対策組織に該当）を設置する。 (4) 防災組織対策本部の活動拠点 防災組織対策本部の活動拠点として、緊急時対策室（防災ルーム）を設け、実施組織及び支援組織間で情報交換を行うための通信連絡設備、並びに社外への連絡及び通報を行うための機器を設置する。 <u>また、万一その緊急時対策室（防災ルーム）が使用できなくなる場合に備え、予備の緊急時対策室（代替防災ルーム）を設定し、同等の通信連絡設備等を設置する。</u> <u>1.3 資機材の配備</u> 管理総括者は、UF <sub>6</sub> 漏えいに対処するために必要な資機材、及び火災に対処するために必要な資機材を保安規定別表第20に示すとおり配備する。また、別表第20に示す資機材の保管場所に対する要件及び事故時の活動拠点の要件を考慮して、事故時の活動拠点及び資機材の保管場所を複数整備し、資機材の保管については、必要な機能が同時に損なわれることがないように、指定された場所に分散して配備し、転倒・飛散防止対策を講じるとともに、短時間で活動場所へ移動できる場所へ保管する。 <u>なお、UF<sub>6</sub>漏えいに対処するために必要な資機材等は、対策活動を行う放射線業務従事者への化学的影響を考慮したものとす。</u>
22-67	添 7-88～91	室内及び建物外へのUF <sub>6</sub> 漏えいに関する対処（別添6）	第102条（六ふっ化ウラン漏えい事故のリスクを低減させるための措置に係る計画及び実施）～第119条（地震時の六ふっ化ウラン漏えいリスクを減少させる措置） （六ふっ化ウランの直噴及び退避時のばく露を防止する措置） 第104条 転換課長は、作業員への直接ばく露を防止するために、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備の運転中は防護カバー内側を立入禁止区域に設定し、その旨を転換課の操作員に掲示させる。 <u>2. 担当課長は、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備の運転中に立入制限区域へ立入る者に対し、HF用防護具の常時着用を義務付ける。また、立入管理区域へ立入る者に対し、HF用防護具の常時携行を義務付ける。</u> <u>3. 六ふっ化ウランを正圧で扱う設備の運転中に立入制限区域へ立入る者は、HF用防護具を常時着用する。また、立入管理区域へ立入る者は、HF用防護具を常時携行する。</u> （六ふっ化ウラン漏えいの検知） 第105条 転換課長は、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備の運転中に常時、転換課の操作員1名を中央制御室に配置し、HF漏えい検知警報設備による警報及び目視（補助的に監視力	SQAS-07 放射線管理標準 6. 計画及び実施 6.5 UF <sub>6</sub> 漏えい時の作業員への影響を防止するための措置 6.5.1 UF <sub>6</sub> の直噴及び退避時のばく露を防止する措置 (1) 転換課長は、作業員への直接ばく露を防止するために、UF <sub>6</sub> を正圧で扱う設備の運転中に防護カバーを設置するとともに、防護カバー内側を立入禁止区域に設定し、その旨を転換課の操作員に掲示させる。 (2) UF <sub>6</sub> を正圧で扱う設備の運転中に設置する防護カバーの要件は以下とする。 1) 防護カバーは、UF <sub>6</sub> を正圧で扱う設備を覆うように設置する。防護カバーは、運転操作及びUF <sub>6</sub> 漏えい時の事故対応において支障のない構造及び配置とする。 2) 転換加工室側の防護カバーは、UF <sub>6</sub> の拡散を遅らせ、退避時のばく露を防止するために、開口部のない構造とする。 3) 原料倉庫側の防護カバーについては、UF <sub>6</sub> を正圧で扱う設備のフードボックスの局所排気に伴う給気のための開口部を天井部分に設ける。 4) 防護カバーは、UF <sub>6</sub> 漏えいに耐え、かつ火災の発生を考慮し難燃性の材料を用い、地震時においても周辺設備に影響を与えないものとする。



No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
			<p><b>赤字斜体</b>：7/26 変更認可申請のうち許可抽出事項反映箇所、<b>赤字</b>：7/26 変更認可申請事項  <b>青字斜体</b>：補正申請のうち許可抽出事項反映箇所、<b>青字</b>：補正申請事項  <b>緑字斜体</b>：既反映事項</p>	<p><b>青字斜体</b>：反映予定、<b>緑字斜体</b>：既反映事項</p>
			<p>メラ)で監視させる。なお、監視カメラは、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備全体を視認できるように設置する。  (六ふっ化ウラン漏えい事故発生の周知)  第106条 転換課長は、中央制御室内の転換課の操作員に、HF漏えい検知警報設備 (UF6 フードボックス内、UF6 防護カバー内、UF6 防護カバー外) の発報もしくは目視により六ふっ化ウラン漏えいを確認した場合、直ちに構内一斉放送 (迅速かつ確実に実施できるものとする。)により、工場棟及び隣接する付属建物並びに放射線管理棟の第1種管理区域の立入者に退避指示を行わせると同時に、社内へ事故発生を周知させる。  2. 中央制御室内の転換課の操作員は、HF漏えい検知警報設備の発報もしくは目視により六ふっ化ウラン漏えいを確認した場合、直ちに構内一斉放送により、工場棟及び隣接する付属建物並びに放射線管理棟の第1種管理区域の立入者に退避指示を行うと同時に、社内へ事故発生を周知する。  (立入制限区域及び立入管理区域の設定と立入者限定)  第107条 管理総括者は、六ふっ化ウラン漏えい時に作業者を迅速かつ確実に避難させるため、通常時において以下の措置を行う。  (1) 六ふっ化ウラン漏えい時に被ばく又は化学的影響を受けうる作業者の絶対数を抑制するために、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備の配置を考慮して、転換工場のうちの原料倉庫を立入制限区域、転換加工室、付帯設備室、廃棄物処理室、チェックタンク室、工作室及び計器室、並びに第2核燃料倉庫、作業室(2)、除染室(2)を立入管理区域とする。  (2) 六ふっ化ウランを正圧で扱う設備の運転中は、立入制限区域内で実施可能な業務を、転換作業及び安全維持のために必要な別表第18に定める作業に限定する。また、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備の運転中に立入管理区域内で作業を行うもの又は立入る者は、別表第19の教育を受け安全管理課長に許可された者に限る。  (3) 行政当局の要請による立入等、(2)で定めた業務以外の立入が必要となった場合、都度立入の必要性と立入者数を勘案し、立入者の安全対策が講じられていることを確認の上、承認する。  (4) 事故時に放射線業務従事者等が速やかに退避できるように単純、明確かつ容易に識別できる安全避難通路を設ける。  2. 安全管理課長は、立入制限区域及び立入管理区域への立入に関して以下の措置を行う。  (1) 立入制限中に別表第18に定めた業務を行う者に対し、別表第19に定める教育を実施した後に、立入制限区域内での作業の許可を与える。また、立入制限中に立入管理区域で業務を行う者に対し、別表第19に定める教育が実施されたことを確認し、立入管理区域内での作業の許可を与える。  (2) 立入許可者を、転換課長に連絡する。  3. 転換課長は、立入制限区域及び立入管理区域の境界となる扉に、立入制限区域及び立入管理区域であることを明示する。  (立入制限区域及び立入管理区域の入域管理)  第108条 転換課長は、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備の運転に伴い実施する立入制限区域及び立入管理区域の入域管理として、以下の措置を行う。  (1) 転換課の操作責任者に、立入制限中は、立入制限区域及び立入管理区域の出入口にその旨を明示させるとともに、施錠させる。  (2) 転換課の操作責任者に、立入制限中に作業員が立入制限区域内及び立入管理区域内へ入域する際、立入を許可された本人であることを確認させる。また、立入管理台帳又は入退管理システムを通じて確認させる。  (立入制限区域及び立入管理区域内での単独作業禁止、防護具携行及び退避)  第109条 担当課長は、立入制限中の立入者に対し以下の措置を行う。  (1) 作業中においても六ふっ化ウランの漏えいを速やかに認知することも含め、相互確認及び事故発生時に協力して退避できるよう、立入制限区域及び立入管理区域内における複数人作業を遵守させる。  (2) 立入制限区域の立入者にHF用防護具を着用させ、退避指示があった場合には、所定の一時退避場所へ速やかに退避させる。また、立入管理区域内立入者にHF用防護具を必ず携行させ、退避指示があった場合には、迅速に防護具を着用させ、所定の一時退避場所へ速やかに退避させる。なお、一時退避場所への退避に支障がある場合は、他の安全避難通路により非常扉から屋外へ退避させる。</p>	<p>(3) 担当課長は、前項3)に伴う措置として、UF<sub>6</sub>を正圧で扱う設備の運転中に立入制限区域へ立入る者に対し、HF用防護具の常時着用を義務付ける。また、立入管理区域へ立入る者は、HF用防護具を常時携行する。  (4) UF<sub>6</sub>を正圧で扱う設備の運転中に立入制限区域へ立入る者は、HF用防護具を常時着用する。また、立入管理区域へ立入る者は、HF用防護具を常時携行する。  6.5.2 UF<sub>6</sub>漏えい事故発生の周知  (1) 転換課長は、中央制御室内の転換課の操作員に、HF漏えい検知警報設備 (UF6 フードボックス内、UF6 防護カバー内、UF6 防護カバー外) の発報もしくは目視によりUF<sub>6</sub>漏えいを確認した場合、直ちに構内一斉放送 (迅速かつ確実に実施できるものとする。)により、工場棟及び隣接する付属建物並びに放射線管理棟の第1種管理区域の立入者に退避指示を行わせると同時に、社内へ事故発生を周知させる。  (2) 中央制御室内の転換課の操作員は、HF漏えい検知警報設備の発報もしくは目視によりUF<sub>6</sub>漏えいを確認した場合、直ちに構内一斉放送により、工場棟及び隣接する付属建物並びに放射線管理棟の第1種管理区域の立入者に退避指示を行うと同時に、社内へ事故発生を周知する。  6.5.3 立入制限区域及び立入管理区域の設定と立入者限定  (1) 管理総括者は、UF<sub>6</sub>漏えい時に作業者を迅速かつ確実に避難させるため、通常時において以下の措置を行う。  1) 六ふっ化ウラン漏えい時に被ばく又は化学的影響を受けうる作業者の絶対数を抑制するために、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備の配置を考慮して、転換工場のうちの原料倉庫を立入制限区域、転換加工室、付帯設備室、廃棄物処理室、チェックタンク室、工作室及び計器室、並びに第2核燃料倉庫、作業室(2)、除染室(2)を立入管理区域とする。  2) UF<sub>6</sub>を正圧で扱う設備の運転中は、立入制限区域内で実施可能な業務を、転換作業及び安全維持のために必要な別表1に定める作業に限定する。また、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備の運転中に立入管理区域内で作業を行うもの又は立入る者は、別表2の教育を受け安全管理課長に許可された者に限る。  3) 行政当局の要請による立入等、前項で定めた業務以外の立入が必要となった場合、都度立入の必要性と立入者数を勘案し、立入者の安全対策が講じられていることを確認の上、承認する。  4) 事故時に放射線業務従事者等が速やかに退避できるように単純、明確かつ容易に識別できる安全避難通路を設ける。  (2) 安全管理課長は、立入制限区域及び立入管理区域への立入に関して以下の措置を行う。  1) 立入制限中に別表1に定めた業務を行う者に対し、別表2に定める教育を実施した後に、立入制限区域内での作業の許可を与える。また、立入制限中に立入管理区域で業務を行う者に対し、別表2に定める教育が実施されたことを確認し、立入管理区域内での作業の許可を与える。  2) 立入許可者を、転換課長に連絡する。  (3) 転換課長は、立入制限区域及び立入管理区域の境界となる扉に、立入制限区域及び立入管理区域であることを明示する。  6.5.4 立入制限区域及び立入管理区域の入域管理  転換課長は、UF<sub>6</sub>を正圧で扱う設備の運転に伴い実施する立入制限区域及び立入管理区域の入域管理として、以下の措置を行う。  (1) 転換課の操作責任者(班長又はリーダー)に、立入制限中は、立入制限区域及び立入管理区域の出入口にその旨を明示させるとともに、施錠させる。  (2) 転換課の操作責任者(班長又はリーダー)に、立入制限中に作業員が立入制限区域及び立入管理区域内へ入域する際、立入を許可された本人であることを確認させる。また、立入管理台帳又は入退管理システムを通じて立入者名、作業内容、立入時刻を立入者に記録させ、立入者を把握させる。  6.5.5 立入制限区域内での単独作業禁止、防護具携行及び退避  (1) 担当課長は、立入制限中の立入者に対し以下の措置を行う。  1) 作業中においてもUF<sub>6</sub>の漏えいを速やかに認知することも含め、相互確認及び事故発生時に協力して退避できるよう、立入制限区域及び立入管理区域内における複数人作業を遵守させる。  2) 立入制限区域の立入者にHF用防護具を着用させ、退避指示があった場合には、所定の一時退避場所へ速やかに退避させる。また、立入管理区域内立入者にHF用防護具を必ず携行させ、退避指示があった場合には、迅速に防護具を着用させ、所定の一時退避場所へ速やかに退避させる。なお、一時退避場所への退避に支障がある場合は、他の安全避難通路により屋外へ退避させる。  (2) 立入者は、立入制限区域及び立入管理区域内における複数人作業を遵守する。また、立入制限区域の立入者はHF用防護具を必ず着用し、退避指示があった場合には、迅速に防護具を着用し、所定の一時退避場所へ速やかに退避する。また、立入管理区域の立入者はHF用防護具を必ず携行し、退避指示があった場合には、迅速に防護具を着用し、所定の一時退避場所へ速やかに退避する。なお、一時退避場所への退避に支障がある場合は、他の安全避難通路により非常扉から屋外へ退避する。  (3) 転換課長は、中央制御室内の転換課の操作員に、UF<sub>6</sub>漏えいがあった場合には、HF用防護具、携行HF検知器を着用させた上、速やかに転換工場内の全ての設備を停止させ、退避させる。  (4) 中央制御室内の転換課の操作員は、UF<sub>6</sub>漏えいがあった場合には、HF用防護具、携行HF検知器を着用した上、転換課の操作責任者(班長又はリーダー)の指示により、速やかに転換工場内の全ての設備を停止し、退避する。</p>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
			<p><b>赤字斜体</b>：7/26 変更認可申請のうち許可抽出事項反映箇所、<b>赤字</b>：7/26 変更認可申請事項  <b>青字斜体</b>：補正申請のうち許可抽出事項反映箇所、<b>青字</b>：補正申請事項  <b>緑字斜体</b>：既反映事項</p> <p><b>2.</b> 立入者は、立入制限区域及び立入管理区域内における複数人作業を遵守する。また、立入制限区域の立入者は HF 用防護具を必ず着用し、退避指示があった場合には、所定の一時退避場所へ速やかに退避する。また、立入管理区域の立入者は HF 用防護具を必ず携帯し、退避指示があった場合には、迅速に防護具を着用し、所定の一時退避場所へ速やかに退避する。なお、一時退避場所への退避に支障がある場合は、他の安全避難通路により非常扉から屋外へ退避する。</p> <p><b>3.</b> 転換課長は、中央制御室内の転換課の操作員に、六ふっ化ウラン漏えいがあった場合には、HF 用防護具、携帯 HF 検知器を着用させた上、速やかに転換工場内の全ての設備を停止させ、退避させる。</p> <p><b>4.</b> 中央制御室内の転換課の操作員は、六ふっ化ウラン漏えいがあった場合には、HF 用防護具、携帯 HF 検知器を着用した上、転換課の操作責任者の指示により、速やかに転換工場内の全ての設備を停止し、退避する。</p> <p><b>5.</b> 安全管理課長は、退避時に自力歩行が困難な負傷者が発生する場合を考慮し、負傷者を搬送するための車輪付担架を配備する。</p> <p><b>6.</b> 立入制限区域及び立入管理区域以外の工場棟及び隣接する付属建物並びに放射線管理棟の第 1 種管理区域への立入者は、構内一斉放送による退避指示を受け、速やかに建屋外の所定の退避場所へ退避する。安全避難通路において支障がある場合は、最寄りの非常扉から建屋外へ退避する。</p> <p>(工場棟及び隣接する付属建物並びに放射線管理棟の第 1 種管理区域への立入者の把握)</p> <p>第 110 条 非常時対策組織は、六ふっ化ウラン漏えい時に、第 46 条に基づく出入管理の記録を、工場棟及び隣接する付属建物並びに放射線管理棟の第 1 種管理区域への立入者の点呼確認に使用する。</p> <p>(六ふっ化ウランの UF6 シリンダ内への閉じ込め)</p> <p>第 114 条 非常時対策組織は、六ふっ化ウラン漏えい事故を収束させるため、六ふっ化ウランを UF6 シリンダ内へ閉じ込める措置として、要員に化学防護服(耐 HF 仕様)、呼吸用ボンベ付一体型防護マスク及び携帯 HF 検知器を着用させ、2 人組で UF6 シリンダのバルブ閉止等を実施させる。作業は化学的影響を受けないよう、携帯 HF 検知器で化学防護服内の HF 濃度を確認の上、実施させる。</p> <p>(六ふっ化ウランの建屋外への漏えい監視)</p> <p>第 115 条 非常時対策組織は、第 113 条第 3 項の対応終了後、転換工場の建屋外等に六ふっ化ウランが漏えいしていないことを確認するため、要員に HF 用防護具を着用の上、転換工場の建屋外周及び成型工場との境界における HF 濃度を定期的に測定させる。</p> <p>(六ふっ化ウラン漏えい時の要救助者の確認)</p> <p>第 111 条 転換課の操作員は、六ふっ化ウラン漏えいによる退避指示を受け、立入制限区域及び立入管理区域から逃げ遅れた者がいないことを確認するため、立入管理台帳又は入退域管理システムをもとに点呼を行い、非常時対策組織へ点呼結果を連絡する。</p> <p><b>2.</b> 非常時対策組織は、転換課の操作員からの点呼結果、工場棟及び隣接する付属建物並びに放射線管理棟の第 1 種管理区域からの退避者の点呼結果に基づき、立入者に要救助者がいないことを確認する。</p> <p>(六ふっ化ウラン漏えい時の救助活動)</p> <p>第 112 条 転換課の操作責任者は、立入制限区域内に要救助者が確認された場合、転換課の操作員に、化学防護服(耐 HF 仕様)、呼吸用ボンベ付一体型防護マスク及び携帯 HF 検知器を着用の上、2 人組で救助活動を実施させる。また、化学的影響を受けないよう携帯 HF 検知器で化学防護服内の HF 濃度を確認の上、救助活動を実施させる。</p> <p>また、立入管理区域内に要救助者が確認された際には、転換加工室に HF の影響がないことを確認の上で、一時退避場所に退避した転換課員以外の従事者にも HF 防護具及び携帯 HF 検知器を着用させ、救助活動を実施させる。</p> <p><b>2.</b> 転換課の操作員は、立入制限区域内に要救助者が確認された場合、化学防護服(耐 HF 仕様)、呼吸用ボンベ付一体型防護マスク及び携帯 HF 検知器を着用の上、2 人組で救助活動を実施する。転換課の操作員は、化学的影響を受けないよう携帯 HF 検知器で化学防護服内の HF 濃度を確認の上、救助活動を実施する。なお、要救助者の所在場所を、立入管理台帳又は入退域管理システム上の作業内容及び要救助者の共同作業からの聞き取りにより特定する。</p> <p>(六ふっ化ウランの建屋内への閉じ込め措置)</p> <p>第 113 条 転換課長は、作業環境に漏えいした六ふっ化ウランが気体廃棄設備により転換工</p>	<p>関連下部標準等</p> <p><b>青字斜体</b>：反映予定、<b>緑字斜体</b>：既反映事項</p> <p>(5) 立入制限区域及び立入管理区域以外の工場棟及び隣接する付属建物並びに放射線管理棟の第 1 種管理区域への立入者は、構内一斉放送による退避指示を受け、速やかに建屋外の所定の退避場所へ退避する。安全避難通路において支障がある場合は、最寄りの非常扉から建屋外へ退避する。</p> <p>6.5.6 工場棟及び隣接する付属建物並びに放射線管理棟の第 1 種管理区域への立入者の把握</p> <p>非常時対策組織は、UF<sub>6</sub>漏えい時に、6.1.5 に基づく出入管理の記録を、工場棟及び隣接する付属建物並びに放射線管理棟の第 1 種管理区域への立入者の点呼確認に使用する。</p> <p>SQAS-11 非常時の措置標準</p> <p>6.4 UF<sub>6</sub>漏えい事故のリスクを低減させるための措置</p> <p>管理総括者は、以下に示す UF<sub>6</sub>漏えい事故のリスクを低減させるための措置について、「緊急時対応要領」、「防災組織活動要領」及び「防災資機材管理要領」に定める。</p> <p>(1) UF<sub>6</sub>漏えい時の作業への影響を防止するための措置</p> <p>① UF<sub>6</sub>漏えい時の要救助者の確認</p> <p>イ) 転換課の操作員は、UF<sub>6</sub>漏えいによる退避指示を受け、立入制限区域及び立入管理区域から逃げ遅れた者がいないことを確認するため、立入管理台帳又は入退域管理システムをもとに点呼を行い、非常時対策組織へ点呼結果を連絡する。</p> <p>ロ) 非常時対策組織は、転換課の操作員からの点呼結果、工場棟及び隣接する付属建物並びに放射線管理棟の第 1 種管理区域からの退避者の点呼結果に基づき、立入者に要救助者がいないことを確認する。</p> <p>② UF<sub>6</sub>漏えい時の救助活動</p> <p>イ) 転換課の操作責任者(班長又はリーダー)は、立入制限区域内に要救助者が確認された場合、転換課の操作員に、化学防護服(耐 HF 仕様)、呼吸用ボンベ付一体型防護マスク及び携帯 HF 検知器を着用の上、2 人組で救助活動を実施させる。また、化学的影響を受けないよう携帯 HF 検知器で化学防護服内の HF 濃度を確認の上、救助活動を実施させる。また、立入管理区域内に要救助者が確認された際には、転換加工室に HF の影響がないことを確認の上で、一時退避場所に退避した転換課員以外の従事者にも HF 防護具及び携帯 HF 検知器を着用させ、救助活動を実施させる。</p> <p>ロ) 転換課の操作員は、立入制限区域内に要救助者が確認された場合、化学防護服(耐 HF 仕様)、呼吸用ボンベ付一体型防護マスク及び携帯 HF 検知器を着用の上、2 人組で救助活動を実施する。転換課の操作員は、化学的影響を受けないよう携帯 HF 検知器で化学防護服内の HF 濃度を確認の上、救助活動を実施する。なお、要救助者の所在場所を、立入管理台帳又は入退域管理システム上に記載の作業内容及び要救助者の共同作業からの聞き取りにより特定する。</p> <p>(2) 一般公衆への影響防止作業及び事故収束作業、並びに作業者の防護措置</p> <p>① UF<sub>6</sub>の建屋内への閉じ込め措置</p> <p>イ) 転換課長は、作業環境に漏えいした UF<sub>6</sub>が気体廃棄設備により転換工場の建屋外へ放出される可能性がある場合、中央制御室内の転換課の操作員に、HF 用防護具、携帯 HF 検知器を着用させた上で、転換工場の気体廃棄設備を速やかに停止させ、退避させる。</p> <p>ロ) 転換課の操作責任者(班長又はリーダー)は、作業環境に漏えいした UF<sub>6</sub>が気体廃棄設備により転換工場の建屋外へ放出される可能性がある場合、転換工場の気体廃棄設備の停止を指示する。中央制御室内の転換課の操作員は、作業環境に漏えいした UF<sub>6</sub>が気体廃棄設備により転換工場の建屋外へ放出される可能性がある場合、HF 用防護具、携帯 HF 検知器を着用した上で、転換工場の気体廃棄設備を速やかに停止し、退避する。</p> <p>ハ) 非常時対策組織は、UF<sub>6</sub>漏えい事故発生後、速やかに必要な扉とシャッターの目張りを行う。目張り作業は、簡易化学防護服と HF 用防護具を着用し、HF 濃度を監視しながら行う。目張り作業終了後は、UF<sub>6</sub>の漏えいに備え、予め原料倉庫周囲への散水を開始する。なお、建物の損傷又は HF が検出された場合には、目張りを中止し原料倉庫の周囲への散水を行う。</p> <p>ニ) 安全管理課長は、UF<sub>6</sub>を正圧で扱う設備に近く、転換工場から直接建屋外につながる箇所に、通常時よりあらかじめ目張り措置を行う。</p> <p>② UF<sub>6</sub>の UF<sub>6</sub>シリンダ内への閉じ込め</p> <p>非常時対策組織は、UF<sub>6</sub>漏えい事故を収束させるため、UF<sub>6</sub>を UF<sub>6</sub>シリンダ内へ閉じ込める措置として、要員に化学防護服(耐 HF 仕様)、呼吸用ボンベ付一体型防護マスク及び携帯 HF 検知器を着用させ、2 人組で UF<sub>6</sub>シリンダのバルブ閉止等を実施させる。作業は化学的影響を受けないよう、携帯 HF 検知器で化学防護服内の HF 濃度を確認の上、実施させる。</p> <p>③ UF<sub>6</sub>の建屋外への漏えい監視</p> <p>非常時対策組織は、必要な扉とシャッターの目張りの対応終了後、転換工場の建屋外等に UF<sub>6</sub>が漏えいしていないことを確認するため、要員に HF 用防護具を着用の上、転換工場の建屋外周及び成型工場との境界における HF 濃度を定期的に測定させる。</p> <p>(3) UF<sub>6</sub>漏えい事故に備えた体制等の整備</p> <p>① UF<sub>6</sub>漏えい時に非常時対策組織の要員を招集する措置</p> <p>イ) 管理総括者は、UF<sub>6</sub>漏えい時に、直ちに非常時対策活動を行えるよう 6.1(1) 項に従い非常時対策組織をあらかじめ</p>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
			<p><b>赤字斜体</b>：7/26 変更認可申請のうち許可抽出事項反映箇所、<b>赤字</b>：7/26 変更認可申請事項  <b>青字斜体</b>：補正申請のうち許可抽出事項反映箇所、<b>青字</b>：補正申請事項  <b>緑字斜体</b>：既反映事項</p> <p>場の建屋外へ放出される可能性がある場合、中央制御室内の転換課の操作員に、HF用防護具、携行HF検知器を着用させた上で、転換工場の気体廃棄設備を速やかに停止させ、退避させる。</p> <p>2. 転換課の操作責任者は、作業環境に漏えいした六ふっ化ウランが気体廃棄設備により転換工場の建屋外へ放出される可能性がある場合、転換工場の気体廃棄設備の停止を指示する。中央制御室内の転換課の操作員は、作業環境に漏えいした六ふっ化ウランが気体廃棄設備により転換工場の建屋外へ放出される可能性がある場合、HF用防護具、携行HF検知器を着用した上で、転換工場の気体廃棄設備を速やかに停止し、退避する。</p> <p>3. 非常時対策組織は、六ふっ化ウラン漏えい事故発生後、速やかに必要な扉とシャッターの目張りを行う。目張り作業は、簡易化学防護服とHF用防護具を着用し、HF濃度を監視しながら行う。目張り作業終了後は、六ふっ化ウランの屋外への漏えいに備え、予め原料倉庫周囲への散水を開始する。なお、建物の損傷又はHFが検出された場合には、目張りを中止し原料倉庫周囲への散水を行う。</p> <p>4. 安全管理課長は、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備に近く、転換工場から直接建屋外につながる箇所に、通常時よりあらかじめ目張り措置を行う。</p> <p>5. 設備技術課長は、HFによるウランの捕集効率低下を防止するため、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備に係る局所排気系及び室内排気系のろ過装置に、耐HF性高性能エアフィルタを使用する。</p> <p>(六ふっ化ウラン漏えい時に非常時対策組織の要員を招集する措置)</p> <p>第116条 管理総括者は、六ふっ化ウラン漏えい時に、直ちに非常時対策活動を行えるよう第80条に従い非常時対策組織をあらかじめ決めておくとともに、速やかに参集できる措置を講じる。</p> <p>2. 管理総括者は、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備の運転時に、非常時対策組織要員のうち初動対応の要員が確実に確保できるように、交代制で待機を指示することにより初動対応の要員の所在を把握する。また、目張り作業を行う要員については、事業所周辺に居住する者を待機要員にすることにより、迅速に参集できるようにする。</p> <p>3. 管理総括者は、待機要員の割り当てが確実に実施できるように非常時対策組織の要員を確保する。</p> <p>4. 安全管理課長は、待機要員の割り当てを取りまとめ、社内に周知する。</p> <p>5. 管理総括者は、台風等の天候条件により非常時対策組織の活動に支障を来すおそれがある場合には、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備の運転停止を指示する。</p> <p>(六ふっ化ウラン漏えい事故に備えた措置)</p> <p>第117条 転換課長は、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備の運転中は、責任者1名、操作員5名以上を配置する。その際、4名以上を立入制限区域及び立入管理区域内に、うち1名を中央制御室に常時配置する。</p> <p>2. 安全管理課長は、六ふっ化ウラン漏えい事故時に中央制御室と非常時対策組織との連絡が密に行えるように、中央制御室に無線機を設置する。</p> <p>3. 安全管理課長は、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備の運転中は、放射線管理担当者1名を事業所に常駐させる。</p> <p>(六ふっ化ウラン漏えい事故に対する非常時用器材の整備)</p> <p>第118条 管理総括者は、第82条の非常時用器材に示す、六ふっ化ウラン漏えい事故対応に必要な非常時用器材を整備する。</p> <p>(地震時の六ふっ化ウラン漏えいリスクを減少させる措置)</p> <p>第119条 管理総括者は、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備の運転中に、震度5以上の地震が予測された場合又は発生した場合、立入制限区域及び立入管理区域からの退避に係る措置及び当該設備の停止措置を定める。</p> <p>2. 担当課長は、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備の運転中に、震度5以上の地震が予測された場合又は発生した場合、立入制限区域の立入者に、一時退避場所に退避させる。また、立入管理区域の立入者に、速やかに携行しているHF用防護具を着用させ、一時退避場所に退避させる。</p> <p>3. 立入制限区域の立入者は、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備の運転中に、震度5以上の地震が予測された場合又は発生した場合、一時退避場所に退避する。また、立入管理区域の立入者は、速やかに携行しているHF用防護具を着用し、一時退避場所に退避する。</p> <p>4. 転換課長は、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備の運転中に、震度5以上の地震が予測された場合又は発生した場合、中央制御室の転換課の操作員に、六ふっ化ウランを正圧で扱</p>	<p>関連下部標準等</p> <p><b>青字斜体</b>：反映予定、<b>緑字斜体</b>：既反映事項</p> <p>はじめ決めておくとともに、速やかに参集できる措置を講じる。</p> <p>ロ) 管理総括者は、UF<sub>6</sub>を正圧で扱う設備の運転時に、非常時対策組織要員のうち初動対応の要員が確実に確保できるように、交代制で待機を指示することにより初動対応の要員の所在を把握する。また、目張り作業を行う要員については、事業所周辺に居住する者を待機要員にすることにより、迅速に参集できるようにする。</p> <p>ハ) 管理総括者は、待機要員の割り当てが確実に実施できるように非常時対策組織の要員を確保する。</p> <p>二) 安全管理課長は、待機要員の割り当てを取りまとめ、社内に周知する。</p> <p>② UF<sub>6</sub>漏えい事故に備えた措置</p> <p>イ) 転換課長は、UF<sub>6</sub>を正圧で扱う設備の運転中は、責任者1名、操作員5名以上を配置する。その際、常時、転換課の操作員4名以上を立入制限区域及び立入管理区域内に、うち1名を中央制御室に配置する。</p> <p>ロ) 安全管理課長は、UF<sub>6</sub>を正圧で扱う設備の運転中は、放射線管理担当者1名を事業所に常駐させる。</p> <p>③ UF<sub>6</sub>漏えい事故に対する非常時用器材の整備</p> <p>イ) 管理総括者は、UF<sub>6</sub>漏えい事故対応に必要な非常時用器材を別表1に示すとおり整備する。</p> <p>ロ) 安全管理課長は、退避時に自力歩行が困難な負傷者が発生する場合を考慮し、負傷者を搬送するための車輪付担架を配備する。また、安全管理課長は、UF<sub>6</sub>漏えい事故時に中央制御室と非常時対策組織との連絡が密に行えるように、中央制御室に無線機を設置する。</p> <p>SQAS-06 加工施設の操作標準</p> <p>6. 計画及び実施</p> <p>6.1 加工施設の操作管理</p> <p>(7) 転換課長は、UF<sub>6</sub>漏えい事故におけるUF<sub>6</sub>漏えい量を抑制するため、UF<sub>6</sub>を正圧で扱う設備を2系統同時に運転しないように運転計画を作成し、核燃料取扱主任者の確認及び管理総括者の承認を受けるとともに、各課長に周知する。また、転換課長は、UF<sub>6</sub>を正圧で扱う設備の運転中に常時、転換課の操作員1名を中央制御室に配置し、HF漏えい検知警報設備による警報及び目視(補助的に監視カメラ)で監視させる。なお、監視カメラは、UF<sub>6</sub>を正圧で扱う設備全体を視認できるように設置する。</p> <p>(8) 設備技術課長は、HFによるウランの捕集効率低下を防止するため、UF<sub>6</sub>を正圧で扱う設備に係る局所排気系及び室内排気系のろ過装置に、耐HF性高性能エアフィルタを使用する。</p> <p>(11) 管理総括者は、台風等の天候条件により非常時対策組織の活動に支障を来すおそれがある場合には、UF<sub>6</sub>を正圧で扱う設備を含め、当社加工施設(核燃料物質の加工設備)の運転の停止を指示する。</p> <p>(12) 各課長は、管理総括者より加工施設の運転を停止するよう指示を受けた場合は、加工施設(核燃料物質の加工設備)の運転を停止する。</p> <p>(13) 管理総括者は、UF<sub>6</sub>を正圧で扱う設備の運転中に、震度5以上の地震が予測された場合又は発生した場合、立入制限区域及び立入管理区域からの退避に係る措置及び当該設備の停止措置を定める。また、当該設備の停止措置の補助的な手段として、地震計と連動して震度5相当以上の揺れを感知した場合に自動停止する措置を大地震対応手順に定める。</p> <p>(14) 担当課長は、UF<sub>6</sub>を正圧で扱う設備の運転中に、震度5以上の地震が予測された場合又は発生した場合、立入制限区域の立入者に、速やかに携行しているHF用防護具を着用させ、一時退避場所に退避させる。また、立入管理区域の立入者に、速やかに携行しているHF用防護具を着用させ、一時退避場所に退避させる。</p> <p>(15) 立入制限区域の立入者は、UF<sub>6</sub>を正圧で扱う設備の運転中に、震度5以上の地震が予測された場合又は発生した場合、速やかに携行しているHF用防護具を着用し、一時退避場所に退避する。また、立入管理区域の立入者に、速やかに携行しているHF用防護具を着用し、一時退避場所に退避させる。</p> <p>(16) 転換課長は、UF<sub>6</sub>を正圧で扱う設備の運転中に、震度5以上の地震が予測された場合又は発生した場合、中央制御室の転換課の操作員に、UF<sub>6</sub>を正圧で扱う設備が自動停止したことを確認させ、自動停止していない場合は、手動にて停止させるとともに転換工場のその他関連設備を停止させる。</p> <p>(17) 中央制御室の転換課の操作員は、UF<sub>6</sub>を正圧で扱う設備の運転中に、震度5以上の地震が予測された場合又は発生した場合、UF<sub>6</sub>を正圧で扱う設備が自動停止したことを確認し、自動停止していない場合は、手動にて停止するとともに転換工場のその他関連設備を停止する。</p>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
			<p><b>赤字斜体</b>：7/26 変更認可申請のうち許可抽出事項反映箇所、<b>赤字</b>：7/26 変更認可申請事項  <b>青字斜体</b>：補正申請のうち許可抽出事項反映箇所、<b>青字</b>：補正申請事項  <b>緑字斜体</b>：既反映事項</p>	<p><b>青字斜体</b>：反映予定、<b>緑字斜体</b>：既反映事項</p>
			<p><b>う設備が自動停止したことを確認させ、自動停止していない場合は、手動にて停止させるとともに転換工場のその他関連設備を停止させる。</b>  5. 中央制御室の転換課の操作員は、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備の運転中に、震度5以上の地震が予測された場合又は発生した場合、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備が<b>自動停止したことを確認し、自動停止していない場合は、手動にて停止するとともに転換工場のその他関連設備を停止する。</b></p>	
22-68	添 7-98	<p>UF<sub>6</sub> を正圧で取り扱う蒸発・加水分解設備の運転時には、当直責任者（転換責任者）1名、当直操作員（転換従事者）5名の合計6名を配置する。（常時4名は、転換工場内で従事）</p>	<p>第117条（六ふっ化ウラン漏えい事故に備えた措置）  （六ふっ化ウラン漏えい事故に備えた措置）  第117条 転換課長は、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備の運転中は、責任者1名、操作員5名以上を配置する。その際、4名以上を立入制限区域<b>及び立入管理区域内</b>に、うち1名を中央制御室に常時配置する。  2. 安全管理課長は、六ふっ化ウラン漏えい事故時に中央制御室と非常時対策組織との連絡が密に行えるように、中央制御室に無線機を設置する。  3. 安全管理課長は、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備の運転中は、放射線管理担当者1名を事業所に常駐させる。</p>	<p>SQAS-11 非常時の措置標準  6.4 UF<sub>6</sub>漏えい事故のリスクを低減させるための措置  （3）UF<sub>6</sub>漏えい事故に備えた体制等の整備  ② UF<sub>6</sub>漏えい事故に備えた措置  イ）転換課長は、UF<sub>6</sub>を正圧で扱う設備の運転中は、責任者1名、操作員5名以上を配置する。その際、常時、転換課の操作員4名以上を立入制限区域<b>及び立入管理区域内</b>に、うち1名を中央制御室に配置する。  ロ）安全管理課長は、UF<sub>6</sub>を正圧で扱う設備の運転中は、放射線管理担当者1名を事業所に常駐させる。</p>
22-69	添 7-98, 99, 100	<p>火災の複数同時発生に係る対処</p>	<p>添付2「重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備」  1. 重大事故に至るおそれがある事故等対策  <b>重大事故に至るおそれがある事故として、加工事業変更許可に記載した安全対策が機能するよう、火災の複数同時発生及び室内並びに建物外へのUF<sub>6</sub>漏えい事象を想定し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制及び手順を整備する。</b></p>	<p>SQAS-11 非常時の措置標準  別紙1 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備  1. 重大事故に至るおそれがある事故等対策  <b>重大事故に至るおそれがある事故として、加工事業変更許可に記載した安全対策が機能するよう、火災の複数同時発生及び室内並びに建物外へのUF<sub>6</sub>漏えい事象を想定し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制及び手順を整備する。</b></p>

## ●その他

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
他-1	添 2-7	(ホ) 技術者に対する教育・訓練設計及び工事並びに運転及び保守を行う技術者に対して、教育訓練計画を定め、担当する職務の遂行に必要な知識、技術・技能の習得、維持及び向上を図るための教育・訓練を毎年度実施する。これまでのウラン加工事業を通じて培われた技術的能力を継承するため、経験を有する者による教育や実地訓練を行うとともに、技術者が担当する職務の遂行に必要な技能を明確にし、適切な力量を有していることを定期的に評価する。	<p style="text-align: center;">保安規定関連条項</p> <p><b>赤字斜体</b>：7/26 変更認可申請のうち許可抽出事項反映箇所、<b>赤字</b>：7/26 変更認可申請事項  <b>青字斜体</b>：補正申請のうち許可抽出事項反映箇所、<b>青字</b>：補正申請事項  <b>緑字斜体</b>：既反映事項</p> <p>(力量、教育・訓練及び認識)</p> <p>第 24 条 管理総括者は、原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員が必要な力量を持ち、自らの活動のもつ意味及び重要性、保安品質目標達成への貢献について認識を高めるための教育・訓練に関する標準書を要員確保上の処置も含めて定める。</p> <p>2. 各部課長等は、全社での教育・訓練を次のとおり実施する。</p> <p>(1) 管理総括者は、前項の標準書に基づき、毎年度、教育・訓練計画を定めること。なお、教育・訓練項目は別表第 1-1-①のとおりとすること。また、教育・訓練項目には、火災防護活動、自然災害等発生時の保全活動、重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に関する事項及び六ふっ化ウランの化学的影響を考慮した措置に関する以下の事項を含めること。</p> <p>イ) 六ふっ化ウラン漏えい事故対策に関すること  ロ) 六ふっ化ウランの危険性に関すること  ハ) 六ふっ化ウランばく露防止に関すること  ニ) 六ふっ化ウラン漏えい時の退避に関すること</p> <p>(2) 管理総括者は、(1) の教育・訓練計画を定めるにあたっては、核燃料取扱主任者の確認及び安全衛生委員会の審議を受けること。</p> <p>(3) 安全管理課長は、(1) の教育・訓練計画に基づき教育・訓練を年 1 回以上実施すること。</p> <p>(4) 安全管理課長は、請負会社従業員について、(1) の教育・訓練計画に基づき原則として自社において教育・訓練を実施すること。ただし、請負会社が自ら教育・訓練を実施する場合は、教育・訓練の項目を提示すると共に、その結果を報告させること。</p> <p>(5) 安全管理課長は、第 49 条に定める管理区域一時立入者に対して、必要に応じ注意書きの配付による教育を実施すること。</p> <p>(6) 安全・品質保証部長は、(3) 及び(4) の教育・訓練の結果を評価し、実施結果及び改善の必要性を管理総括者へ報告すること。</p> <p>3. 担当部長は、加工施設の操作員の教育・訓練を次のとおり実施する。</p> <p>(1) 担当部長は、第 1 項の標準書に基づきあらかじめ定めた、火災防護活動、自然災害等発生時の保全活動、重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動及び六ふっ化ウラン漏えい事故のリスクを低減させるための措置に関する事項を含む加工施設の操作で習得すべき事項とその評価方法に従って、毎年度、自部門の要員に対する教育・訓練を実施すること。</p> <p>(2) 担当部長は、(1) の教育・訓練の結果を評価し、実施結果及び改善の必要性を管理総括者へ報告すること。</p> <p>4. 管理総括者は、緊急作業についての教育・訓練を次のとおり実施する。</p> <p>(1) 管理総括者は、第 2 項の教育・訓練の他に、第 87 条の 2 の緊急作業従事者に対して、別表第 1-1-②に定める緊急作業についての教育・訓練を安全管理課長に実施させること。</p> <p>(2) 安全・品質保証部長は、前号の教育・訓練の実施結果を評価し、実施結果及び改善の必要性を管理総括者へ報告すること。</p> <p>5. 管理総括者は、第 2 項(6)、第 3 項(2) 及び第 4 項(2) の報告内容を評価し、必要に応じて標準書を改め、次年度の教育・訓練計画に反映する。</p> <p>(非常時訓練)</p> <p>第 25 条 管理総括者は、第 78 条、第 89 条、第 95 条、第 98 条及び第 102 条に定める標準書に基づき、従業員等に対する非常時訓練に関する標準書を定める。</p> <p>2. 管理総括者は、前項の標準書に基づき、毎年度、非常時訓練の計画(以下「訓練計画」という。)を定める。また、非常時訓練には、六ふっ化ウランの漏えいに対処するための以下の訓練を含み、六ふっ化ウラン漏えいを想定した訓練を年 1 回実施する。</p> <p>(1) 初動対応としての六ふっ化ウラン漏えいの検知、事故発生時の周知、迅速及び確実な退避、並びに逃げ遅れが発生した場合の迅速な救助  (2) 拡大防止措置としての六ふっ化ウランの建屋内への閉じ込め、及び事故収束、並びに建屋外への漏えいの監視</p> <p>3. 管理総括者は、前項の訓練計画を定めるにあたっては、核燃料取扱主任者の確認及び安全衛生委員会の審議を受ける。</p> <p>4. 安全管理課長は、第 2 項の訓練計画に基づき、非常時訓練を年 1 回以上実施する。</p>	<p style="text-align: center;">関連下部標準等</p> <p><b>青字斜体</b>：反映予定、<b>緑字斜体</b>：既反映事項</p> <p>(SQAS-13「保安教育・訓練標準」)</p> <p>6. 計画及び実施</p> <p>6.1 保安教育</p> <p>安全管理課長は、次の事項を含んだ「環境安全衛生教育訓練要領」を作成し実施する。但し、6.1.2 項(3)については、本標準により実施する。</p> <p>6.1.1 保安教育の計画</p> <p>(1) 管理総括者は、毎年度、保安教育訓練計画(様式 17)を定める。</p> <p>(2) 管理総括者が定める教育・訓練項目は、「保安規定」別表第 1-1-①のとおりとする。なお、保安品質目標の達成及びマネジメントシステムの有効性の継続的な改善に向けて自らがどのように貢献できるかを確実に認識させるため、保安品質目標を含む保安品質マネジメントシステムに関する内容を含むものとする。また、教育・訓練項目には、火災防護活動、自然災害等発生時の保全活動、重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に関する事項及び UF6 の化学的影響を考慮した措置に関する以下の事項を含めること。</p> <p>1) UF6 漏えい事故対策に関すること  2) UF6 の危険性に関すること  3) UF6 ばく露防止に関すること  4) UF6 漏えい時の退避に関すること</p> <p>(3) 管理総括者は、(1) の保安教育訓練計画を定めるにあたっては、核燃料取扱主任者の確認及び安全衛生委員会の審議を受ける。</p> <p>(4) 安全管理課長は、(3) の審議を受け、承認された保安教育訓練計画に関し、次に掲げる改訂が必要になった場合は、変更を行う。</p> <p>1) 項目の追加、変更又は削除  2) 計画の遅延(予定月を超えない範囲の場合を除く)</p> <p>(5) 管理総括者は、(4) で変更された保安教育訓練計画について、(3) に従い改訂する。</p> <p>6.1.2 保安教育の実施</p> <p>(1) 安全管理課長は、6.1.1 項(1) の教育・訓練計画に基づき教育・訓練を年 1 回以上実施する。</p> <p>(2) 安全管理課長は、請負会社従業員について、6.1.1 項(1) の教育・訓練計画に基づき原則として自社において教育・訓練を実施する。ただし、請負会社が自ら教育・訓練を実施する場合は、「環境安全衛生教育訓練要領」に基づき、教育・訓練の内容を提示すると共に、その結果を請負会社から報告させる。</p> <p>(3) 安全管理課長は、管理区域一時立入者に対して、必要に応じて、注意書きの配布による教育を実施する。</p> <p>6.2 加工施設の操作員の教育・訓練及び要員確保上の処置</p> <p>担当部長は、加工施設の操作員の教育・訓練次のとおり実施する。</p> <p>必要な場合には、当該業務の遂行上支障をきたさぬ様、配置転換、一時的応援等で力量を持つ要員確保を図ることとするが、過去の経験者等に関しては、その経験等を考慮して力量評価を行うことができるものとする。</p> <p>6.2.1 加工施設の操作員の教育・訓練の要領</p> <p>担当部長は、火災防護活動、自然災害等発生時の保全活動、重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に関する事項及び UF6 漏えい事故のリスクを低減させるための措置に関する事項を含む加工施設の操作員の教育・訓練要領を作成する。</p> <p>6.2.2 加工施設の操作員の教育・訓練の実施</p> <p>担当部長は、あらかじめ定めた加工施設の操作で習得すべき事項とその評価方法に従って、毎年度、自部門の要員に対する教育・訓練を実施する。</p> <p>6.3 スタッフ、管理職の教育・訓練</p> <p>担当部長は、スタッフ、管理職の「スキル管理」として、教育・訓練を次のとおり実施する。</p> <p>6.3.1 スタッフ、管理職の教育・訓練の要領</p> <p>総務課長は、スタッフ、管理職の「スキル管理」を定めた教育・訓練要領を作成する。</p> <p>6.3.2 スタッフ、管理職の教育・訓練の実施</p> <p>担当部長は、あらかじめ「スキル管理」で定めた習得すべき事項とその評価方法に従って、毎年度、自部門の要員に対する教育・訓練を実施する。</p> <p>6.4 保安規定改訂時の教育</p>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
			<p><b>赤字斜体</b>：7/26 変更認可申請のうち許可抽出事項反映箇所、<b>赤字</b>：7/26 変更認可申請事項  <b>青字斜体</b>：補正申請のうち許可抽出事項反映箇所、<b>青字</b>：補正申請事項  <b>緑字斜体</b>：既反映事項</p> <p>5. 安全・品質保証部長は、前項の訓練の結果を評価し、実施結果及び改善の必要性を管理総括者へ報告する。</p> <p>6. 管理総括者は、前項の報告内容を評価し、必要に応じて第1項の訓練のための標準書、並びに第78条、第89条、第95条、第98条及び第102条に定める非常時の措置に係る標準書を改め、次年度の訓練計画に反映する。  (操作員の確保)  第29条 各課長は、第24条に定める教育・訓練を修了し、加工施設の操作に必要な力量を有する者に操作させる。  2. 各課長は、加工施設の操作に必要な構成人員をそろえ操作させる。</p>	<p><b>青字斜体</b>：反映予定、<b>緑字斜体</b>：既反映事項</p> <p>(1) 保安規定が改訂された場合、安全・品質保証課は担当部門長に教育を実施する。  (2) 安全・品質保証課長は、様式12により、担当部門長に部門内の教育を指示する。  (3) 担当部門長は、部門内の教育実施後、様式13を安全・品質保証課に提出する。</p> <p>6.5 保安文書改訂時の教育  各課長は、保安文書が改訂された場合、自部門内の教育を実施する。この際、一次、二次文書、三次文書のうち、環境安全衛生管理標準書の改訂時教育については、安全・品質保証課からの教育依頼内容（業務連絡）に従う。</p> <p>6.6 非常時訓練  6.6.1 非常時訓練の計画  (1) 管理総括者は、毎年度、非常時訓練の計画（様式17。以下「訓練計画」とする）を定める。また、非常時訓練には、UF6の漏えいに対処するための以下の訓練を含み、UF6漏えいを想定した訓練を年1回実施する。  1) 初動対応としてのUF6漏えいの検知、事故発生時の周知、迅速及び確実な退避、並びに逃げ遅れが発生した場合の迅速な救助  2) 拡大防止措置としてのUF6の建屋内への閉じ込め、及び事故収束、並びに建屋外への漏えいの監視  (2) 管理総括者は、(1)の訓練計画を定めるにあたっては、核燃料取扱主任者の確認及び安全衛生委員会の審議を受ける。</p> <p>6.6.2 非常時訓練の実施  安全管理課長は、6.6.1項(1)の訓練計画に基づき、非常時訓練を年1回以上実施する。</p> <p>7. 評価及び改善  7.1 保安教育  (1) 安全・品質保証部長は、6.1.2項(1)及び(2)の教育・訓練の結果を評価し、実施結果及び改善の必要性を管理総括者へ報告する。  (2) 管理総括者は、前項の報告内容を評価し、必要に応じて本標準を改め、次年度の教育・訓練計画に反映する。</p> <p>7.2 加工施設の操作員の教育・訓練  (1) 担当部長は、6.2.2項の教育・訓練の結果を評価し、実施結果及び改善の必要性を管理総括者へ報告する。  (2) 管理総括者は、前項の報告内容を評価し、必要に応じて本標準を改め、次年度の教育・訓練計画に反映する。</p> <p>7.3 スタッフ、管理職の教育・訓練  (1) 担当部長は、6.3.2項の教育・訓練の結果を評価し、上長へ報告する。  (2) 上長は、前項の報告内容を確認する。</p> <p>7.4 保安規定改訂時の教育  (1) 安全・品質保証部長は、6.4項の教育の結果を評価し、実施結果及び改善の必要性を管理総括者へ報告する。  (2) 管理総括者は、前項の報告内容を評価し、必要に応じて本標準を改める。</p> <p>7.5 保安文書改訂時の教育  (1) 担当部長は、6.5項の教育の結果を評価し、実施結果及び改善の必要性を管理総括者へ報告する。  (2) 管理総括者は、前項の報告内容を評価し、必要に応じて本標準を改める。</p> <p>7.6 非常時訓練  (1) 安全・品質保証部長は、6.6.2項の訓練の結果を評価し、実施結果及び改善の必要性を管理総括者へ報告する。  (2) 管理総括者は、前項の報告内容を評価し、必要に応じて本標準及び「非常時の措置標準」を改め、次年度の非常時訓練計画に反映する。  (SQAS-06「加工施設の操作標準」)</p> <p>6. 計画及び実施  6.1 加工施設の操作管理  (2) 各課長は、「保安教育・訓練標準」に基づき、加工施設を操作する者の力量評価及び加工施設の操作に必要な力量を有する者に操作させることを要領書に定める。  (3) 各課長は、加工施設の操作に必要な構成人員を明確にした要領書を作成する。</p>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
他-2	添 2-7	(へ) 有資格者等の選任・配置 保安の監督を行う核燃料取扱主任者及びその代理者(以下「核燃料取扱主任者等」という。)は、核燃料取扱主任者免状を有する者であって、核燃料物質等の取扱いの業務に従事した期間が3年以上である者のうちから、社長が選任する。さらに、核燃料取扱主任者等は、核燃料物質の取扱いに関して保安のために必要な指示等の職務が適切に遂行できるよう、核燃料取扱主任者の配置は、(添二)-第1図のとおり設計及び工事並びに運転及び保守の業務から独立した立場として配置する。	<p>赤字斜体: 7/26 変更認可申請のうち許可抽出事項反映箇所、赤字: 7/26 変更認可申請事項 青字斜体: 補正申請のうち許可抽出事項反映箇所、青字: 補正申請事項 緑字斜体: 既反映事項</p> <p>(核燃料取扱主任者の選任) 第18条 核燃料取扱主任者は、加工施設の保安を監督する専任者(第17条に定める職務を兼務しないこと。)として、核燃料取扱主任者免状を有し、核燃料物質等の取扱いの業務に従事した期間が3年以上ある者のうちから、社長が選任する。 2. 核燃料取扱主任者が出張、疾病、その他のやむを得ない事情により、その職務を遂行できない場合を考慮して、核燃料取扱主任者免状を有し、核燃料物質等の取扱いの業務に従事した期間が3年以上ある者のうちから、社長はあらかじめ代理者を選任しておく。その場合、代理者は核燃料取扱主任者としてその職務を遂行する。</p> <p>第1図 保安管理組織図</p>	<p>青字斜体: 反映予定、緑字斜体: 既反映事項</p> <p>(SQAS-18「監視、測定、データ分析及び評価標準」) 7. 核燃料取扱主任者による監視 7.1 核燃料取扱主任者の選任 (1) 核燃料取扱主任者は、加工施設の保安を監督する専任者(保安規定第17条に定める職務を兼務しないこと。)として、核燃料取扱主任者免状を有し、核燃料物質等の取扱いの業務に従事した期間が3年以上ある者のうちから、社長が選任する。 (2) 核燃料取扱主任者が出張、疾病、その他のやむを得ない事情により、その職務を遂行できない場合を考慮して、核燃料取扱主任者免状を有し、核燃料物質等の取扱いの業務に従事した期間が3年以上ある者のうちから、社長はあらかじめ代理者を選任しておく。その場合、代理者は核燃料取扱主任者としてその職務を遂行する。また、核燃料取扱主任者の代理者は専任者としての要求は除く。 (SQAM「保安品質保証計画書」) 図3 保安管理組織図</p>
他-3	添 2-7	保安管理組織図	第1図 保安管理組織図	(SQAM「保安品質保証計画書」) 図3 保安管理組織図
他-4	添 5-5	ウラン輸送物を貯蔵する場合は、シリンダ貯蔵ピット配列のうち北側及び西側の最外周のピットにはシリンダは貯蔵しない。計算モデルを(添五)-第ニ-23図に示す。	第4図(2) 原料貯蔵所 ウラン粉末・六ふっ化ウラン貯蔵エリア図	(SQAS-09「核燃料物質の管理標準」) 図2 原料貯蔵所 ウラン粉末・六ふっ化ウラン貯蔵エリア図